

平成27年第4回平群町議会  
定例会会議録（第1号）

|   |   |  |
|---|---|--|
| 招 集 年 月 日                                     | 平成27年9月9日   |  |
| 招 集 の 場 所                                     | 平群町議会議場   |  |
| 開 会 （ 開 議 ）                                   | 9月9日午前9時7分宣告（第1日）   |  |
| 出 席 議 員                                       | 1 番 山 本 隆 史<br>3 番 井 戸 太 郎<br>5 番 稲 月 敏 子<br>7 番 山 口 昌 亮<br>9 番 高 幣 幸 生<br>1 1 番 下 中 一 郎  | 2 番 城 内 敏 之<br>4 番 森 田 勝<br>6 番 植 田 い ず み<br>8 番 山 田 仁 樹<br>1 0 番 窪 和 子<br>1 2 番 馬 本 隆 夫   |
| 欠 席 議 員                                       | な し   |  |
| 地方自治法第121条<br>第1項の規定により<br>説明のため出席<br>した者の職氏名 | 町 長<br>副 町 長<br>教 育 長<br>会 計 管 理 者<br>理 事（政策推進課長）<br>理 事（総務防災課長）<br>理 事（都市建設課長）<br>理 事（教育委員会総務課長）<br>理 事（上下水道課長）<br>税 務 課 長<br>住 民 生 活 課 長<br>健 康 保 険 課 長<br>福 祉 課 長<br>観 光 産 業 課 長<br>総 務 防 災 課 参 事<br>住 民 生 活 課 参 事 | 岩 崎 万 勉<br>中 島 伊 三 郎<br>岡 弘 明<br>瓜 生 浩 章<br>大 浦 孝 夫<br>経 堂 裕 士<br>植 田 充 彦<br>西 本 勉<br>島 野 千 洋<br>西 脇 洋 貴<br>上 田 武 司<br>辰 巳 育 弘<br>塚 本 敏 孝<br>寺 口 嘉 彦<br>橋 本 雅 至<br>北 樋 口 政 弘 |
| 本会議に職務の<br>ため出席した者<br>の職氏名                    | 議 会 事 務 局 長<br>主 幹<br>主 任   | 上 田 昌 弘<br>田 中 裕 美<br>竹 村 恵  |
| 町 長 提 出 議 案<br>の 題 目                          | 議案第41号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について   |  |

町長提出議案  
の題目

- |           |   |
|-----------|---|
| 議案第 4 2 号 | 平群町空き家等の適正管理に関する条例の制定について                   |
| 議案第 4 3 号 | 平群町手数料条例の一部を改正する条例について                      |
| 議案第 4 4 号 | 平成 2 7 年度平群町一般会計補正予算（第 3 号）について             |
| 議案第 4 5 号 | 平成 2 7 年度平群町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について       |
| 議案第 4 6 号 | 平成 2 7 年度平群町学校給食費特別会計補正予算（第 1 号）について        |
| 議案第 4 7 号 | 平成 2 7 年度平群町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について         |
| 議案第 4 8 号 | 平群町道路線の認定について                               |
| 議案第 4 9 号 | 総合スポーツセンター防災拠点施設整備工事の請負契約の締結について            |
| 議案第 5 0 号 | 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| 諮問第 2 号   | 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて                |
| 諮問第 3 号   | 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて                |
| 認定第 1 号   | 平成 2 6 年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について               |
| 認定第 2 号   | 平成 2 6 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 認定第 3 号   | 平成 2 6 年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について         |
| 認定第 4 号   | 平成 2 6 年度平群町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について          |
| 認定第 5 号   | 平成 2 6 年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について       |
| 認定第 6 号   | 平成 2 6 年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について          |

|                              |  |
|------------------------------|--|
| 町長提出議案<br>の<br>題<br>目        | <p>認定第 7号 平成26年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第 8号 平成26年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第 9号 平成26年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第10号 平成26年度平群町水道事業会計決算の認定について</p> |
| 議 事 日 程                      | 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。   |
| 会 議 録 署 名 議 員<br>の<br>氏<br>名 | <p>議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。</p> <p>5番 稲 月 敏 子                      6番 植 田 い ず み</p>  |

平成 27 年 第 4 回 ( 9 月 )  
平群町議会定例会議事日程 ( 第 1 号 )

平成 27 年 9 月 9 日 ( 水 )  
午 前 9 時 開 議

- |        |           |  |
|--------|-----------|--|
| 日程第 1  |           | 会議録署名議員の指名について   |
| 日程第 2  |           | 会期の決定について  |
| 日程第 3  |           | 諸般の報告  |
| 日程第 4  | 議案第 4 1 号 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について |
| 日程第 5  | 議案第 4 2 号 | 平群町空き家等の適正管理に関する条例の制定について  |
| 日程第 6  | 議案第 4 3 号 | 平群町手数料条例の一部を改正する条例について   |
| 日程第 7  | 議案第 4 4 号 | 平成 27 年度平群町一般会計補正予算 ( 第 3 号 ) について                                   |
| 日程第 8  | 議案第 4 5 号 | 平成 27 年度平群町国民健康保険特別会計補正予算 ( 第 2 号 ) について                             |
| 日程第 9  | 議案第 4 6 号 | 平成 27 年度平群町学校給食費特別会計補正予算 ( 第 1 号 ) について                              |
| 日程第 10 | 議案第 4 7 号 | 平成 27 年度平群町介護保険特別会計補正予算 ( 第 1 号 ) について                               |
| 日程第 11 | 議案第 4 8 号 | 平群町道路線の認定について  |
| 日程第 12 | 議案第 4 9 号 | 総合スポーツセンター防災拠点施設整備工事の請負契約の締結について                                     |
| 日程第 13 | 議案第 50 号  | 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について                          |
| 日程第 14 | 諮問第 2 号   | 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて   |
| 日程第 15 | 諮問第 3 号   | 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて   |
| 日程第 16 | 認定第 1 号   | 平成 26 年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第 17 | 認定第 2 号   | 平成 26 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について                              |
| 日程第 18 | 認定第 3 号   | 平成 26 年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について                                   |

- 日程第19 認定第4号 平成26年度平群町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第5号 平成26年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第6号 平成26年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第7号 平成26年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第8号 平成26年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第9号 平成26年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認定第10号 平成26年度平群町水道事業会計決算の認定について

開 会 （午前 9時07分）

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成27年平群町議会第4回定例会を開会いたします。

町長、招集の御挨拶をお願いいたします。はい、町長。

○町 長

皆さん、おはようございます。

本日は、平成27年第4回平群町定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多用の中、御出席を賜りましてありがとうございます。

初めに、私ごとでございますが、去る7月21日より入院いたしまして、治療の結果、8月25日に退院、27日から登庁いたしております。町議会議員の皆様には御心配や御迷惑をおかけいたしまして、まことに申しわけございませんでした。入院中におきましては、中島副町長を中心に連絡を密にしながら、私の指示のもと、職員が一致団結し、日々の町政運営に取り組んできたところでございます。今後は通院によりまして治療を継続することになっておりますが、町政の遂行には支障のないように、万全を期する所存でございますので、皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

そういった中ではございますが、6月の定例会以降、平群町における主な出来事につきまして、私が報告を受けたことも含めて簡単に御報告を申し上げます。

6月28日に第9回プリズム健康フェスタが開催され、健康へぐり21計画のスローガンであります「へぐり いきいき はじける笑顔」を目指した取り組みとして、健康寄席や歯科検診、体力測定など、日ごろの健康づくりのためのイベントが開催され、多くの方に参加をいただきました。

7月11日には、人権・命の尊さへの町民集会を開催いたしました。ことしは大淀町光明寺の御住職で、シンガーソングライターの三浦明利さんをお招きし、「命ありがとう」という演題で歌と法話を交えた講演を行ったところでございます。

7月16日から18日にかけては、台風第11号の接近に対応すべく、三役以下職員の動員を行い、災害警戒体制を整え、夜を徹して町内の被災状況の把握に努めました。結果といたしまして、町内では被害はなく、大事には至らなかったところでございますが、今後、台風が多発する時期を迎えることから、

大雨や暴風に備え、万全を期してまいる所存でございます。

7月18日からウォーターパークを開場しました。ことしは比較的天候にも恵まれまして、とりわけ週末には町内外からたくさんの方にお越しいただきました。入場者総数は2万2,492人と、昨年と比較して1,635人多くなりました。

7月26日から28日にかけて、高知県において平群町総合型スポーツクラブ、くまがしクラブ主催による青少年野外活動が実施されました。昨年は台風のため中止となり、ことしも心配されましたが、無事実施されました。小中学生25名の参加があり、ホエールウォッチングやカツオのワラ焼き体験など、子どもや保護者には大変好評で、また、民泊を体験するなど、子どもたちにとって貴重な夏の思い出になりました。

7月29日には、住民代表のエコ連絡会と町の共催により、住民の方・事業者・行政の協働の取り組みとしてごみ減量フェスタ2015を開催し、350人の方に来場いただきました。会場では、夏休みエコ工作教室やごみ減量私のアイデア発表会、清掃センターごみの行方ツアーなどを行いました。今後もごみ減量化を推進するため、イベントや情報発信を通して、住民の皆様との協働による取り組みを進めてまいります。

8月1日には、平群の夏の風物詩として定着しております第16回へぐり盆踊りを開催しました。昨年は雨で中止となりましたが、ことしは天候に恵まれ、2年分の踊りを楽しむように、子どもたちから高齢者の方まで多くの町民の参加をいただきました。開催に際しまして、準備など御尽力賜りました実行委員会の皆様にご心より御礼申し上げる次第でございます。

8月29日、30日の両日、中央公民館において平和のための戦争展が開催されました。語りつぐ平和への願いをテーマにした講演会を初め、カヌーン演奏やおはなし会、紙芝居、映画上映、キッズダンス、戦争遺品の展示などを行い、多くの町民の参加をいただき、改めて戦争のない平和な社会づくりの大切さを感じたところでございます。

9月6日には、親切・美化奈良県民運動の一環として、ふるさとへぐりクリーンアップ作戦を実施しました。町内において6つのコースを設定し、各種団体など多くのボランティアの皆様の御参加をいただき、町内の環境美化運動に取り組んでまいりました。

さて、本議会では、条例制定が2件、条例改正が2件、補正予算が4件、認定案件が1件、契約議決案件が1件、人事案件が2件、決算認定案件が10件、計22件の議案を御審議いただきます。いずれの議案につきましても慎重審議をいただき、可決、認定、同意を賜りますようお願い申し上げまして、開会に

当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりです。

本日の議事日程の朗読を求めます。はい、局長。

○局 長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議 長

ただいまの報告のとおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により5番、稲月君、6番、植田君を指名いたします。本定例会会期中よろしく願いをいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過般の議会運営委員会で内定しておりますとおり、本日から9月28日までの20日間といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月28日までの20日間と決定をいたしました。

会期の内容の報告を求めます。議会事務局長。

○局 長

それでは、会期の内容について御報告を申し上げます。

9月 9日(水) 本会議(初日) 午前9時より

なお、一般質問の通告締め切りは、本日の午後5時ということでお取り扱いをいただきたいと存じます。

9月10日(木) 総務建設委員会 午前10時より

9月11日(金) あいてございます。

9月12日(土) 休会でございます。

9月13日(日) 休会でございます。



|            |                             |                   |
|------------|-----------------------------|-------------------|
| 9月14日(月)   | 決算審査特別委員会(一般会計)             | 午前9時より            |
| 9月15日(火)   | 決算審査特別委員会<br>(各特別会計・水道事業会計) | 午前9時より            |
| 9月16日(水)   | あいてございます。                   |                   |
| 9月17日(木)   | 本会議(一般質問)                   | 午前9時より            |
| 9月18日(金)   | 本会議(一般質問)                   | 午前9時より            |
| 9月19日(土)   | 休会でございます。                   |                   |
| 9月20日(日)   | 休会でございます。                   |                   |
| 9月21日(月・祝) | 休会でございます。                   |                   |
| 9月22日(火・祝) | 休会でございます。                   |                   |
| 9月23日(水・祝) | 休会でございます。                   |                   |
| 9月24日(木)   | あいてございます。                   |                   |
| 9月25日(金)   | あいてございます。                   |                   |
| 9月26日(土)   | 休会でございます。                   |                   |
| 9月27日(日)   | 休会でございます。                   |                   |
| 9月28日(月)   | 本会議(最終日)                    | 午後3時からでござ<br>います。 |

以上でございます。

○議長

日程第3 諸般の報告を行います。

8月31日開催されました議会運営委員会の報告を求めます。はい、議会運営委員長、高幣君。

○議会運営委員長(高幣幸生)

さきの議会において、本議会運営委員会に付託をいただきました次期9月定例会の議会運営に関する事項について、閉会中の継続調査として8月31日に委員会を開催いたしました。

その結果、平成27年第4回定例会の案件は、お手元にお配りいたしております委員会調査報告書のとおりとなっております。報告は、会期の内定、議事日程と議案の取り扱いを審議させていただき、委員会で内定いたしました。

委員会当日に、追加議案について、町当局から追加議案があるかもしれないと報告をされました。また、意見書等は委員会当日に現在は提出されておりましたが、提出される方は初日までに所定の書式で提出され、今定例会の最終日に上程を予定いたしております。

なお、委員会終了日後の議案配付日に、議案第50号が追加されました。

さらに、例年開催いたしております議会報告会を11月15日に内定いたし

ました。

さらに、26年度会計決算審議について、決算審査委員会構成委員について、次のとおり内定いたしました。1番、山本議員、3番、井戸議員、4番、森田議員、5番、稲月議員、6番、植田議員、9番、高幣と内定いたしました。よろしくお願いいたします。

もう1点、8月10日に議員の先進地視察として、本町の活性化を考え、企業誘致施策等の研修でした。全議員が参加し、兵庫県丹波市へ、議長を初め、全議員及び本町副町長、都市建設課職員と議会事務局職員を含めて16名が参加いたしました。

以上、議会運営委員会の継続調査等を報告させていただきます。ありがとうございました。

○議長

9月3日開催されました総務建設委員会の報告を求めます。総務建設委員長、山田君。

○総務建設委員長（山田仁樹）

去る9月3日午前9時より、執行後における政策評価について、理事者側より提出をいただきました平群町政策基本体系表に基づき協議を行いました。

以上です。

○議長

同日、9月3日に開催されました文教厚生委員会の報告を求めます。文教厚生委員長、植田君。

○文教厚生委員長（植田いずみ）

去る9月3日、26年度の執行後における政策評価について、体系表に基づき当局より説明を受けました。

以上です。

○議長

以上で諸般の報告を終わります。

続きまして

日程第4 議案第41号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民生活課参事。

○住民生活課参事

議案第41号 提案理由説明

○議長

北樋口君、まだ決まっておられませんねけども、本会議での審議ですので、発言には十分注意するように。訂正いたしますか。住民生活課参事。

○住民生活課参事

失礼します。すみません。それでは、本会議のほうよろしく申し上げます。すみません。失礼しました。ちょっと言葉不足で申しわけありません。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

今の失言は別にしてですね、細かいことは委員会でって、ここで細かいことが説明できないほど煩雑なことなのか。時間が1時間2時間ぐらいかかるほど説明に時間が必要なのか、どっちですか。

○議長

住民生活課参事。

○住民生活課参事

すみません。時間が説明にかかるということです。申しわけありません。

○議長

山口君。

○7番

じゃあ、ここで議論、何、まだ答えるの。

○議長

住民生活課参事。

○住民生活課参事

すみません。失礼しました。説明についてこちらのほう読ませていただきます。説明させていただきます。すみません。失礼します。

○議長

説明するの。山口君。

○7番

説明の中に、詳しく説明を、まああしたの、まだ決まってないけども、付託されればそこですというんやけど、これを読むだけの話なの。

○住民生活課参事

いや、違います。

○7番

そしたら、議長ね。これ、どう見たって誰もわからへん。全部、要するに法

何条で書いてあるでしょう。これ全部要るわけよ。だってまず、個人情報とは何かっていうのがある。これはまあこれまでもやってるからわかるとしても、例えば特定個人情報、ここが一番中心になるわけでしょう。番号が入った個人情報やっていうわけやんか、簡単に言えば。だから、そういうところね。

ほんでね、ちょっとこれも基本的なことなので聞きますけれども、近隣の自治体で9月議会にこのような条例制定出ているとこ平群だけなのよ。あとは全部ね、うち3月議会で個人情報保護条例の一部改正やったでしょう。ほんでその流れで、たしか斑鳩町では条例の一部改正やったんやね、個人情報保護条例の。だから、平群町の場合この長ったらしいやね、マイナンバー法に基づく法律の名前をつけて条例制定しているわけやけど、当然国の法律が変わって、それに基づいて地方自治体がやらなければならない事務が出てくるから、条例は必要になるんだらうと思いますが、こっちをわざわざつくるっていうのは、これはまあ平群だけじゃなくって、全ての自治体でこういうふうになっているわけ。これを見ると国から県通じて各市町村にですな、モデル示してるはずやね。当然、法何条に基づいて何とかと書いてるわけやから、もうそのままなの、これは。そのままって、もちろん平群町長とか教育委員会とか個別のやつはちょっとあるんかもわからんけど。その点はどうなんですか。

○議長

住民生活課参事。参事、質問者の質疑の入っておりますので、質問者の質問に対して丁寧に簡潔に、また答弁よろしくをお願いします。

○住民生活課参事

すみません。冒頭におわびします。説明不足、乱雑な説明で申しわけありませんでした。

この条例の中身の別表第1第2に関しましては、各自治体によって異なります。そしてこの素案につきましては、基本的にはほとんど一緒でございます。内容につきましては、変わりません。別表第1第2第3につきましては、各町村の運営をしておる条例及び規則に基づきますので、それは異なります。

以上でございます。

○議長

山口君。

○7番

当然事務事業の内容が違うから変わってくる。

基本的なこと尋ねますけども、もともとこれは平成25年の法律でしたかね。25年ですな。だから、たしか昨年12月までに、こういうマイナンバー制度を実施した場合に、個人情報が非常に漏れる恐れが高いと。だから、そうな

らないために、さまざまなことをまず実施するまでに各自治体でもやっときなさいというようなことがあったと思うんですが、平群町でも基礎項目評価書というのを当然つくられてますよね。12月ぐらいにつくってると思うんですけども、これは相当詳細な中身なんですか。

○議長

住民生活課参事。

○住民生活課参事

はい。失礼します。

基礎項目評価書につきましては、国の特定個人情報保護委員会のほうにですね、各住民登録及び税務関係ですね、その部分で各項目ごとに基礎項目として、特定個人情報のほうに提起して載せさせていただいております。はい。

以上でございます。

○議長

山口君。

○7番

ちょっとネットで見ましたけど、どことも一緒なんですね、ほとんど。一緒に、ほとんど内容が具体的なものが何もなくって、例えば一番短いやつで言いますと、一番基本的なことと言うと、住民基本台帳に関する事務基礎項目評価書というのを平群町が12月15日に作成して、送ってるわけですね。今言った保護委員会に。そこにはですね、「住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する」やね。もう理念だけなんや。じゃあ、具体的にそうならないようにどうするのかというのは、どこでチェックしてるんですか。

○議長

住民生活課参事。

○住民生活課参事

基本的には、処理として行っていくと。各担当の者にも周知していくということでございます。

○議長

山口君。

○7番

いやいや、僕が聞いているのはそうじゃなくって、各担当でって、どことも

大変な状況で、特に大きい自治体なんか、人口の多い政令市なんかでいうと、当然担当をつけてですね、一定の人数でこの問題をずっと取り組んでいると。平群町の場合は職員の人数も少ないですから、なかなか難しくって、今、住民生活課いろいろ仕事ある中でですね、兼任で多分やっているんだと思うんですけどね。これはね、本当に重要な問題で、どこともそこに非常に気を使って、具体的に、まあこの前の日本年金機構の情報漏れというか大きな事件、120万人の情報が流出したということがあるでしょう。ああいう大きい国の機関でも起こっているわけですよ。

平群町の場合でも、当然人口1万9,400人、そんなに多くはないですけども、ここんところは非常に大事にせなあかんから、そこがどういうふうに全部そういうことが起こらないようにされてるのかというのを出さないと、ここではただ、この条例もですね、もちろん国がつくったものをそのまま使われているんでしょうけれども、これでは全然ね、自分の要するにそれぞれ12けたの番号を国民一人一人に、もう10月5日から通知するっていうわけでしょう。1月から運用するっていうわけ。その番号を書かないと、要するに税金の確定申告もできない。会社に勤めていれば、会社にその番号を知らせなければ、絶対知らせないとあかんのですね。どこでどう漏れるかわかんっていう不安は、当然それぞれ持つわけです。平群町の場合、これだけやったら要するに職員信用してくれと言うけど、職員この問題で、しかし、きちんとわかってるのかなという問題もあるでしょう。

きょうなんか、また新聞にぎわしてますけども、軽減税率の問題で、これにそれを使うというわけや。これやったら、もうカードつくらんと軽減税率も受けられないというようなばかげたことをね、財務省はやるようなこと言ってますけど、まあどうなるかわかりませんよ。要するに軽減税率にかかわってそういうことが出てるわけじゃないですか。全部これで国民の要するに何をおかず買ったかまで見れるような状況にしようとしてるんでしょうけれども、まあそのことは別にして。

だからその辺をきちんとするためにも、この条文をまず関係条文はどういうものかきちっと説明してもらわないと議論できない。自分で調べたらええわってというようなことやけど、でも本来ならこのような条文ですから、法律の内容をこの議案出すときに一緒に資料でつけるのが私は普通だと思いますよ。前も言ったけど、よその議会ね、議会始まる前に議案説明会でそういうことはちゃんとやってるんですよ。それがええか悪いか、そら難しい問題があるかもわからんけども。だから説明するんだったら、それ持ってきて説明しないと、事前に見てたってこれ全部調べなあかんわけ。もらったのは、町村の場合は三日前

ということなんで、平群町の場合5日、6日前にもらえますけど、調べるとな  
ったって大変なんですよ。まあ、今はネットあるからね、調べられますけど。  
それをまず出していただきたいということと、前回ね、この事業で平群町は全  
部交付税算入されるから、1銭も要らないって、こうおっしゃってたでしょう。  
本当に平群町の一般財源は、全く使わずにできるんですか。

○議 長

住民生活課参事。

○住民生活課参事

すみません。今現在ですね、住民基本台帳系、住民系に関しては、ほとんど  
国が持っていていただけます。当初にも申し上げましたが、税務関係とかは、全て  
が負担されるわけではございません。ほとんど、今の現段階の住民基本台帳系  
の部分に関しましては、交付税の分はほとんど100%補助されるというふう  
に認識しております。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○7 番

ここであんまりやってもあれですから。さっき言った資料は出してください  
ね。その資料、法律の関係。これ、条例に係る法律ね。とりあえず、それ  
出していただけますか。

○議 長

住民生活課参事。

○住民生活課参事

はい。失礼します。

準備させていただきます。はい。

○議 長

ほか、ございませんか。馬本君。

○12番

今後のね、フローやね。どのような、いろいろ変わってきてると思うけども、  
10月5日云々とかいうような話もありましたけど、1月云々、施行はまた違  
った年度というふうにフローはなってるみたいやけど、1番基本的なことを聞  
きたいねけど、平成、ことしの3月議会で個人条例保護条例の改正がされ、特  
定個人情報ということで改正をされて手続をとっておられるわけやけど、これ  
は申請が10月以降送ってきた場合、強制的にね、入らなければならないのか、  
書いてね。いやいや、違うと。申請主義なのか。まずその点を聞きたいことと。

もう一つは、平成12年地方分権一括法ができて、それから、機関委任事務というものはなくなりました。自治事務並びに法定受託事務ということに法が変わったわけですが、今回この政令、いろんな件でこのマイナンバー法に基づいて、これはどっちのほうの事務となっておりますか。

その点、2点について御答弁をお願いいたします。

○議長

住民生活課参事。

○住民生活課参事

馬本議員さんの1点目の御質問に回答させていただきます。

まず、通知カードにつきましては、国民全員に送られます。そして、平成28年の1月1日からのカードにつきましては、申請方式となっております、つくられるかつくられないかは自由でございます。

そして、2点目の御質問に関しましてお答えいたします。今回のこのマイナンバー法、略しますがマイナンバー法につきましては、法定受託事務でございます。

以上でございます。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本案は、会議規則第39条に規定により、総務建設委員会へ付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案は総務建設委員会に付託することに決定いたしました。

続きまして

日程第5 議案第42号 平群町空き家等の適正管理に関する条例の制定について



を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長

議案第42号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

国の法律ができて10月からこの条例が制定、可決されれば10月から施行ということで、1点だけね、平群町は空き地については草刈り条例、通称草刈り条例があるんですが、家が建っているところについては、それがなくて、この間、私も1回か2回、一般質問で空き家の庭木ですね、繁茂に関して何とかならないかというそういう相談というか、苦情が近隣の方から寄せられることが多いものですから、ただ、空き地条例ではその対象になりませんので、あくまでも町のほうから所有者の方に改善をお願いするということがあったと思うんですがね。今回のこの条例には、もちろん特定空き家と規定されれば、その庭木についても対象になるんでしょうけれども、特定空き家と規定するまでいかないが、外から見てわかることです。庭木について空き地の草刈り条例みたいな、まあ条例かどうかは別にしてですね、ここに何らかそういうものを追加できないのかという、新しくつくってもらってもいいんですが、その点についてはどのように考えているんでしょう。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

若干説明が不足しているところがあったかと思うんですけれども、特定空き家の定義としまして、先ほども申し上げましたように4つございます。その中でもですね、要するに著しく景観を損なっている状態、あるいは、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態、これがですね、どこまで該当するかという、そういったところであろうかなというふうに思います。このことにつきましては、現状であるとかですね、その地域にどれだけ影響を与えているか、悪影響を与えているかと、そんなところも含めて総合的に判断することになるかなというふうに思っているところでございます。

○議長

山口君。

○7番

そうじゃなくって、いや、もちろんわかるんですよ。言っている意味はわか

るんですが、特定空き家と指定されればですね、相当これは所有者にとっては法的に認定されるわけですから、ただ、建物のほうはまあ別に問題ないだろうと。単に近隣との関係というか、庭の木がとにかくちゃんと手入れが全くされてないと、雑草も生えてるといような、しかし、特定空き家に指定、まあ難しいところですよ、どう判断するかわかりませんが、ないんだけどもそこだけは何とかしてほしいというのをですね、だからさっき空き地の草刈り条例みたいなものを、そういうことができないのですかとか聞いてるわけですね。

そこはまだ検討する余地があるなら検討する余地があると言ってもらえればいいのであって、もちろん今課長言った意味わかるんですよ。これで指定されればもうそれで済む話ですけど、そうじゃなくってということです。空き地条例もそうでしょう。特定とか何とか決めてなくて、これは毎年空き地の草は刈ってもらわないとだめだということになっているわけですから、そういうことができないのかということですけどね。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

この条例につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法、この法律に基づきましての条例制定ということでございます。この目的の中で、適切な管理を行われていない空き家等がという、まずこの前提がございますので、まずは、建物に対して重視をしていくということでございますので、ただいま議員が述べていただいた庭木だけのことにとらえてこの条例を適用するというのは、なかなか厳しいかなというふうに思っております。

○議 長

森田君。

○4 番

この法律は、国に基づいてですね、条例を作られるわけなんですけれども、議会ですね、法律ができて条例がつくるということは、事務の職員の仕事がふえるということで、住民サービスの向上と職員の仕事がふえる、相反する関係がございましてですけども、これに対する国からのこれを実施するに当たって、国からの補助金とか交付税とかそういうものの算入はあるんでしょうか。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

今の段階では、国からの支援、補助も含めてですけども、そういったものは聞いておりません。

○議 長

森田君。

○4 番

仕事がふえてですね、ふえるということがお金もふえていくということで、まあそのことは別としてですね。この法律なり条例の適応は非常に難しい問題を抱えて、実際に空き家に条例が適応されるというのは、非常に難しい問題だと思うんですけども、それで一方ではですね、平群町では、空き家バンクを制度を想定されてるんですけども、それとどのどのように位置づけて、相関関係がわかればお答えいただけませんかでしょうか。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

空き家バンクにつきましては、前回空き家実態調査を実施する中でですね、それぞれ所有者なり管理者にアンケートを聴取させていただきました。そういった中で、利活用したいというそういった旨をお持ちの方にですね、空き家バンクの登録をしていただくということで、あくまでも空き家バンクについては、空き家の要するに利活用のつなぎ役であるということで、現在数件登録をしておりますけども、この今の条例につきましては、基本的には特定空き家をどう解消していくかというそういった趣旨、それに対して生活環境の保全を図っていくということが趣旨でございますので、その辺は若干違うのかなというふうに思います。

○議 長

森田君。

○4 番

これは、空き家をそういうことで適正管理ということは、潰せとか環境を悪化するとかいう問題なんですけどね。ある一方で、それをなくすためには、空き家の利用じゃないかなというふうに私は思うんですけども、それを推進するによって、この条例の適応を未然に防げるんじゃないかと。やはり、そういうもので適正に管理をしていただく。こういうことに、持ち主にそういうことを促すということが非常に大事じゃないかというふうに思います。

先ほどですね、課長からその実態調査についてもうできているのであれば、議会にも示していただきましたか、報告。それだけ、調査されてですね、その結果は、我々報告いただきましたでしょうか。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

ちょっと、日にちが記憶定かじゃないんですけども、全員協議会で報告資料は提出させていただいてます。

○議長

ほかにございませんか。はい、馬本君。

○12番

この空き家等適正管理に関する条例の制定でございますが、まあいろいろこの問題については、私一般質問もしてまいりました。

この法律できたというのは、日本全国から空き家がたくさんできて、管理の部分でいろいろ問題が発生し、国会議員にその旨がいろいろ届いて法律化されたというふうに認識をしております。

奈良県下では、生駒市が最初に制定され、条例化されたわけでございますが、法なくして単独でやりますと、いろんな代執行、いろんな問題、法律的な問題、所有権者との問題、いろんな問題がございましたので、僕にしたら法律ができてやっとこれで4つの基準、先ほど課長が御答弁いただいた4つの基準のために、疎外されるようなことがあれば、特定ということになりますので、そこで一つ課長にお尋ねをいたします。

この特定空家というのは、非常に限定されて所有権の権利を逸脱するような行為を、あるかもわからない。そのフローとしてね、いろいろ規則で書いてますけど、ここでどのような順番でやっていくか。また、一定の期間、どのように考えておられるか、御答弁をいただけますか。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

フローという御質問でございます。条文説明でも申し上げておりましたけども、まずはですね、情報提供、住民等からの情報提供をいただきます。それを受けて実態調査を行う。実態調査を行って当然所有者、管理者から事情聴取を行う。続いて、立ち入り調査、そこから特定空き家等を認定するか否かというところを判断をいたします。行政手続で言いますと、助言、指導、勧告、命令そして最後に代執行という、そういった流れになるわけでございます。

○議長

馬本君。

○12番

その中に大事な空き家対策協議会、今度できる、発足されるわけでございますが、ここが一番大事なところでございます。

それともう一つ大事なことは、大体ある程度の期間というものが必要やと思います。その期間については、まだ、指導から勧告、いろいろ手続ありますけども、この指導については、助言をして、それでしてもどのぐらいの通知や文書で送ったか、当事者から何の御返事もいただけない。来てもいただけない。連絡もとれない。その次は、勧告という形になりますけどもね。ここら辺の期間、非常にどのぐらいの期間をこのフローで要するような考えを持っておられるかというのは、そのセーフティー・セーフティーに、その家によって違うと思いますけどもね、そこら辺はどのように考えておられますか。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

スケジュール、期間の御質問でございます。これについては、それぞれケース・バイ・ケースと言いますか、その事案によってかなり変わってくると思います。あえていつまでという期間は、規則等でも定めておりません。相手方との接触回数であるとかですね、当然、助言、指導して、そのことに対して理解をしていただいて着手していただく期間、あと勧告をして命令をするタイミングの見きわめ、そんなところが非常にかかってくるので、なかなか一概に言えませんけども、例えば、建物ですね、一部解体をすとか補修をしていただくという、そうことでいけば、やはり1カ月以上の期間はあるんじゃないかなというふうに思いますので、それは、建物そのもののケース・バイ・ケースで考えていきたいというふうに思っております。

いずれにしても、その所有者等の権利保障ということもありますので、都度、適時判断していきたいというふうに考えております。

○議長

馬本君。

○12番

権利保障が非常に大事でございますので、そこを重要視していただくと同時にですね、空き家対策協議会の御足労をかけますけども、そこを意見を聞いていただいて、一定の基準は持つておられると思いますけども、ひとつ、執行、命令までいくまでに適正な、皆さん、所有権者と一定の協議されて、和解、解決していただくことを望んでいるわけでございます。

それとね、この空き家等と書いてますので、その「等」という意味は、何を意味しておられるかということをね、ひとつ改めてお聞きしたい。

それと空き家の定義については、私も一般質問でしましたけども、賃貸でレンタルしようという家と、売買、販売しようという家と、セカンドハウス云々

で持ってるお家と、それといろんな相続関係、いろんな関係で空き家になって  
いると、4つの事例大体ございましたけども、そこで、山口君も今質問されま  
したように、立木の問題でございますが、空き家等、僕はその等の中に該当し  
てるんじゃないかなというふうには認識してますねけど、そこら辺はどうです  
か。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

空き家等とはということで、これは、特別措置法第2条1項に定義されてお  
りますけども、「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用が  
なされていないことが常態であるもの及びその敷地」ということで、これはで  
すね、建物とあとそれにかかわる工作物という、そういうことで理解をいただ  
けたらというふうに思います。

工作物というのは、門であり、柵であり、塀であり、そういったものでござ  
います。立木も含まれます。

ただ、先ほど申し上げたように、建物がメインでございます。

○議 長

馬本君。

○12番

結構です。

○議 長

井戸君。

○3番

今馬本議員がおっしゃったように、私も空き家等というのがすごく気になっ  
てたところなんですけれども、第2条のこの1項がすごく、私としては重要と  
いうか、一番もめる部分かなとは思っています。全てを見てみますと、やっぱり2  
条の2項以降も特定の空き家ということで、この空き家から外れるのか、空き  
家に相当するのかなというのが、すごく強制力が伴いますので、裁判でももめる  
のではないかなと私は思うんですけれども、そこでお聞かせ願いたい。

私の解釈では、これすごく、この2条1項というのがわかりにくいところが  
ございまして、建築物っていうのね、文言の具体的な範囲っていうのがすごく  
わかりづらいなというのがありました。例えば、町側がこれは空き家と判断し  
て、この文言に書かれているとおりですよって言ったときに、強制されたく  
ないもし所有者がおられて、これは、例えば倉庫ですよと言うた場合ですとか、  
書庫ですよとか、書斎です、居住はしていないといった場合に、この建築物、

右では全て当てはまってしまうのか、でも、空き家等、空き家って考えるとそうなるのか。結局、この「等」というのがすごく私には解釈しづらいところなんですけども、その辺、ちょっと説明をお願いします。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

あくまでもこの空き家の、今回適正管理に関する条例の空き家と言いますのは居住用の建物であるという、まずこれが前提でございますので、それに対して要するに空き家等というのは、先ほど馬本議員の御質問でもお答えしておりますけれども、それにかかわる要するに工作物であるということで、建物とそれプラス工作物であると、そういうふうに理解をいただいたらいいかなと思います。

○議長

井戸君。

○3番

すみません。ちょっとわかりにくかったんですけど、ごめんなさいね。

申しわけないんですけども、要は、本人が倉庫と言えば、これは外れるのですか。すごく難しい。客観的に見たらね。よく裁判であるパターンなので。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

居住用の建物でございます。その隣に倉庫がございます。これは、定着する工作物ないし建物であると、そういう定義でございます。だから、居住用の建物があって、それに対してそれ以外の工作物、建築物がある場合については、全てそれは対象になると。単独倉庫については対象にならないというように御理解いただけたらと思います。

○議長

副町長。

○副町長

ちょっと休憩をお願いします。

○議長

10時30分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時09分)

再 開 (午前10時30分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

貴重なお時間をいただきまして、申しわけございません。

先ほどの井戸議員の御質問の中で、空き家等の定義のことで御質問いただきました。再度、申し上げます。

条例第2条で、空き家の定義について記載をしております。「空き家等 町内に存する又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう」というふうになっております。この居住またはその他の使用という「その他の使用」ということなんですけれども、「その他の使用」というのは、建築物であってその他の使用、居住以外の使用、例えば倉庫であるとかそういった使用、そういったものも含まれるという、そういうことで、解釈の誤りでございまして、そんなふうに理解をいただけたらいいかなというふうに思います。

訂正しておわびを申し上げます。申しわけございません。

○議 長

井戸君。

○井戸君

ありがとうございます。倉庫等も入るということで、私が懸念している部分も解決されておりますので、安心いたしました。

○議 長

窪君。

○10番

この平群町空き家等の適正管理に関する条例の制定については、大変住民の皆さんが本当に地域の環境等でお困りになられてて、これを制定されることで喜んでいただける条例だと感謝申し上げます。

そこで、委員会付託になるかもわかりませんが、情報提供、住民の皆さんからやはり情報提供をしていただく、これがあって、また、別の角度からもこの特定空き家と認定をされることにもなるかもわかりませんが、そういうことでこの住民への周知ですね、やはり、こういうことができたということをご丁寧に、



また、先ほど馬本議員もおっしゃいました、このフローですね、大変わかりにくい部分も、文言ではありますので、わかりやすい情報提供をお願いしたいんですが、どのように住民の皆さんに周知をされるのかということと、それから相談窓口ですね、もちろん都市建設課の担当課の皆さんが、今いらっしゃる職員の皆さんでされるのかと思いますが、大変またお仕事がふえますけれども、これはやっぱり町としての責務であります。ですので、この相談窓口、どのように設置をされるのか。その2点だけ、お尋ねしたいと思います。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

窪議員の御質問にお答えいたします。

条例の施行に当たりまして、できるだけ広く住民の皆さんから情報収集したいという、そのことによりまして、この条例が実効性の高いものになっていくものであると思っております。

周知なんですけれども、今考えておりますのは、10月ということで、施行日がそのように思っておりますので、できれば10月号の広報にチラシを挟み込みで、チラシで周知をすると。あわせてホームページでも周知すると、まずは第一弾それをやりたいなと思っております。できるだけ住民の方にわかりやすいような、そういったチラシをつくっていききたいなと思っております。

あと、相談窓口でございますけれども、これは今の体制でいきますと、都市建設課の住宅係が窓口になりますので、そちらのほうが相談窓口というふうに思っております。

○議長

窪君。

○10番

大変タイトな時間の中ですけれども、しっかりと住民、世帯に広報での折り込みということで見ていただく、そのような周知法をとってくださることは大変ありがたいと思います。

それから、相談窓口も大変ですけれども、どこに行ったらわかるのかということだけしっかりと、わかりやすい相談窓口の、都市建設課行って、担当がいなければわからないというのでは困りますので、やはり何かで目印になるような形も御検討いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長

ほか、ございませんか。山口君。

○7番

今の窪議員の質問にも関連しますけどね、流れはきちっと書いてもらったらいいんですが、これ、最終的に条例として可決する可能性があるのは28日。ほんで10月号で出すって、条例決まる前に出すの。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

今思っておるのは、広報の折り込みということで一番住民に周知をするのはわかりやすいかなというふうに思っております。

ちょっと時期的には、今10月と言いましたけども、再度それは調整させてもらいます。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りをします。

本案は、会議規則第39条の規定により、総務建設委員会に付託したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案は総務建設委員会に付託することに決定いたしました。

日程第6 議案第43号 平群町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民生活課参事。

○住民生活課参事

議案第43号 提案理由説明

○議長

もう一回きちっと説明してください。副町長。

○副町長

休憩をお願いします。

○議 長

はい。暫時休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時44分)

再 開 (午前11時10分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

住民生活課参事。

○住民生活課参事

すみません。失礼します。貴重なお時間をおとりいただきまして、ありがとうございました。大変申しわけございません。

それでは、議案第43号のところの分を差しかえさせていただきました。議案第43号 平群町手数料条例の一部を改正する条例についてでございます。そして、平群町手数料条例(平成12年3月平群町条例第3号)の一部を次のように改正する。そして、平成27年9月9日提出、平群町長 岩崎万勉でございます。大変失礼いたしました。

それと、先ほど私の説明の中で、手数料の部分で「修正する」という言葉がございましたが、各1件500円につき「改正する」でございます。そして、800円の部分も「改正する」でございます。大変失礼いたしました。よろしく申し上げます。

以上でございます。それではよろしく御審議の上、よろしく願いいたします。失礼いたしました。

○議 長

それでは、これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○4 番

この条例改正はですね、マイナンバー導入によって手数料条例を変えられるということなんですけども、先ほど他の議員からあったので、これは、国民に一人の番号を与えられて、カードをつくるときは、1回目は無料だと。再発行はお金を取りますよということなんですけれども、小さなお子さんまで番号つくわけですね。番号つくんですね。そうするとその方々は、実際本人が申請できないと思うんですよね。その場合と、もう一つは、私もそうですが、皆さん

も若いときの人相と年いった人相変わってくるわけなんですね。それも、お金を取るのか。本人確認をするのは、自分の目的もあるんですが、行政側の目的もあるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺はどのように理解しているのか。

○議長

住民生活課参事。

○住民生活課参事

はい。すみません。森田議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、手数料の分ですが、お子さんというか、未成年のお子さんに関しましては、親御さんですね。法定代理人の方々が代理で当面はするという形になると思います。

それとあと有効期限でございますが、未成年の方に関しましては、5年でつくり直します。大人の方に関しましては、10年ということでございます。

そして、その10年たったときの再交付の手数料でございますが、今のところは国のほうは再交付という形で考えておるみたいですが、現場としましては、その辺は一度つくられた分は何とかならないかという御要望は今後もさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長

森田君。

○4番

それは、条例で決めれるんじゃないですか。逆に言えば。そのための手数料条例じゃないですか。今言うようにお子さんであれば、親御さんが申請をしていけるということなんですけれども、未成年の場合とか、10年たつと再交付ということなんで、条例ということは、町で決めればいいことじゃないかなと思うんですけれども、その辺はいかなるんでしょうか。

○議長

住民生活課参事。

○住民生活課参事

すみません。森田議員さんの御質問にお答えします。

先ほどちょっと答弁でも申し上げましたが、今後、その部分で国のほうがやはり手数料が再交付ということになりましたら、今後、ちょっと検討してまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長

森田君。

○ 4 番

そうすると、国がやらないと町はやらないということですか。

○ 議 長

住民生活課参事。

○ 住民生活課参事

すみません。失礼します。

再交付の部分で5年たった時点でのお話でございますので、その部分の再交付に当たるかどうかというのは、今後、先ほども申し上げましたが、国のほうにも要望してですね、その辺は考えていきたいと思えます。

町といたしましては、その辺は今後検討してまいりたいと思えます。よろしくお願ひします。

○ 議 長

ほか、ございませぬか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでごしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りをします。

本案は、会議規則第39条の規定により、総務建設委員会に付託したいと思えますが、異議ございませぬか。

「異議なし」の声あり

○ 議 長

異議なしと認めます。よって、本案は総務建設委員会に付託することに決定いたしました。

続きますして

日程第7 議案第44号 平成27年度平群町一般会計補正予算（第3号）  
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。政策推進課長。

○ 政策推進課長

議案第44号 提案理由説明

○ 議 長

これより本案に対する質疑に入ります。窪君。

○10番

13ページの戸籍住民基本台帳費であります。資料でも提案理由で述べていただいておりますが、奈良モデルの推進事業費県補助金の採択を受けて離着席認証システム、共同開発されての予算措置であります。この離着席認証システムにつきまして、もう少し詳しく内容、目的、効果等を教えていただきたいと思っております。

それから、奈良モデルという事業、県のこの補助金の制度を使われまして、どこで共同開発されたかもお示しいただきたいと思っております。

○議長

住民生活課参事。

○住民生活課参事

窪議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

まず、この生体認証でございます。今現在ですね、住民生活課の窓口が端末を置かせていただいております。ほかの課は、基本的には自分の席でやられますので、ほとんど自分が対応されるんですけど、住民生活課の窓口は、端末が2台置かれております。その部分で全ての職員、いろんな住民生活課の職員が対応させていただきます。その上において、誰がどういうふうな処理をしたかということが、する上において、今回このマイナンバーが出たときに、いちいちコンピューターですね、システムをですね、一旦シャットダウンをして、もう一遍誰が使ったかということを入れなおさなければいけないということで、すごく住民さんにお時間がかかります。その部分で、今回、生体認証システムというものを入れましたら、一旦登録しましたら、その者が席を外しても1分以内やったら戻ってきたら、再びそのシステムができると。ほかの者が座ったら、その時点でもう使えなくなる。もう一度、パスワードを入れなければいけないということで、住民さんのサービスの部分も含めまして、セキュリティーの部分も含めましてですね、時間の短縮ができるというシステムでございます。

これは、何でそんなことが今回したかということは、一昨年か何か、神奈川県の方でDVの関係で、ストーカーで、臨時職員でございますが、その辺でちょっと、殺害事件が起きました。その部分で、やはり職員のそういう対応に関しましてですね、十分セキュリティーの部分をもっと重くするために、今回この部分の導入を図らせていただきました。

そして、今回、先ほど2つ目の御質問でございますが、奈良モデルに関しましての共同開発する市町村でございますが、今回、天理市と御所市と平群町の3町で開発をする予定でございます。

以上でございます。

○議長

植田君。

○6番

今回の補正で、課長が人件費の調整ということで、各課にわたってされたのですが、それにしても18ページのこども園の関係の減額がかなり大きな額になっている。

それから、管理職の減額と言われながら、子育て支援センターのほうでは給与としては800万ふえていたり、給食センターのほうでも1,600万人件費がふえているという状況なんですけど、ここら辺もう少し詳しく、どういう今回の補正予算の中で調整というか、行われてこういう予算提案になっているのか説明願えますか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

18ページのこども園費でございます。人件費の総額で、5,767万1,000円を減額しておりますが、このうちですね、子育て支援センターの管理費で1,506万円を振っております。

それから、学校給食センターの3,007万5,000円を振っておりますから、その差額は、こども園に伴う当初予算からの人数分、見込みの人数分と若干現在と変わっておりますので、その調整分、あるいは管理職の給料カットの調整分もございますし、地域調整手当の調整分も幾らかございますので、これにつきましては、新こども園ができた時点で4月の人事異動がございましたので、そこまでの予算立てとすれば、給食センターの配置も含めてございます。

特にですね、新こども園でございますので、共済関係が学校共済と市町村共済で振り分けられるということで、本人の希望によってですね、今まで市町村共済へ、特に、給食センターの職員については、学校共済で加入された方が市町村共済に入りたいということもございましてですね、その辺の調整も含めてしたわけでございますので、ということで答弁申し上げます。

○議長

植田君。

○6番

もうひとつ今の説明では納得というか理解ができないんですけども、どういう、まあ言うたら、状況の中でこういう割り振りになったのか。なぜ給食センターのほうに、これ、予算つけかえてるわけでしょう。けど実際には、こ

ども園で仕事はされているわけでしょう。今までやったら、保育園では、そこで予算を組んでいたわけですか。調理員の方をね。それを給食センターにわざわざ組みかえなければならないのが、先ほどあった学校共済にするのか、市町村共済にするのかということだと思うんですが、そこをもう少し整理して、じゃあ何名、まあ言うたら、どこの園から何名こども園からつけかえたのか。あるいは、子育て支援センターにつけかえたのか。そこから辺、それ以外にも何か人事異動があったのか。退職なんかも含めてあったのか。そこらももう少し、ちょっと整理して御答弁願えますか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

予算措置の人数でこの分に限っての人数でございますが、調理員ですね、ゆめさとこども園で調理員が3名、学校給食センターと兼務をしております。これは共済の関係で。

それから、看護師で子育て支援センターで兼務、事務職で1人今配置しております。

特に、はなさとこども園では、当初予算では12人の予算措置を今回17人を予算措置しています。これは、共済関係での予算措置、いわゆる学校共済から市町村共済の関係で2人、それから、平成26年度の兼務で幼稚園の、いわゆる26年度ですね、こども園ができるまでに幼稚園に配置していた3名が、今回ゆめさとこども園ができた関係で、その3名をこっちに配置していますので、当初予算では12人が17人になっておりますが、すみません、間違えました。当初予算が17人です。それが今現在12人でございますので、5人が減額ということで予算措置をしています。

それから、ゆめさとこども園では、当初措置では22人、それが今21人ということで、1人減額ということになります。ここは、共済関係で5名、退職者が3名含めまして増員4名でございますが、保育教員が3名、それから事務職1名、新採3名合わせましていわゆるマイナス1名ということの予算措置で、合計が5,767万1,000円減額ということでございます。

○議長

植田君。

○6番

もうひとつよくわからへんのですけども、こども園になったことでこれまで保育園であれば、調理員さんとか保育園であれば保健師さんも当然常駐されていますから、その方たちは市町村共済の対象であったと。しかし、こども園に



なればその人たちも含めて全部、公立学校の共済のほうにかわる形になるんですよね。それを、そのまま市町村共済に残る方法として兼務と、ちょっとちらっと話の中で兼務という形をとって、そのかわり予算措置は、各給食センターであったりとか、子育て支援センターであったりとかに振り分けなければ、これまでと同じ市町村共済に入ることができないというふうな理解をしてよろしいのでしょうか。

そうなった場合ね、市町村共済と公立学校の共済との中で変わるのを防ぐために現状のまま置いておくということは、何らかの、そこには置いておかなければならない理由、あるいは利益みたいなものがあるのかなのか。

保育士さん、それから幼稚園教諭の免許を持った方は、この方は、今までは市町村共済であったのが、この方たちは、そのまま新しいこの学校共済のほうに入るといふ、そういう理解でいいのか。

そのときにこれまでと何がどう違ってくるのか。職員のまあいわば不利益に生じるようなことが、共済を残るものと出る者によって変わるのかどうか、そこら辺も含めて御説明、もう少ししていただけますか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

大きくは変わらないわけですが、特に預金とかで、いわゆる学校共済でありますと、市町村共済の関係で預金をされていますので、そういったことの中で関係が変わってきます。

ですから、退職手当とかそういったところについては、何ら変わることがございませぬけれども、本人のいわゆる今まで市町村共済で預金とか共済事業もございしますので、そこにされた方については、学校共済へ移行した場合にです、それと同じものが受けられないということもございましたので、そういう市町村共済に残るといふ意味では、兼務辞令でいわゆる給食センターの方々等も含めて、そういう予算措置をしているということで御理解いただきたいと思っております。

○議 長

森田君。

○4 番

先ほど、奈良モデルの話がございましたね。天理市と平群町と御所市かな。これは県の指導によってですね、離れたところとこういふことをやるということは、距離的に時間的にいろいろ打ち合わせとか当然かかってこようと思うんですけれども、なぜこのようになったのか。県の御指導なのか。その辺のこと

お尋ねいたします。

○議 長

住民生活課参事。

○住民生活課参事

すみません。森田議員さんの御質問にお答えします。

この作業につきましては、電算担当の者、私どもの部下の者ですが、その者が各いろいろなそういう会議とかございまして、その中でこういうシステムどうしようかということで電算の会議がございまして、その中で話し合いをして、この3町でしようかということで手が挙がったという次第でございます。

以上でございます。

○議 長

森田君。

○4 番

そうすると、近隣と、普通であれば近くの方とやればですね、郡内、町はいろいろ共同していろいろやっておると思うんですけども、その他の市町村、近隣の市町村は、どのような状況になっているのでしょうか。

○議 長

住民生活課参事。

○住民生活課参事

すみません。その状況と申しますと、基本的には各町村の考え方でございまして、まだこの部分に関しての取り組みというものは、まだされておられないと思います。せやから、この部分に関しては、今回お話の部分では乗ってこられなかったという話でございます。

○議 長

森田君。

○4 番

あまり長くお話ししたくないんですけど、そうするとお隣とか近隣の方は、まだこういうことに前向きに取り組んでないというふうに理解していいのでしょうか。

○議 長

住民生活課参事。

○住民生活課参事

その辺はちょっと、自分でお答えしていいのかわかりませんが、各担当、各町村の方々にちょっと今後取り組んではいかれると思います。

私どもは、各電算担当の部分でそういう形で、必要性も含めてですね、考え

ていきたいということで取り組ませていただいた次第でございます。

○議 長

森田君。

○4 番

12ページの税務総務費のところ、1,100万ほど減額になっていますね。これ、金額的に非常に大きいと思うんですけども、これはマイナンバーの導入によってですね、人が減る可能性があるという、いつぞやの会議であったかと思うんですけども、それによるものなのか、給料の差額なのか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

お答えいたします。

ここの1,190万1千円は、基本的には人事異動、それから管理職の給料カット、それから7月から1名を減らしております。それと、育児休業で今現在2名の、よりまず当初予算措置をしておりましたが、まだ育児休業期間が続くということで、その一部減額も合わせまして1,190万1,000円が減額してるということでございます。

○議 長

森田君。

○4 番

今の話であれば、人が減っててもできるというふうにとれると思うんですよ。そういう税務、要するに減ったままで実際業務されているわけでしょう。されているわけですね、今減ったままで。

それであれば、将来的にも増員の必要もないというふうに理解してもできるわけなんですけれども、答えれる範囲お答えください。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

現在1名、税務課のほうでは1名減をしております。と申しますのも、一点は業務がですね、住宅新築資金等も含めて、業務が一定整理もできたということもございますので、その部分のところで1名減をさせていただいたということで、今後はですね、今、私がお答えするのはどうかと思いますけれども、マイナンバーといいますか、コンビニ収納と、それから収納のシステムを変えております。ですから、これは28年度にですね、いわゆる健康保険課の国保税と税務課の税等の徴収を一本化にするということで、今現在進んでおりますの

で、それも合わせて御答弁申し上げたいと思います。

○議 長

森田君。

○4 番

17ページの老人福祉施設措置事業ということで、195万ふえているんですけども、もう少し具体的に御説明いただけませんかでしょうか。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

老人福祉施設の措置事業について質問をいただきました。

1点目には、被措置者、措置をしております方が3名から4名にふえております。これは7月から増えております。したがって、今年度で残り9カ月の措置にかかわる費用が増額されます。それは、153万円。

それと、2点目に、施設事務費の改正に伴いまして単価が変わりました。それについては、3人の方、12カ月ということ42万8,400円、合わせまして195万8,400円がふえるということでございます。

○議 長

森田君。

○4 番

先ほど人件費の話がいろいろ出たんですけども、科目の振りかえ等によって変わるわけなんですけれども、人はふえたり減ったりしてないんでしょうね。

それともう一つは、管理職の削減というお話、給与カットという話が出てきましたんですけども、総額で、トータルで、個別で見ればわかるんですけど、トータルで幾ら削減になるんでしょうか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

管理職、課長級が現在8%、それから主幹級6%、今現在この4月からカットしております。その効果といたしましては、約2,000万程度というふうに見込んでおります。

○議 長

森田君。

○4 番

普通交付税の増額、非常にありがたい話が出てるんですけども、国も簡単にお金をくれないと思うんですけども、何か交付税の支給対象が変わったり

とかですね、そういうものがあつたのでしょうか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

森田議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回普通交付税が、補正額ということで1億5,874万2,000円ということで増額になってございます。

御承知のとおり、交付税の額というのは、基準財政需要額から、収入額と需要額の差ということでございます。

今回、27年度の策定でかなり増額になった要因、特筆的な部分でございしますが、算定項目の中で、人口減少等特別対策事業費ということで、新たな算定項目が加えられたところでございます。その額でございしますが、約1億6,000万程度基準財政需要額のほうに算定をされたということでございます。当然、需要額と収入額の差でございしますので、その分の算定に伴う増額というのが非常に大きかったかなというふうには分析をしております。

○議 長

森田君。

○4 番

ありがとうございます。ぜひとも人口減少対策、このお金を使ってきっちりやっていただくことをお願いしておきます。

○議 長

山口君。

○7 番

今人件費のことで、管理職の給料カット、当初予算のときは2,220万という答弁していたと思うんですが、今2,000万程度ということですが、今度の補正でその分も試算して出しているんだというふうに思うんですがね。今回の補正による人件費の増減は、総額で幾らですか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

人件費の補正総額が、5,095万円減額ということでございます。

○議 長

山口君。

○7 番

管理職のカットで2,220万、今2,000万。ということは、5,00

0万超えるということは、3,000万。この差額は、どこから出てくるんですか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

まずは、育児、それから休職等によりますのが1,700万ございます。これは、当初予算ではですね、育児休業をとられてる方の職員は、今年度復帰もあるということも見込んで予算措置をしておりますので、それが、育児休業の延長ということも、今現在、個々の個人によって変わってきていますので、その辺と、育児休業といわゆる欠勤と申しますか、病休者も含めて、今現在それで1,700万。

それから、退職者2名、この4月以降に出ております。その分で930万減額させていただいております。

それとですね、給料差ということで、約800万ほど給料差がございます。もともと管理職で予算措置をしておりましたものが、新規採用職員とか管理職以外での部分の配置もございましたので、その分で給料差が800万程度。その他手当の変更で65万程度。それから、地域手当の改正ということで、地域手当を4%改正します。これは、マイナスではございませんが、これは、増額で1,000万程度増額はございますが、そういったもろもろの中で、いわゆる今現在の職員の配置の中で調整した結果、当初予算との乖離が5,095万あるということで、御答弁申し上げます。

○議長

山口君。

○7番

給料差というのは、別に新入職員の給料と当然やめていく人の給料は違うけれども、しかし、3月に本予算組む段階でよ、別に前の年と一緒に組むわけじゃないんやから、当然、定年退職する人もわかっているし、新しく入る職員が何人いてということもわかっているわけでしょう。にもかかわらず、この休職者、育休や休職についてはもちろん、ある程度わからない部分もあるやろうけど、それ以外で要するに5,000万、まあ2,200万は管理職のカットにしたって、残りの3,000万もね、平群町の規模で3,000万の人件費といたらごっついですよ。

さっきの森田議員の話じゃないけど、じゃあこれ、休職者こだけいてて、新たに退職2人いてて、ほんだら、臨職いっぱい入れてこれやってるわけ。さっきの話じゃ、もうそれ全部なくてもやっていけるという、ほんまにそういう

ことなんですか。地方自治体なんて、マンパワーなかったらやっていけないでしょう。だからそこところが非常に不思議なんですよ。

ほんで、何でこれを最初に説明せえへんのかわからへん。いつも言うけど。人件費の調整です。全体が変わらなかつたら、調整でいいですよ。要するに異動したから、この科目からこの科目へ変わっただけなら。差額5,000万もあって、それを説明しないっていうのはどういうことなんですか。そこに大体議会に対して、軽視しているんじゃないですか。こんなもん、ほかの議会は事前に説明するんですよ。全然説明してないじゃないですか、それ。前も言ったと思うんですけどね、何でしないんですかね、それ。人件費、何回でも動かすのは構いませんけども、トータルでほとんど変わらないんだったら別にいいのです。こんだけ5,000万も差額あって何も言わないというのは、ちょっと失礼過ぎませんか。どうですか、町長。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

補正の説明時にですね、もう少し細かくということで、今指摘いただいておりますので、それもよく考えながら、今後気を付けていきたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長

山口君。

○7番

細かくじゃないんですよ。5,000万も金動いてるのに、それを説明しないというのが私は理解できない。人件費の調整です。管理職のカットは、3月議会の時点では決まっていませんから、それが2,000万あるというのは、でも、今回はあれですよ、言っときますけど、3月議会に出ていない議員さんもいらっしゃるんですよ。でしょう。5月からなんですから。だから、そこんとも含めて、もうちょっとやっぱりきちっと、きょうさっきからのドタバタにしてもそうでしょう。余りにも情けないじゃないですか。はい。それは、もうそういうふう聞いて。

次ですね。老人福祉費で210万9,000円、全額これ県の補助金ですよ。ね。低所得者保険料軽減のためということで210万9,000円。これ、全額を介護保険に繰り入れないで、なぜ一般財源を減額して残りだけを繰り出してるのか。これは、何か理由があるんですか。

○議長

16ページやな。福祉課長。

○福祉課長

財源内訳に絡んでお話しされたので、ちょっと戸惑ってました。

ここでは、老人福祉費60万4,000円の補正というのをさせていただきます。これ、介護保険会計の繰り出し金で、ほかのものも含めてございます。介護保険のクラウド化に伴う費用、これが272万8,000円。介護保険制度改正に伴う費用ということで、それ確定しましたので219万6,000円の減額。番号制度改正、マイナンバーに伴う部分で25万9,000円の減額。ニューライフ介護保険システムサポート料ということで、これについては7万6,000円。機器リース期間満了に伴う分で、減額で122万7,000円。低所得者保険料軽減負担金については、281万2,000円を一般会計から繰り出します。それと、人件費の減額に伴いまして、これは人事異動に伴う分ですが、マイナスの133万3,000円、全てを合算をしまして差し引きした分が60万4,000円。その中でもともと、先ほど議員おっしゃったみたいに210万9,000円、全体の中での国庫の負担金ということになっておりますので、御理解を願えたらというように思います。

○議長

山口君。

○7番

でも、この議案というか補正予算書には、歳入の8ページの民生費県補助金、老人福祉費県補助金、説明では低所得者保険料軽減負担金と書いてあるやんか。そんないっぱいこの中に入っているわけ。それやったら、ほかにもあるというのを書いてもらわないと、こんなんでもこれ、全額当然保険料を軽減するために県が市町村にお金を出しているというふうに考えるのが普通でしょう。今みたいな説明なんかどこにあったん。普通見たらそうなるんと違いませんか。これ、間違えてるの。それ言うてください。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

ちょっと、議長すみません。ちょっと時間頂戴できますか。今手持ちの資料が、すみません。ちょっと時間頂戴できますか。

○議長

少し時間とれたら説明できますか。はい。福祉課長。

○福祉課長

すみません。一旦ですね、一般会計から特会へ町4分の1、県2分の1、国が2分の1を繰り入れるためでございます。一旦一般会計で予算措置をし、一



般会計から町負担分を合わせて介護特会へ繰り入れる分でございますので、一旦ここで繰り出しということではせんと対処できないという内容になっております。

ちなみに、介護特会における軽減措置全体でございますが、これは、後ほど介護の部分で、特会で説明させていただきますけれども、現年の特別徴収分で253万、現年の普通徴収分で28万2,000円、これが軽減にかかる全体の費用でございます。

以上でございます。

○議長

山口君。

○7番

だからこの16ページでいうと、財源内訳がですね、210万9,000円の県の支出金ですけど、あると。ほんで、一般財源150万、これじゃ当初予算と比較して見ないとわからんということ。

当初予算で、じゃあ、もう既に入ってるということなのか、特会でも関係あるけども、でも、ここの書き方やったらよ、低所得者保険料軽減負担金になってるわけやから、それをなんで一般財源、これまで一般財源ようけ出してたから、それを減らすというのだったらまだわかるんやけど、今の説明やったら国が半分で県と町が4分の1、介護保険の特会の関係との関係があるから、こういう数字が出るという今の説明やね。わかりました。もういいですよ。これ、またじゃああと介護保険のときに、その辺もうちょっと詳しく説明してもらえますか。特別会計の補正予算出てますから。

はい。ほんで次ね、議長は昼までにこれ終わりたいみたいなんで、私も頑張っってやりますけども。さっき地方交付税ふえた理由を森田議員からの質問に、平群町の人口が減って大変だからあげるわと。要するに、収入額減った、需要額ふえたというふうに、1億ほどふえたとおっしゃいましたけど、そういうところにもっとこういうものを使いなさいということで、需要額がふえたということで、喜んでいいのか、悲しんでいいのかわかんないですけども、1億9,000万ふえたわけですね。臨財債と合わせてね。歳入超過、今度のこの補正予算、4億3,000万ですわ、ざっとね。さっきの説明ではですね、昨年度の実質収支、要するに繰越金1億7,632万9,000円、これを別にしてですね、残りの、これは基金に積み立てるということで、残りの2億5,461万2,000円、この中身は何かと言ったら、さっき言った交付税、臨財債も含めて1億9千何がし、9,000万余りですね。それから、人件費が5,000万とおっしゃった。介護サービスの事業勘定の閉鎖が410万6,000

0円、それに開発公社の清算金620万円、こういうのが雑入に入ってますね、昨年もともと幾らでしたっけ、当初予算で未確定財源だった3億6,167万9,000円をそこから引いて、そこを減らしたというやり方なんですけれどね。これは、昨年秋のシミュレーションでは見込んでましたか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

山口議員の御質問でございます。

お述べのように、今回、交付税等のある意味ちょっと予測を上回ったような歳入があったということで、今回このような予算措置をさせていただいてるところでございます。

未確定財源を減らしにいくといったような、予算規模それ自身を大きくしないような補正ということで、対応させていただきました。当然、秋のシミュレーションの段階でございますが、交付税なり臨財債という部分については、一定の見込みというのは、地財計画等で発表されるわけでございますが、その見込みということで、ここまで大きな増額になるというふうに予測していませんでしたので、その部分については、シミュレーションの中身には余り大きくは加味されてないということで、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長

山口君。

○7番

当然、そのとおりだと思うんです。去年の段階で、当初予算でわかっていれば、それぐらいの予算組んで未確定財源減らしてたはずですから、そうはしてないわけですから、当然、そういうことだと思うんですが、ということはね、昨年秋の財政シミュレーションでは、今年度、単年度収支、実質収支ですけども、単年度の実質収支を1億7,100万円の赤字、こういう見込みを去年の秋出しているわけです。ということはですね、今回の補正で予定外に2億5,000万ふえているわけです。2億5,000万ふえたわけですから、ということは、去年のシミュレーションの赤字を全部消して8,000万ほど黒字になるという、今の段階です。もちろん、後のことありますから、絶対だとは言いませんが、そういうふうに今財政当局は見込んでいるのかどうか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

山口議員の御質問にお答えさせていただきます。

27年度、今後まだ半期残っておりますので、どのような予算執行になるかということはあるかと思いますが、現時点では、今回、27年度当初の段階で、約4億1,800万の未確定財源を積んでおりました。

今回、2億5,400万の減額ということで、今の段階で未確定財源の部分といいますのが、1億6,400万円になっております。当然、今後の推移もございしますが、財政シミュレーションにつきましては、当然27年度ある程度の決算の見通しがついた段階での試算ということになります。当然、そこでは、去年の秋にお出しをさせていただいたシミュレーションとは、大きく変わってくるやろうなというふうな見込みはしておるところでございます。

○議長

山口君。

○7番

交付税の増額、さっき言いましたように、著しく人口が減った自治体にといいことで、それを国が応援するということだと思っておりますが、例えば、12年前に三位一体の改革ということで、地方交付税が大幅に減らされた。どこの自治体も財政運営が非常に大変になったわけですが、それ以降、国のほうも自治体潰すわけにはいきませんから、徐々に交付税も戻しですね、また、各種臨時交付金も出してきました。自治体を救済していったわけですがけれども、今回もこれと同じことだと思っておりますね。

平群町にとっては、もちろんどんな名目であれ、交付税が大きくふえる。2億近くもふえるというのは、非常にありがたいことですから、これを好機と捉えてほしいわけですよ。

そこで、聞きたいんですけども、これを単に財政大変やから、その穴埋めにするというんじゃなくって、例えば管理職の賃金カット2,200万、もうこれやめるとかね。こんだけ、2億5,000万もふえたわけですから、もうその1割程度の2,000万はやめてですね、10月からはカットを元に戻すとか。人口拡充策に使えると言われているわけですから、思い切った子育て支援策もできると思うんですが、それ、今何か考えておられますか。これだけ金余って、これだけ国からそういう名目での金が入っているわけですから、その点どうでしょう。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

山口議員の御質問にお答えをさせていただきます。

当然、交付税の算入の中で、人口対策ということで、大きな枠組みのある意味算定といいますか、交付をいただいたわけでございます。ただ、おっしゃることも十分に理解はしております。

また、今現在取り組んでおります地方創生等の平群版の総合戦略等の策定の中でも、そういった子育て支援であるとか、そういった人口をふやしていくものについては、今後取り組んでいかなければならないというふうな思いは十分に持っているところでございます

ただ、あくまで財政当局の部分での御説明になりますが、先ほど申し上げましたように、これだけの交付金が増額になったということは、本当に喜ばしいことではございますが、ただ、まだ結果といたしまして、27年度予算ベースで1億6,400万程度のまだ財源が確定しておらないものもあるというのも片一方で現実でございますので、その辺のバランスを見ながら、それぞれの事業については努めていきたいというふうにご考慮いただいております。

○議 長

山口君。

○7 番

未確定財源は、予算は予算で、もう毎年2億から3億台ですね、未確定財源あって、その中でも、この22年度から基本的に単年度の実質収支は、24年度は赤字やったかもわかりませんが、黒字でずっと来ているわけですね。それを見るなら、この1億7,000万なんてもう、言葉悪いけど、ボロカスでしょうということになってしまいうんですよね。だからそれも見据えて、今大変だからというのではなくて、大変だからこそ、さっき言ったようなことを早め早めに、私は取り組んでいただきたいということ。このことは、要望しておきます。

○議 長

森田君。

○4 番

先ほど山口議員の質問の中で、人件費5,000万減なんですね。管理職は2,000万の減ということなんですけどもね。私何度も思うんですけども、その育児休業とかそういうものも含めてですね、逆に言えばその人数で町が回せるんじゃないかという、一般の住民の方思われると思うんですよね。その辺はきっちり説明しないと、民間であればそれでやって行けというふうな、上から当然指示が出ると思うんですけれども、そうは言いながら、産休とかそういうことできっちり法整備ができてまして、そういう支援もしていかなあかんと、そういう事実もあるんですけれども、その辺はきっちりですね、適正人員につ

いて検証する必要があるんじゃないかということは、申し上げておきます。

それと9ページですね、公社の解散の余剰金なんですけども、こんな、もっときっちり説明してくれないと、金利でこれだけ安くなったのか、先ほどの人件費も含めてですね、ちょっと説明がきっちりされてないんじゃないですか。その辺のこと、632万に、なぜこの金額が余剰金として出てきたのか。そういうこと、きっちり御答弁ください。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

森田議員の御質問にお答をさせていただきます。

公社の余剰金ということで、今回632万1,000円ということで、増額ということで入れさせていただいております。

土地開発公社の清算につきましては、既に議会のほうでも24年ですかね。24年の12月議会で権利放棄等の議決をいただいて、公社については25年の1月15日で解散をするということで、県知事の結了の認可をいただいたところでございます。

この間の費用でございますが、当然公社清算するまでに、一定、公社としての基本財産等も保有していたわけでございます。そういった保有財産が余剰金として残っておった。公社運営する中で、最後清算をしたというのが現状でございます。その金額が、結果として632万1,000円残っておったというところでございます。

以上です。

○議長

森田君。

○4番

そうすると、公社の手持ち金があったので、町の余剰金に入れたというふうな理解でいいのですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

御理解としましては、開発公社結了時における清算金を町に入れたというところでの処理でございます。

○議長

井戸君。

○3番

先ほどから話題になっております、7ページの人口減少特別対策について聞きたいのですが、毎回こういう急に出てくる。すごくありがたいことなんですけれども、これというのは、今回の場合、いつ確定したといいますか、どれくらいで財政当局としては入ってくるなどわかったのでしょうか。

それを、例えば、今回これ単発なのか。継続的にもらえるのか。その辺の予測も立てれるのかどうか。すごく欲しいものですが、単発というのと継続的、違うので、少しその辺、説明をお願いします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

井戸議員の御質問でございます。

普通交付税の算定でございますが、これにつきましては、時期的にはいつも27年度の交付税の策定ということで、6月から7月にかけて、かなりボリュームのあるような試算資料というのが県のほうから送られてまいります。それに、一つずつ平群町の基準財政需要額、基準財政収入額のそれぞれの各項目というのを記載をしていきまして、結果としてそういう細かい数字を積み上げる中で、交付税というのが確定するわけでございます。

大体それが7月中ぐらいということで、若干時期のずれはございますが、それくらいの時期に27年度の交付額がほぼほぼ、事務的には確定をするということでございます。

今回、何度か御説明申し上げました交付税がふえた原因ということで、人口減少の特別事業費ということで、基準財政需要額のほうに算入されました。これにつきましては、27年度の算定が初めて、27年度からということでの算定でございます。

交付税の算定といいますのは、かなり時代によってのバラつき等もございまずので、来年度以降必ずこの費用がこの金額で充当されるのかという、ちょっと確定的なものは言えません。基本的には、国の地方財政計画の中で、交付税の総枠というのが決定されるわけでございます。27年度も、総枠では実際のところマイナスシーリングということで、全体で計上されていたわけでございますので、その辺ちょっと来年度以降の交付税の額については、若干見えてこないところもございまずので、ただ、こういった費目については、交付税積算のときに、やっぱり我々事務方も注視していかなあかなんということは思っております。

○議長

井戸君。

○ 3 番

すごく、さっきも読みにくいという状況を今お聞きしましたが、7月中に決まったということは、それから、1カ月以上たっているんですけども、今、先ほどの議論聞いてましても、財政が厳しいということなので、調整基金に入れたりということで、何とかしようというのはもちろんわかるんですけども、一応名前的には人口減少の特別対策ですから、やはりこの辺は今お二方の議員さんが聞かれたと思うんですけども、この1カ月の中で、いや、これはしようかと。人口対策について、しようかな。どれぐらいお金をかけようかなと、もし、決まっていればお答え願いたいです。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

井戸議員の御質問でございます。

当然、国のほうからこういった交付税の原資ということで、財源をいただいているところでございます。

当然、今後平群町の人口減少に歯どめをかけるべく、政策的なものについては十分取り組んでいかなければならないというのは、もう承知しているところでございますが、平群町の場合、これがというふうな言い方になってしまいますが、今までより、例えば子ども医療費でありましたりとか、今年オープンいたしましたゆめさとこども園の開園であるとかいうことで、いわゆる、子ども・子育て等の施策については、今までやってきたというふうなこともございます。また、実際に制度としては26年度、支払いについては28年度からになりますが、定住化の奨励交付金等の事業も立ち上げてやっているようなところでございます。

そういった意味で、交付税の中での措置よりも、評価はあるかと思いますが、施策としては若干先取りをしながら、やってきたところもございますので、そういった事務経費の一部というふうなことも、やっぱり一定考えられるのかなというふうに理解はしているところでございます。

○議 長

井戸君。

○ 3 番

平群が今まで取り組んでいることを、今までのを続ける。続けるのも、もちろん大事なんですけども、今の答弁聞いていると、ちょっと新しく何かをしようという、まあ財政が厳しいのわかるんでね。ただ、せっかくこういう臨時ボーナスをもらったわけですから、やはり前向きな、せめて種を植えるじゃな

いですが、先のことを踏まえたことにも、せっかくですからやっぱりお金を使ってほしいんですね。

といいますのも、去年の26年の3月でしたかね、あのときの補正予算でも臨時ボーナスと言ったらおかしいですけども、アベノミクスの地域創生ということで、お金を大量にいただきました。しかしながら、現実、私から見ると、中身というと既にやることが決まっていたことにお金を費やしてしまったと。実際、そこがあると思うんですね。それももちろん大事です。大事ですけども、やはりせっかくこういうチャンスですので、ぜひとも先のことも見据えて、新しいことも企画していただきたいと思います。それこそ、本当にこの名前のと通りの使い道だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長。

井戸議員の御質問にお答えをさせていただきます。

本当に議員お述べいただきました部分につきましては、当然、我々人口対策にこれからどう取り組んでいくんだということでのかなり前向きな御意見を頂戴したところでございます。

当然おっしゃるように、さまざまな施策を打って出る中で、一定、人口減少に歯どめをかけていくということは、命題であるということは、まず認識は十分しております。そこで、あとはどういうふうな手法なり、どういうふうな制度、政策を立ち上げながらやっていくかということにつきまして、当然、その費用についても要るわけでございますので、今与えられた財源の中でどうやりくりをしていくかというのが、まず一番財政的には大きいところかなと考えております。

あとは、施策の部分でございますが、現在、地方創生の名のもと、平群町におきましても、5月からやったというふうに記憶、事務的な立ち上げの部分も含めて、地方創生の地方戦略、平群版の地方創生戦略の策定等も今やっておるところでございます。これにつきましては、年内に平群町としての計画策定案というのをまとめていくところでございますので、その中で、具体の人口対策についての具体の施策については、当然加味されるべきというふうに理解をしておりますので、そういった計画と相まって、今後、そういう人口対策には取り組んでいきたいというふうには考えております。

○議長

ほか、ございませんか。城内君。

○2番



単純なことであれなんですけれども、18ページ、こども園費5,767万1,000円減額となっています。これは、右隣の節の合計だと思うんですね。これ単純な印刷ミスか、2番と3番と足したらですね、単純に671を抜けて、下の三桁は合うてますよね。

「次のページもある」の声あり

○2 番

ああ、そうか、次のページにあるのか。次のページを足してそれになるのですか。この2番と3番とで5,767万1,000円とすると、2番の給料の50万どこへ行ったのかなという感じするんですけれども。

○議 長

2、3、4やろ。総務防災課長。

○総務防災課長

2番の給料の3,350万とそれから職員手当の3番が1,467万1,000円、次めくっていただきまして、19ページの4番、共済費950万を合わせまして5,767万1,000円となります。

○議 長

窪君。

○10番

いまの城内議員がおっしゃったこども園費なんですけど、ちょっと1点、ゆめさとこども園に関してなんですけど、保護者の方々から、もう開園しまして5カ月たちました。大変、スタートですので御苦労されてくださっていると感謝しているんですけれども、先生が退職される。それは自己都合なんですけれども、退職されるということで5カ月間で2回も、担任の先生というんですかね、変わられたということで、大変、子どもたちにとっては、やはり不安定な状況になったりもします。保護者の皆さんからも、大変御心配なお声をいただいているんですけど、その点、どのように受けとめられておられるのでしょうか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

ただいまの質問なんですけれども、今回の補正とは違うんですけれども、臨時職員さんなんですけれども、4名の方がおやめになられました。それは、もちろん、我々としちゃったら、なぜ字やめたかというのは、徹底的に本人さんも含めて話するんですけれども、それぞれにはそれぞれの事情があったんですけれども、家庭の

事情とか健康上の事情ということで、特段管理運営上の話で、人間関係がどうのこうのとか、過重労働があつてどうのこうのとか、そういう話ではなくて、主には個人的な理由ということでありまして、当然、委員会としましても、こども園の先生、1年間を通じてやっていただくというのが一番子どもたちにとっても大切なことですので、途中でやめられるというのは非常に困るんですけども、現状としては、やむを得なかったというふうなことで、あいた欠員については、速やかに募集をかけて補充をしているというふうな状況でございます。

○議長  
窪君。

○10番

大変、御本人の当事者の問題もあると、臨時職だとは私も知らなかったんですけども、しっかり教育委員会のほうもサポートしていただいて、子どもたちのためにも保育士の先生方も仕事しやすい環境に、これからも取り組んでいただくことをお願いしておきたいと思います。

○議長  
ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長  
ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長  
ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。  
これより、議案第44号について採決を行います。  
本案については、原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議  
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

2時10分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午後12時37分)

再 開 (午後 2時10分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

日程第8 議案第45号 平成27年度平群町国民健康保険特別会計補正  
予算(第2号)について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長

議案第45号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7 番

償還金と繰越金の補正ということなんですけども、この歳入で、今説明してもらった国・県のこの額というのは、今回の償還金に伴う償還金と、それから後期高齢者支援金の確定に伴う歳入というふうに考えていいのかな。どうでしょう。

○健康保険課長

ただいまの御質問でございますが、後期高齢者支援金の27年度に支払額、確定額ですね、概算の分と前々年度精算分を含めまして、今年度支払う分が188万3,000円の増額ということでございますので、それに伴いまして32%の定率国庫負担、そして、9%の国の財政調整交付金、9%の県の財政調整交付金ということで、予算措置させていただいております。

○議 長

山口君。

○7 番

はい、わかりました。

後期高齢者支援金の額が確定したということで、毎年毎年、後期高齢者がふえればですね、比率が高まれば当然ふえるんですが、加入者1人当たりの後期高齢者支援金、これは全国一緒よね。全国一緒だったですね。その確認と、それから、今年度、27年度幾らで確定したのか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

前期高齢者交付金の1人当たりの負担額につきましては、支払い基金のほうから確定した数字を送ってきますので、全国共通でございます。

それと、27年度の概算の分でございますが、5万9,526円でございます。

○議長

山口君。

○7番

制度始まった平成20年は4万ちょっとだったと思うんですが、もうそれから5割近くもふえているということになるわけですね。

それはいいんですが、今回の補正で上がってないんですが、当初予算のときに保険者支援金っていうのを国が1,667億円でしたっけ、総額でね。これ、平群町は特別会計に入れないのかという質問のときに、補正で対応したいという答弁やったと思うんですが、これ、今回も補正で上がっていませんけど、まだ額も何も確定していない。そういうことですか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

27年度ですね。国が1,700億円を全国的に出すということでございます。それで、奈良県というのは、国からして大体1%ですかね。ということで、1人当たり5,000円というくらいになっています。

それで、この1,700億円につきましては、保険者支援金に充当するというところでございますので、これにつきましては、これから県のほうに数字を出させていただくこととなります。国が言うてる1人当たり5,000円というのと、それから、平群町で、奈良県17億円ですので、それで平群町の被保険者で換算しても大体同じくらいの数字にはなるんですけども、今現在ではですね、その保険者支援分の金額とかというのが出ておりませんので、出次第、また御報告させていただきたいと思っております。

○議長

山口君。

○ 7 番

平均やからそのとおりに来るかどうかは別にして、1人5,000円やったら大体加入者6,000人ですから、3,000万ということになりますね。平群町の場合、ざっとね。これはまあ、低所得者の保険料軽減に使っていただきたいということで国が拠出するもので、ですから、本来なら早くしないとね。

概算でって、奈良県だけ出てないのかどうかわかりませんが、じゃあ、よそでこれを上げているところはあれですかね、概算でこれぐらいだろうというふうに見込んでやっているということになるんですけど、いつに出るとかそんなことも全然聞いてないんですか。このまま行ったら、12月、次3月ですよ。もう今年度、全然役に立たない。国保会計に金だけ入って、はい、さようならでは、本来の趣旨と違うわけですから、当然、低所得者の保険料を幾らかでも軽減するというのに使うべきですから、それは今計画してるんですか。金額、まだ確定してないからきちっとは出ないでしょうけど、どのように活用するかということは考えていますか。

○ 議 長

健康保険課長。

○ 健康保険課長

県がですね、このヒアリングというんですかね、保険基盤安定制度のヒアリングというのが、まだこれから秋以降にならないと、ヒアリングというかデータももちろん出てきていませんで、まだはっきりしたことは全然わかりませんが、ただ、平群町の場合、もともと軽減対象者の数が少ないということで、1人5,000円というふうな概算の、国は言うてますけども、平群町にとってこういうふういきちっとした、議員3,000万ぐらいとおっしゃいましたけども、そういう大きな数字になるというふうには予測はしておりません。

○ 議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより、議案第45号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については、原案どおり可決することに決しました。

日程第9 議案第46号 平成27年度平群町学校給食費特別会計補正予算  
(第1号)について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

議案第46号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○4番

49万、非常にありがたい話なんですけれども、この49万は、給食の質を上げることということなんでしょうか。

もう一つは、この県補助金の制度ですね、いつごろからこういう事業をやりだしたのか。その2点お尋ねします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

内容につきましては、この事業の趣旨というか目的そのものは、新鮮でおいしい地場産の給食を提供して、児童・生徒への食育と学校給食での地産地消を進めて、児童・生徒が地元農業への理解を深めるため、学校給食に県産品の食材を使うことを目的としています。

この購入費に際しまして、予算の範囲内で県のほうから補助をいただくとい

うことで、この補助制度そのものにつきまして、今年度からでございます。

○議長

森田君。

○4番

平群町が採択なったわけなんですけど、この事業は、県としていつごろからスタートしているのかということと、49万の使途を聞いてるわけなんですけども、る説明いただいたんですけども、それは質を上げるというふうに理解しているのかというふうにお尋ねしてるんですけども。その辺のこと、御答弁ください。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

繰り返しになるかもわからないですけども、質を上げるというか、地場産の食材を使って、もちろん質を上げるということにもなるんですけども、食育と学校給食に対する児童・生徒の地元農業への理解を深めるというふうなことです。

いつからかということですけども、今年度からということで、通知は、ことしの5月に県のほうから通知があって、それに乗って各市町村、恐らくこの補助金を使ってるんじゃないかなというふうに思ってます。

○議長

森田君。

○4番

ありがとうございます。今年度から県がこの事業をスタートしたというふうに理解しているということですけども、今のお話でしたら、49万の使い道ですけれども、これで同じものをやるのであれば、高くなるというのは、支出がふえるというのは理解できないんですけども、そうなってくると地元産を使うことによって高くなるというふうな話にもとれるんですけども、ひとつは。そうじゃなくて、やはり質を高めるということじゃないかなと思うんですけども、その辺もうちょっとお答えいただけませんか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

先ほど申し上げました趣旨、目的でこの補助金を活用するというので、そのことによって、必然的に質も上がるというふうなことになろうかというふうに思います。

○議 長

井戸君。

○3 番

同じような話になるんですけども、お聞きしたいのが49万円でどの程度、何日分くらいの相当するのかもしれないので、教えていただきたいのと、先ほど継続、ことしからスタートということなので、来年も採択されるようなものなのか。継続されるのか、その辺までよろしくお願いします。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

今回の補助制度につきましては、補助要綱にのっとりまして、6回という制限がございます。それを、一応この補正予算を可決いただきました折には、それを受けて事業計画を立てて上げていくというふうなことで、今予定しておりますのは、11月以降、6回ということ考えています。

来年度につきましては、恐らく、県もちょっとわからないですけども、県のほうでも当然継続的事業として考えておられるというふうに思いますので、当然、出てきましたら、来年度以降、当初予算から入れていきたいなというふうには思います。

○議 長

植田君。

○6 番

平群町は、早くから地産地消ということで取り組んで、学校給食に地域の食材を使ってということで進めて来てくださってたんです。そういう意味では、この事業というのは、奈良県全体で学校給食にそういうものを取り入れていくという中で、現在やっているところも含めて、まあいわば、それをより促進する、あるいは新たに導入をさせるために、県がスタートさせたのではないかなというふうに思うんですけども、一つはこの賄費、どういうこの金額を出す算出としてね、どういう根拠で出してこられたのか。

それと、あと、これを使って何か、今年度の給食の中で新たにこれを使って取り組みをしようとかいうものがあるのであれば、考えているものがあるれば、そこら辺を御答弁いただきたいと思います。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

すみません。先ほどの件で、6回ということですので、6日間ということでは



す。6日です。

今の御質問ですけれども、金額の根拠につきましては、補助金そのものの金額が、小学校の分で1食あたり50円、中学校については60円ということで、それに単純に約1,500食、学校給食センターのほうでは調理していますので、それを掛けあわせたものの根拠というふうになっております。

これを使って、今現在考えておりますのは、例えば、大根を使って大根キムチをメニューに入れたりとかそういったのを、申請メニューの中には、それぞれ6回、先ほど申し上げましたけれども、6回のメニューあるんですけれども、そういった形で加えています。

○議 長

山口君。

○7 番

今1,500食って、人数掛けているんでしょう。小学生の人数掛ける50円、中学生の人数掛ける60円、そういう出し方ではないのですか。今、1,500食と言ったけど。6回、じゃあ6で割った数が子どもの数。そうじゃないですよ。そこをもう一度。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

すみません。小学校分につきましては、小学校1,050名いますので、1,050名掛ける50円掛ける6回、それから、中学校については485名ということで、485名掛ける60円掛ける6回ということで出した数字が49万円と。補助金は満額ということです。

○議 長

山口君。

○7 番

奈良県がやるんですから、別に平群町でとれたものだけじゃなくて、奈良県産ならいいわけでしょう。ということであればね、以前、米飯給食についてはですね、保護者負担なくして、町のほうの一般会計から出してたという経緯があったと思うんです。それを岩崎町長は廃止されたわけですけれども、例えば、あのとき、米飯、米は全部奈良県産の、要するに奈良県農協から買ってたという経緯があったと思う。そういうものに使うというのは、可能なのですか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それは、ちょっと難しいと思います。新たに、今おっしゃっているのは、今現在使っている米飯なんかをそれを組み込んで補助金をというふうなことだと思うんですけども、そういう趣旨ではないというふうに確認をしているところです。

○議長

山口君。

○7番

わかりました。県議会でちょっと確認してですね、そういうものにも使えるようにするのが一番いいわけですよ、本来。新しいメニューとかいろいろ言うけど、もちろん、それぞれの地域でとれたものを使う市町村ふえてますし、食による教育というのもありますから。

ただ、奈良県全体でということになれば、奈良県産の米、奈良県の米飯給食はほとんどの自治体が奈良県農協からということになってるんでね、県産ということになればそれが一番やりやすいわけだから、そういうことをやっぱり平群町からも提案していくべきじゃないかなというふうに思いますんで、これは、今すぐ答えてくれなくて結構ですけども、県議会の方ほうでも取り上げてもらうようにしてですね、できたらそういうふうにしていただきたい。

金額は多い少ないは別にして、やっぱり今子育て支援ということ言えば非常に大事になってるんで、そういう小さいところからですね、切り捨てるんじゃないなくて、切り捨てたやつも新たに復活する。そういうことも、大事だというふうに思いますので、まあよろしく、教育長もよろしくお願いします。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。  
これより、議案第46号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きまして

日程第10 議案第47号 平成27年度平群町介護保険特別会計補正予算  
(第1号)について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

議案第47号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

一つは、クラウド化ということなんですが、もうちょっと詳しく説明してほしいのと、それから、1号被保険者の第1段階の基準額に対して0.5を0.45にする。これは、せやけど当初予算でそうしてなかったの。当初予算では0.5しか組んでなかったんですか。

それで、その返ってくる、国から来る281万2,000円を会計上、予算やからはっきりしませんけど、保険料から減らしてですね、そっちを足すということなんですけど、第1段階の第1、第2、0.5が0.45になる。これ、当初予算ではしてなかったということですか。その2点。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

クラウド化ということで、どの分野でもそうなんですけども、万が一を想定した上で、重複も含めて、全てがそういうふうに移ってっております。

たまたま、平群町も含めて介護保険の全てのデータについて、クラウド化をして安全を確保していくということで提起をさせていただいたら、先ほど申しました町村のほうで同意をいただいて、県のほうがこの事業に対して補助金を設定すると、認めるということで許可をいただきましたので、今回計上させて

いただいた次第で、内容的には、基本的にはどのクラウドも含めて、内容変わるものではございません。

それと、当初から介護料について、保険料決定については0.45にすると、基準額の0.45するというふうになっておりますけれども、本来は0.5、基準額の半分でございますので、一旦予算上はそれで計上し、年度変わったところで、それが予算化されたことを受けて、決定を受けたということを受けて、今回保険料の歳入の部分については減額をさせていただいて、その分を国・県からの負担、それと町からの一般会計からの繰り出しということを含めて、減額した分を補うという形をとらせていただいているところでございます。

○議 長

山口君。

○7 番

じゃあ、当初予算は0.5で組んであったわけですね。それでいいですね。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

すみません。ちょっと言葉足らずです。

予算上は、その0.45になるということを前提にして予算をつくっておりますけれども、しかし、今回それに対して、一旦は1号保険者の部分について、0.05を減額をさせていただいて、その分について国から負担金を頂戴したので入れるという形でしないとダブってしまいますので、こういう措置をさせていただいた次第です。

○議 長

山口君。

○7 番

そこがおかしいのよ。予算やから、決算と違うので、それで金額が決まるということじゃないし、歳入のほうやから、別に金額幾らであったって構わないんですよ。

でも、0.45で初めから組んであったら、補正でそんな姑息な手段することないでしょう。国から来たやつそのまま入れといたらいいじゃないですか。ただ、そうなると、そこを下げろと言われてたら困るから、こういうことするのかっていうふうに、うがった見方になるわけですよ。だから、もうちょっとね、決算、きょうも後でありますから、決算でもこの3年間で第5期の介護保険については黒字やったわけですよ。基金一つも減らしてへん。黒字やねん。もうその計画自体が何でそうなるねんって、もちろんいろいろ、計画やからそのと

おり行かないのはわかりますけども、だから、こんな補正予算、何で中途半端なことするのかなというふうに思うんです。

いや、はっきり初めから0.5で予算組んでると言うなら、第1段階についてはですよ、これ来たからこの分減らすというのは理屈通るんですよ。せやから、0.45で組んであるのに、来たらまた減らすって、そんな会計処理するのおかしいでしょう。二重に減らしていることになるじゃないですか。今の説明やったら。何でそんな会計処理するのかな。介護保険の特会の会計は、ほんまおかしいよ。ずっと見てると。

要するに、黒字になった分、全部翌年度の償還金と一緒に金額にしてみたりね、それをわざわざ、介護の運営協議会で、全然黒字ではないのと言うんやもん。次の年の償還金持ってきて。そんな説明するような会計ないよ、普通。

だからね、今ここで全然違うこと言ったってあかんけどね。そこは、職員の会計処理の能力がおかしい。理解してないんですよ。ちゃんと財政当局はね、それぞれの特会の会計のやり方しっかりね、私は教育しないとだめだと思う。介護保険はこの間ずっとおかしい。昔はすごい、職員が全部やってたらしいけど、最近は全部コンサルに丸投げやし。職員いないからそうなるんでしょう。減ってるからそうなるのか、職員が勉強不足なのか。いや、わかるんですよ。どんどん制度変わるしね、大変なのはわかるんだけど、あまりにもひど過ぎる。

ほんで、一方で、この会計は住民の負担増につながる会計なんですよ、介護保険は。3年ごとに見直されて、3年ごとに上がってるんじゃないですか、ほとんど。そういう会計にもかかわらず、今みたいな予算の組み方する。予算は予算や言うて、こんなもんでもええねんということにならんでしょう。計画して、介護と国保は計画して、保険料取っているわけだから。3年間高いまま行かれるんですよ。第5期で言えばそうなるんです。結果として、だましたことになるんです、住民を。結果としてですよ。だから、慎重の上にも慎重にやってもらわなあかんのに、今みたいなことを言われるとね。

よそは、初めは0.5で予算組んでいるところも多いんです。平群は、初めからもうわかっているから、国がそうすることわかっているから0.45で組んで、ああ、ちゃんと理解して、理解してというか、ちゃんとやってくれているなと僕は思った。きょうのこれ聞いたら、今の説明聞いたら、全然違うじゃないですか。何でこんな。

だから、さっきの一般会計のときの281万2,000円についてもね、それはこれ見たら、町のほうの繰り出しやから、当然人件費との相殺したりしてその金額になるというのはこれで見えてわかりますけれど、だからその辺はもうちょっとちゃんとやってもらわないと困りますし、この会計のやり方は、ちょ

っとおかしいんじゃないですか。どう思いますか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

すみません。ちょっと言葉足らずで。

第6期の介護保険計画の中で、費用とそれに伴う介護保険料、計算をする段階では、初めから第1段階については保険料決定した段階でこれくらいになるということで、0.45を基準に計算をし、3年間の出と入りを計算をしてやってまいりました。

しかし、特別会計の予算上、さっきは言い間違いであったというか、誤解を招いてしまいました。この会計上は、議員おっしゃるとおり0.5で一旦し、国・県の負担金が確定をした段階で、これは確定をするというのは、一旦0.5で計算をし、それに伴って第1段階の保険料総額がこれだけになりました。それに対して、0.5から0.45、要するに0.05の違いが発生した。その部分が幾らの金額になるかという確定をしないとできませんので、初めからは一旦計算上は0.5で計算をし、保険料が確定したことを受けて、国・県・町の負担額が確定します。その分を今回国に報告し、国・県合わせて負担金として頂戴をし、町の方も含めて一般会計から特別会計に繰り入れたと。それに伴って、第1段階の保険料軽減の分については、減額させていただいたという流れになっております。

○議長

山口君。

○7番

初めは0.5で組んでたんですね。さっきの答弁等はもう、それは間違っていたということですね。いや、0.5で組んでたらわかるんですよ、処理上は。それはそれで結構です。第一、3年目、またあれでしょう。消費税が10%になったら、0.3になるんですよ。まあそれはまた、再来年の話やから、ましてや10%になるかどうかはわかりませんから、何とも言えませんが、そういうこともあるんで、今も含めて、これは一般質問、介護保険については今回やらせていただきますので、そこでしっかりと議論させていただきます。

○議長

森田君。

○4番

クラウド化でですね、4町でやられるということなんですけども、これ総額は決まって、分母が4町だから、それで割った500万という理解でいいのか

どうかということと、これは、先ほどの奈良モデル、住民生活課の話と地域がまた変わっていると。これの4町になったいきさつ。県から、御指導いただいたのか、おのおのが手を握り合ったのか。その辺、わかればお答えください。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

詳細、私も把握してない部分含めてあるんですが、報告を受けておりますのは、クラウド化に伴う部分で、予算額としては2,000万円。それに対して、共同でやっていこうということで、同じ内容で進めていくということで、4町の合意が図られた。当然、それに伴って4町で均等で割っていくということで、500万ずつの補助金が決定されたというふうに、流れについては聞いている次第です。

○議長

森田君。

○4番

そうしますと、今の話であれば、どこも手を組むというのは、県の指導があったかというお尋ねしてるんですけども。

それともう一つは、分子が2,000万だと。それであれば、分母をふやす努力をすべきじゃないですか。悪いんですけども、2,000万かかると。それが今4町でやられようとしてるわけじゃないですか。それが6町、7町なれば下がるという話じゃないですか。そうじゃないんですか。今そういう話じゃなかったですか。総額で2,000万かかるから、4町でやるから500万だという話じゃなかったですか。私、聞き間違いかどうかわかりませんが、その辺もう一度お答えいただければありがたいです。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

奈良モデルで一見同じような作業するということで、取り組みをするということについては2,000万。同じ取り組みをする自治体が、今回は4つです。4つでしたので、1自治体に対して500万。これが、分母がふえていけば、平群町がいただける金額というのはどんどんどんどん減っていくという計算になります。2,000万という上限が決められておりますので、それは動きませんので、御理解をいただきたいと思います。

○議長

森田君。

○ 4 番

もう1つお答えいただけてないんですけども、その選ばれた4町というのは、平群町が独自に握手しにいったのか、県の御指導いただいたのか。なぜ、近隣の市町村とタッグを組まないのか。平群町、嫌われているのかですね。近くであれば、もっと綿密に近くで協議できるじゃないですか。車で1時間もかけて高取まで行かなくても。

○ 議 長

福祉課長。

○ 福祉課長

偶然というところもあるんですけども、基本的には、同じ電算システムを使っているということが前提になってまいります。全く違うシステムを使っているところと、クラウド化を同時に推進するというのはできませんので、そういう意味では、今回、日本電算も含めて平群町は導入しておりますけども、クラウド化を推進しております。それに同意をする、同様のシステムを導入しているところが、たまたま町村で言いますと4町であったということがございます。県から特段指導とかどうこうというよりも、共通してこのクラウド化を利用できるところということで、必然的に決まってきたというふうに御理解をいただきたいというふうに思います。

○ 議 長

森田君。

○ 4 番

今の話であれば、日本電算となるものが、平群町、高取町を含めて4町でそういうことをやっていたと。ほかの市町村はやってないということでしょうね。

それは結構ですが、また別の機会でお尋ねしますが、先ほど、課長から13の委託料のときに、保守管理委託料に7万6,000円減額という話をされたと思うんですけども、聞き間違いでしょうか。

それと、その下の使用料のことですけども、122万7,000円減額。こんなん、任期満了というのは当初からわかってることじゃないですか。当初からこの使用料はですね、予算のときからリース期間の満了というのはわかっているはずじゃないですか。なぜ当初からそういうことをやらなかったんですか。

○ 議 長

福祉課長。

○ 福祉課長

すみません。先ほど、保守管理委託料で7万6,000円減額というふうに私申し上げましたのは間違いです。7万6,000円増額でございます。クラ



ウドの実施時期が前倒しされたことによって、1カ月分7万6,000円発生したということでございます。

次、使用料の関係で、122万7,000円の減額でございますが、この機器リース期間満了に伴いまして、同時にクラウド化をするということで、クラウド化というのが発生したことも含めてございまして、それと、機器リースが満了に伴うと。それであればもう一気にクラウドに乗りかえていってしまえば、残り追加で更新をする、あるいは、リース料も含めてかかってきませんので、これクラウド化が完了したということと同時にリース期間が満了して、本来であれば、クラウド化がなければ機器のリース期間を延長していくという話になって、リース料がかかってまいりますけども、クラウド化が奈良モデルの問題も含めてございまして、できたということがあって、リース料の更新費用が要らなかったということで減額をさせていただいたところです。

○議長

森田君。

○4番

今の使用料、ちょっとおかしいんじゃないですか。今の話であれば、機器の1つはですね、リース期間が満了になったから安くなるという話と、クラウド化で新しくふえるわけじゃないですか、今の話だったら。同じ機械を使うのであれば、使用料下がるんじゃないですか、当初から。違うんですか。新しい機械を入れるんですか、それは。当初、リース契約というのは、きっちり60カ月なら60カ月で決まっているんじゃないですか。そうじゃないんですか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

もうちょっと細かく説明をさせていただきます。介護保険システムのクラウド化については、当初予算では奈良モデルの採択がまだ決定をされておりました。そういうことも含めてございますが、クラウド化費用等を6カ月分、5年リースということで当初考えておりましたが、その分について予算措置をしておりました。奈良モデルの補助金が採択されたことにより、クラウド化費用分を減額補正する。20万8,000円については、介護保険用の端末パソコン、これはノートパソコン5台、プリンター2台でございますが、これが20万7,035円という予算でございますが、それらも含めて122万7,000円の減額、それに伴う分が減額になったということでございます。

○議長

植田君。

○ 6 番

ちょっと私はよくそのクラウド化っていうのがまだわからないんですが、クラウド化することによって、これまでの介護保険のさまざまなデータとかそういうものがどう移行していくのか。4町でやるということは、そこは全部共有する形になるのか。そういういろんなシステムや情報が平群町じゃないところで、先ほどどっかで安全対策を講じるためにやるっていうふうなことをちらっと説明されたかと思うんですが、そういうものが、じゃあ今までとどう変わるのかというのが一つね。

それと、森田議員からもありましたように、4町が、離れているようなところと何で組むのかと言ったときに、同じ電算システムを持ってるところと組むっていうのをおっしゃったんですけど、じゃあ近隣は、うちと違って、その違ったところ同士が、また全部、奈良県下の中で、そういう方向で進められるということになってるのか。それがうちを含む4町だけやって、何で4町だけで、ほかは全然クラウド化に移行するという方向を持たないのか。何か持つことによってリスクがあると思うから持たないのか、そこら辺ちょっと近隣がどういうこのクラウド化に対して対応されてるのかも含めて御説明願えますか。

○ 議 長

福祉課長。

○ 福祉課長

クラウド化をしていくということは、今まで単体の場合であれば、単体でサーバーの中で全てのデータを入れていくという話になってくると思うんですけども、そんなんも含めて、全てなくなってきます。

共通のシステムを使っていれば、当然、中のデータのみを送信し、そこで保存をする。で、変換するシステムというか、それについては、今4町については共通ですので、通常どおり見ることもできますし、それと先ほど言いました、安全上の問題も含めてございます。そういうのも含めてあって、4町でやらせていただいている。これは、介護保険だけが日本電算のクラウド化という話をやっているんじゃないしに、ほかの、日本電算のシステムを使っているほかの部署も含めて同様に、クラウド化については進めていってますし、住民生活課の場合も同じように、他のシステムについて、同様のものを使っているところと、同じ日本電算のどこ使っているところで、日本電算のクラウド化の確保している場所にデータを保存しているということです。

不要になる機器もありますし、そういうのも含めて考えますと、推進していくという立場に立って、今まで進めてきているんですけども、正直申しまして、このクラウド化それ自身、私も含めて議員質問されておられるほど詳しく理解

はしてないんですけども、今回、あくまでも4町の中で合意が図られたので、奈良モデルの決定を受けたという次第でございます。

○議 長

植田君。

○6 番

そしたら、バックアップ的な感覚というふうに考えたらええのかということと、それと、これ、ほんなら県内でね、これを進めてるのは、その4町で進めようとしているのは、うちを含めて、この4町だけですか。三郷とか斑鳩とか、どっかと組んでやるという、そういう状況になっているんですか。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

日本電算、県内で入っているところ、介護保険も含めて入っているところというのは限られています。基本的には、今4自治体だけしか合意されてません。ほかのところも含めて、クラウド化は進めていってると思います。

三郷町は、もともと単独システムで、大手の電算会社が入ってという話ではございませんので、ほかと協調してクラウド化を進めるというのは、なかなか難しい部分があるんじゃないかと思えますし、近隣の状況、今回のうちのこの補正の関係ではちょっと理解できていないというか、情報をつかんでませんのでわかりません。

○議 長

植田君。

○6 番

当然進めていく以上、近隣がどういうふうな動向っていうぐらいは、普通は調べますよね。そら、たまたま日本電算だけがクラウド化をする。できるところであるんなら、そうなんかもしれへんねんけど、そうでもないということも含めて、そうでもないような話もおっしゃっているように聞こえるし、当然、こういうふうな大事なデータも含めてやるわけですから、近隣がどういう対応を、この問題についてね、安全対策も含めて考えているのかっていったときに、当然、そこら辺は情報として持っておられるのが普通かなと思うんですけど。

○議 長

きちっと答えられますか。時間とりましょうか。

それでは、3時25分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午後3時12分)

再 開 (午後 3 時 2 5 分)

○議 長

休憩前に引き続き、再開をいたします。

(ブー)

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

失礼します。

クラウド化をしているところということで、住基システム、それから税のシステムが同じでございまして、6町でやっております。平群町、御杖村、高取町、明日香村、吉野町、三宅町ということで、6町でやっているという状況を報告させていただきます。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより、議案第47号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決

しました。

健康保険課長より発言の申し出がありますので、許可をいたします。健康保険課長。

○健康保険課長

貴重な時間、申しわけございません。

先ほど議決いただきました、国民健康保険特別会計の補正予算の中で、山口議員さんの質問の中でですね、後期高齢者支援金の1人当たりの概算額ということで御質問がございました。それで、私5万9,526円と申しましたんですけども、正しくは、5万6,531円ということで訂正させていただきます。5万6,531円。まことに申しわけございませんでした。訂正させていただきます。

○議 長

続きますして

日程第11 議案第48号 平群町道路線の認定について  
を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長

議案第48号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。井戸君。

○3 番

一つ確認ですけど、この道路については、平群というのは軽自動車の車庫証明が要らないということで、かなりこういう自治会とかでも道路の駐車が多いと言われているので問題になったりもしてるんですけども、ここの、この道路に関しては、駐車禁止区域になるのでしょうか。わかりますか。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

今回上程しているのは、認定でございます。今、議員の御質問は規制の関係だと思っておりますけども、基本的にはこの場所についてはまだ規制というのはかかってございませんし、多分、今後もそういった規制にはならないかなというふうに認識しております。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。  
これより、議案第48号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議  
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決  
しました。

続きまして

日程第12 議案第49号 総合スポーツセンター防災拠点施設整備工事の  
請負契約の締結について

を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めま  
す。総務防災課参事。

○総務防災課参事

議案第49号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○4 番

今、参事から出力330キロワットですか、もう一度ちょっとお答えいた  
きたいということと、これは、最大というふうに理解していいんでしょうかね。  
その辺だけ、ちょっとお答えください。これ、応札は鍛冶田さんが1社しか  
応札なかったということも聞いているんですけども、それともう一つは、予算  
的に予算額が幾らで、この金額になったというのもお答えいただけません  
しょうか。

○議 長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

森田議員の御質問にお答えします。

一応、太陽光パネルにつきましては、最大の発電量が130キロワットでございます。

それとですね、一般競争入札を行いまして、3社ですね、資格審査の申し込みがありまして、それで、実際に入札があったのは、1社の鍛冶田工務店でございます。

それとですね、工事の予算額につきましては、一応、2億円でございます。以上でございます。

○議 長

森田君。

○4 番

今、太陽光発電で各地でですね、発電してるところで非常に問題が起こっているのがございます。以前は反射光だけだったんですけども、今問題になっているのは、太陽光パネル3枚か4枚こう重ねて流すので、その水が下に落ちて土を掘り返すとかいう問題が出ております。

実際に、私も写真で見たことございますんですけども、昔の古い建物であれば、とゆのないところは、雨落ち溝というのをつくったんですけども、そのようなことがされているのかどうか。土地の排水設備がどのようになっているのか、お尋ねします。

○議 長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

太陽光パネルの設置の場所の問題でございます。一応、太陽光パネルにつきましては、体育館西側の斜面の一番平場の部分に設置をしております。ですので、できるだけ造成をしないような形でつくっております。それで、太陽光パネル設置後は、短い草の種をまきまして、管理していくということになります。

水に関しましても、十分、工事業者、また、施工監理業者と協議をしまして、災害等起こらないようにしてまいりたいと思います。

以上です。

○議 長

森田君。

○4 番

そうじゃなくって、それは最大限やっていただきたいと思うんですけども、土に直に雨水が落ちますと、土に吸うんですよ。今申し上げているのは、太陽光パネルに、ガラスですから、4メートルの水、普通の家庭の家であれば、片面が水が落ちるんですよ。落ちたところに、下が、非常に土が削れるとかいう問題があります。それは、施工の問題じゃなくて、設計の問題だと思しますので、それは十分注意をしていただきたい。必ず、どういうんですか、表現よくないんですけども、溝みたいなんできて、自然流下になってくると思うんですけど。

それと、もう一つね、多くのこういうところで、奈良県の山のほうでもやってるんですけどね、雑草が生えて、非常に空地のところ雑草が生えて困っていると。きっちり予算をつけて刈らないといけないということだけ申し上げておきまして、もう一つは、この敷地内に、建物は建ってませんか。建物、小屋みたいなもの建ってませんか。建ってませんか、私、何か小屋みたいなもの建ってたように思うんですけども、それはいいですかね。それは結構ですけど。

そうすると、今この施設は、指定管理者制度で管理されてますね。電気料金は、売電をしないということですから安くなりますね、当然。何百万か、何十万か知りませんが。指定管理の費用は、当然安くなると思うんですけども、それはどのように考えておられるんでしょう。

○議 長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

太陽光発電は、平常時でも発電をいたしますので、総合スポーツセンターの年間の電力量の大体、一応、今の想定では約20%は削減できるというふうに考えております。一応電気料金は、大体20%ぐらいは節電できるんじゃないかというふうに考えております。

○議 長

森田君。

○4 番

今回のこの請負とは直接関係ないんですけどね、当然、電気料金も含めた契約になっていたように、間違っていなければなつたと私は思うんですよ。ですね。要するに、変数を指定管理費用に含めているというのは、私以前も指摘したと思うんですけども、常数じゃない、指定管理者が努力すれば下がるもの、高くなるもの、しなければですね。じゃなくって、これは、20%削減すれば当然電気代も、別の機会でも申し上げますけども、指定管理料を下げてもらわない困ると思うんですよ。隅から隅まで見直すということはそういうことじゃない



かなと思うんですけども、これは、意見だけ申し上げておきます。

○議 長

井戸君。

○3 番

まずといたしますか、すごく気になるところは、やはりランニングコスト。維持補修と思うんですけども、この契約の内容の中で、1番維持補修コストといたしますか、この太陽光パネルの保証期間の設定、どこまで面倒見てもらえるか。これは、普通の一般家庭では10年なのか、20年なのかという、長くをうたっている業者もあるぐらいですけども、この辺はどうなっているのかというのをお願いします。

○議 長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

井戸議員の御質問にお答えいたします。

一応、維持経費の問題でございます。維持管理経費につきましては、できるだけ後年度負担を少なくするように、できるだけ後に負担のかからないような設計をしてまいりました。ですので、一応、太陽光パネルにつきましては、きちんとメンテナンスをしましたら、15年、20年もつような設計となっております。

あと、それに係るパワーコンディショナーにつきましては、10年目に入れかえ等が必要となってきますので、年間大体ですね、そんなも含めまして維持管理経費がですね。

「そんな聞いてはらへんで、経費まで聞いてはらへん。

メーカー保証期間」の声あり

○総務防災課参事

すみません。メーカー保証期間までは、ちょっと今、詳しい資料はございません。ただ、15年、20年太陽光パネルはもつもんでございますので、維持管理経費については、そんなにかからないというふうに想定をしております。

○議 長

井戸君。

○3 番

ちょっと、わかりにくかったですけども、メンテナンス費用をかからないようにつくっているの、ほとんどかからないということによろしいんですね。

それと、保証っていうのは、あくまでも潰れたときの保証ですから、17年、18年っていうのは、あくまでもそれは耐用年数であって、潰れたときの保証がどれぐらいあるのか。耐用年数も、ものによって違いますからね。

気になるのが、その点をもうちょっと詳しくっていうのと、予算2億円に対して、このほとんど99%レベルで落札されているっていうのは、これが1社だからであるのか、例えば、建設費が高騰しているから、オリンピックの影響を受けてるのかとか、いろいろ理由があると思うんですけど、その辺もわかれば。高くなければ、それはそれでいいですし。はい、よろしく願います。

○議長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

一般競争入札の関係でございます。一応、応札されたのは1社でございますが、資格審査には、3社手を挙げてくれました。それで、3社ともですね、今おっしゃられたように、工事単価の高騰と技師がいないとかいうような問題がありまして、なかなかちょっと、非常に難しいというふうなことは、3社とも言われてました。それで、1社は入札をやってくれまして、あとの2社につきましては、どうしても、ちょっとしんどいというふうなことでございました。

以上でございます。

○議長

ほか、ございませんか。馬本君。

○12番

この請負契約云々に関係ないことやねけど、今、井戸君ちょっと話してんけどね。ちょっと気を付けてもらわな困るのは、台風で飛んだりな。よう聞いてや。窃盗って、今流行ってんねん、これ。窃盗。これね、保険があるというふうに聞いているので、災害のときに大変なお金を投資してつくったソーラーが壊れたり、窃盗にあたりしたら、大変なことでございますので、保険対応じゃないけども、そういう対応をちょっと今後、設置できる前にですよ。ちょっと、保険いろいろお勉強されたほうがいいと思いますねけど、その点どうですか。

○議長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

十分検討してまいりたいというふうに思います。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。  
これより、議案第49号について採決を行います。  
本案については、原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議  
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。  
よって、本案については原案どおり可決することに決しました。  
続きまして

日程第13 議案第50号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末  
手当に関する条例の一部を改正する条例につい  
て

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第50号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7 番

15%の根拠の説明をしてもらえますか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

15%の根拠ということでございます。この資料をつけさせていただいてい

ますように、この諮問書の内容を尊重いたしまして、15%の減額が望ましいというところでの15%の提案とさせていただきます。

○議長

山口君。

○7番

本来ね、特別職の報酬審議会については、当然いろんな議論があるというふうに思います。委員それぞれの考え方もあると思うんです。せやけど、これ答申でしょう。この答申、この2行だけの答申ってこれ、何の根拠も示してないじゃないですか。例えば、斑鳩町も今回、報酬審議会開かれているんですね。ほんで、何ページかあって、最後のページがこれだけ書いてあるんです。社会情勢とか何とかこう書いてあるわけです。本来そういうものでしょう。いや、その内容が正しいか正しくないかは別ですよ。これは結論しか書いていない。ほんで、20%減額が妥当って、それも何の理由もない。その後、議員に広く理解を得るために5%まけたるねんっていう話じゃないですか、平たく言えば。議員をばかにしてるというふうに私はとらえました。こんな答申ありますか。職員の皆さん、これ見てどう思います。何とも思いませんでしたか、経堂課長。担当課長として。あなたも事務局として入ってたんでしょ。これだけの議論ですか。だから、その理由を答えてくださいって言ってるんですよ。こんな違うでしょう、審議してるんでしょ、ちゃんと。どれぐらいの時間かけたんか知りませんが。そんな根拠もなしにね、まあ職員の給料だって根拠なしに引き下げてるんでしょけどね。1番金のかかる管理職のところを減らしてるわけですから。余りにもいいかげん過ぎませんか。町長どうですか。

○議長

町長。

○町長

この答申をいただくにつきましては、これまでの経緯を含めまして、諮問として報酬審議会に私のほうから諮問をいたしております。その中で、平成10年からの経緯を含めて、平成19年からは20%減額していただきましてね、これは議員提案でやっていただいた経緯がございます。私のほうから諮問するに当たりまして、審議会の委員の方に諮問理由というものを提示させていただいております。現在平群町は厳しい財政状況にあり、町民の皆様には固定資産税の超過税率をお願いしています。また、町3役の給料減額及び職員の給料減額、現在は管理職のみでございますが、それを実施し、平群町を挙げて財政再建に取り組んでおります。ぜひとも町議会議員の皆様にも御協力いただき、オール平群で平群町再生を目指したいと考えております。以上のことから、町議

会議員の報酬額について、特別職の報酬等審議会の御意見をお伺いしたいということで諮問させていただいております。そういうことから、いろいろ中では議論があったようでございますが、こういう答申をいただいたということでございます。

○議長

山口君。

○7番

それなら、そういう町長から諮問のあった内容も含めて、審議会でどういう議論があってどういう結論になったか、いやもちろん、間のことはいいでしょうけども、こんな2行の結論になるっていうのは本来おかしいじゃないですか。で、町長から諮問する。言っときますけど、町長と副町長、教育長の給料については本則ですからね。カットなんかしてないですよ。町長は自分自身で最初町長選挙に出られたときの自分の公約だからと言って提案され、いまの給料になって今日まで来てるわけじゃないですか。カットなんかしてないですよ。カットされてるのは職員だけじゃないですか。町会議員は今おっしゃったような経過で、ことしの4月まで2割カット、改選のときの5月6月は別ですけども、ほぼ8年間カットしています。これはね、職員のカットもそうですけど、本来短期間ね、何とかお願いするということで、ずうっとやってたらこんなもん本則変えてるのと一緒じゃないですか。職員の給料にしたって、ほとんどずうっとカットされてるわけですから。ほんで、このようなものを出される。これ以上質問しても答弁は一緒でしょうから言いませんけれども、ほとんど理由になってないということは指摘しておきます。

○議長

森田君。

○4番

ちょっと山口議員からも話あったんですけども、報酬審議会を31日に開かれて、それは町からどなたが出られて、会長さんの北川さん含めて全員が出席されたのか。

それと、こんな大事な問題、貴重な時間をかけて審議いただいたと思うんですけども、どれぐらい審議時間があったんでしょうか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

報酬審議会の委員ですけど、6名を今現在選任しております。6人の方全員が出席をいただいて審議をしていただいたということでございます。

時間は、13時から始まりまして約14時から14時半ぐらいまでかかったかなというふうに思っております。

○議長

森田君。

○4番

今の話であれば、sonだけ時間かけるということは、山口さん言うように根拠を示しておられるんでしょう、大抵。そのお金をどこに使うとか、例えば我々がカットした分はですね、やっぱりこういうお金だから、職員の給料はこれだけ削減するけども、目的的に使う……

「それは違う。報酬審議会……」の声あり

○4番

例えの話で申しわけない。そういうことで、審議時間、今の話であればそんな3時間かけてやった割には、何かものすごく短いように思うんですけども、それは別としてですね、非常に遺憾に思うのは、50号議案、これは報酬審議会にかかる前に議運に説明がありましたね、追加議案として。削減ありきの議案じゃないですか、その辺。報酬審議会なるものは、そのままでも、現状の報酬でもいいという答申かもわからないわけじゃないですか。これ、50号議案追加されたんですよ、あえて。議運に何も決まってないものを。それはちょっとおかしいんじゃないですか。担当者としてお答えくださいよ。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

議運のときに上程をするかもということ、予定ということ、させていただいたというふうに私も記憶してますので、それをあつた場合は50号ということでの解釈やというふうに思っております。

○議長

森田君。

○4番

それは違ったと思うんですよ、私は。議案で50号追加すると言われたと思うんですよ。議事録見てくださいよ。それはおかしいじゃないですか。追加議案を提案されたんでしょうと言うんですよ。おかしいんじゃないですか、それ。報酬を下げるとか上げるとかいう目的で、この50号を提案されたわけじゃないですか。今の情勢ですから、上げるということはまずないでしょう。私は、

かもという話はなかったと思いますけども。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

8月31日に報酬審議会は昼からでございますので、朝から議運ということになっておりましたので、その議運の当初から、いわゆる提案をしたということではないということ、いわゆる議運の説明のときにですね、上程したいという旨の発言の中で、そういう上程をしたいということで発言させていただきまして、上程があれば50号で追加をするというふうになったかなというふうには受け止めております。

○議 長

森田君。

○4 番

きっちり調べてください。私は追加議案の提案があつて、それは議運で受けたというふうに理解しております。それが間違いであれば、非常に大きな問題ですから。普通であればですね、工事請負なんかは、追加議案はこういうものが出るかもわからんから、議会中に議案の提案があつたというふうに記憶しておりますが、なぜ、今の話であればそういうことをされなかったんですか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

議運の中で、もともと議運で始まるまでにペーパーでは50号というのはもともとなかったわけでございますので、その中で50号、この今の一部条例改正、費用弁償の一部を改正する条例案を提案したいということは言ったというふうに思っておりますが、追加ということで改めてお願いをしたいということは言ったというふうに思っております。

○議 長

森田君。

○4 番

これ大事な問題ですからね。議会に、議運にこういうものをかけるということで50号まで言われましたじゃないですか。50号という議案の番号まで言われたじゃないですか。ということは、もうかけること決まっているわけじゃないですか。そうじゃないんですか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

議運の提案の中でですね、50号というのは、次に入れる場合は50号ということで、いわゆる番号を50号というふうに定められたというふうに思いますが、私のほうはですね、あくまでもこの条例の一部改正を提案したいということの旨は、私は言ったというふうに思っております。

○議長

井戸君。

○3番

私としてはね、答申を見てすごく、正直驚いております。というか、悲しい。何が何だかさっぱりわからないんですけども、全て聞くのも大変なんで簡単に聞きますと、結局20%の根拠、きっちり教えてくださいね。出席されてるなら。

あと、なぜ、私がこの審議会に傍聴しようとしたら、お断りになりました。議員になってから初めてですね、傍聴を断られたのは。この件は、なぜ断られたのかということですよ。その件、とりあえずそれをお願いします。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

まず、20%の根拠ということでございますが、先ほど町長も申しましたように、諮問の中で過去の経緯の20%を削減したという諮問の中のところをもって20%ということになったかというふうに思っております。

それから、報酬審議会の傍聴をなぜ断ったのかという質問でございますが、この報酬審議会は、通常、定期とか定例で開催されておりません。それと、議会議員のことにかかわるものでございますので、報酬審議委員さんに配慮したということで御答弁申し上げたいと思います。

○議長

井戸君。

○3番

配慮するなら議員のほうに配慮すべきやと思うんですね。議員の報酬削減するんですし、暗やみ座談会ですわ。もう全然わからないんです。これすごく失礼なことだと思うんですね。議員提案じゃなくて町長提案です。もちろんカットしたいという町長の気持ちはもちろんわかります、この情勢ですし。ただね、これに関してはもう全然わからないんです。ブラックボックスなんですね。何を話し合ったかもわかりません。根拠言えません。じゃあ結局、矛盾だらけなんですね、簡単に言えば。議事録ありますか。議事録ちょっと見たいんですけ



ども。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

議事録は、とっておりません。

○議長

井戸君。

○3番

議事録もないということは、もうさっぱりなんですね。メンバーさんもそうですし、過去の経緯から見ますとって言いますけど、20%カットも議員、大体可決してるのも半分ですね。6人、5人、11人のうち6人です。ほとんどぎりぎりの数なんですね。そういう状況の中で、私も前回討論か質問で言いましたけども、賛成してる方が平均が65歳、反対してる方が45歳っていうことを言いました。年齢、その差があると。こういうことも踏まえておられるのかというのがすごく疑問なんです。その件については、まず委員の方で現役世代が何人おられたのかと、そういうことですよ。何人おられているのかという点ですよ。

あともう一つが、20%減額が妥当っていうこと自身を考えると、最初の20%から議員年金を削減してますよね。廃止。まあ私の手で廃止しました。議員年金廃止しているのに待遇が一緒、20%っていうたら合理的な理屈も何にもないですよ。この辺、どう話し合われたのか、出席者ならわかると思うんですけども、もう一度根拠とさっきの件と、全てよろしくお願いします。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

20%の件という、根拠ということで、先ほどと同じ答弁になりますが、諮問をさせていただいて諮問の内容の中で20%、いわゆる過去の経緯の20%というところでの20%というふうに御答弁申し上げておきたいというふうに思います。

それから、現役世代ということで、この委員さんの中に現役世代がおられるのかどうかという、いわゆる農業分野では、現役世代ということでは1人おられるということでございます。

○議長

井戸君。

○3番

間違いないですね、現役世代。ごめんなさいね、60未満ということにより  
しいですね。確認です。

○議 長

そこまでも報告しますのかいな。総務防災課長。

○総務防災課長

年のほうは、これ見ますと60ぎりぎりの方から上の方かなというふうになり  
ます。

○議 長

井戸君。

○3 番

これ何で聞いたかといいますと、やっぱりね、現役世代の方も話に入れてい  
ただいて、事実を本当に公表していただいて、議員の報酬っていうのは収入じ  
ゃないですよ。そこまで、私もよう勘違いされるんですね。その辺、住民の  
方にも、井戸君500万もらってるのちやうのって言われますよ。そんなわけ  
ないでしょって思うんですけども、カットから、はっきり言って25%ぐら  
いは大体議員の活動費で消えますよね。だから、僕からすればこの方々は、じゃ  
あ20%カットが妥当ということは、もし現実を知っておられたら45%カッ  
トを承諾されたということに私はとりますが、それか調べておられないのか、  
実際の手取りを。そういうとこまでふまえて、ちょっとよろしくお願いします。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

今の答弁については、ちょっと私の承知的なとこかというふうに思っており  
ますが、先ほど申しました20%カットについては、やはり今現在、特別職の  
報酬あるいは各非常勤の特別職の報酬については20%カットしているとい  
うところも含めて、20%の意見があったということも事実であります。

○議 長

ほかにございませんか。馬本君。

○12番

経堂君、最後に、課長おっしゃったように、私たちも非常勤特別職でござい  
ます。選挙管理委員さんとか農業委員さん、皆、非常勤特別職でございます。  
その方々たちは、月給の場合は20%カットになっております。日給について  
は50%カット。そして、職員さんの管理職の方、管理職手当20%たしかカ  
ットやと思います。これはまあ、一つそういう現実、合っておりますか、どう  
ですか。課長、まず。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

馬本議員さんの御質問でございますが、今現在、そのように20%あるいは50%カットしてるという状況は、間違いございません。

○議 長

馬本君。

○12番

一部の方については別なんですけども、それはそれとして、ちょっとお聞きしたいねけども、6人で御審議していただいた、諮問の協議をしていただいたということで、まず、団体名だけお願いしたいということと、10月1日から15%カットしますと、私たちの議員3年6カ月の任期でございます。全体で減額、幾らぐらいになるか。その点お願いいたします。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

報酬審議委員さんの職といいますか、6人の方、御紹介させていただきます。元町長という方、それから公平委員会の委員長、それから保護司会の会長、自治連合会の会長、婦人会の会長、農業委員の会長というこの6名でございます。

それから、報酬が15%カットした場合のですね、平成27年10月1日から31年4月30日の間にカットした場合の影響額でございますが、総額4,589万3,000円という試算をしております。

以上です。

○議 長

植田君。

○6番

この今回出された議案ですが、6月のときにですね、議員提案が否決をされると。議員で20%カットのあれが出ましたが、それは議会で多数決の結果、否決をされています。そのときにもいろいろ、議員の報酬ですけれども、どうあるべきかということも論議されましたし、若い世代がやっぱり議会に出てくるためには一定のね、生活給でないとおっしゃる方もいらっしゃいますが、私はその部分も大きいんではないかなというふうに思います。そういう中で、議会としては否決をしました。それが6月です。

今回、町長提案というか、町側から出てきましたよね。町長は、そのときの議会で、議員提案でありますけれども、否決をされたことに対してどう感じら

れたのか。それと、どうしても協力を得たいというのであればね、いきなりまあ言うたら出てきたわけですよ。事前に議会に対してね、町長から議회를説得するような熱意を聞くことも私はなかったですし、病院に入院されてたって、それやったらもうちょっとね、御自身がそういうことも含めてできるようなときにですよ、時期にですよ、やるべきではなかったのかと。それをいきなり議会に、議長はどの程度お聞きになってたかは知りませんが、全く議員のほうは、そういう今の財政状況の中でぜひ議員にも協力してほしいと、そういう思いといおうか考えも聞かされないまま、いきなり議員提案で下げるんやということを持ってこられるという、非常に……

#### 「議員提案ちやう、町長提案」の声あり

#### ○ 6 番

失礼しました。町長提案で持ってこられるということに対して、非常に失礼だなというふうに私自身は個人的に感じています。そういう意味では、やっぱり、何て言うのかな、そら町長が説得されたからといってね、議会がそれをわかりましたと言うかどうかはわかりませんよ。だけど、この今回の行政側からの提案の過程というのがね、非常に私は議会に対して失礼だなということは感じました。このことについては言っておきたいなというふうに思います。

で、町長として、6月に否決をされて、その後すぐさま9月議会に出してくるというのは、どういうお考えの中でそういうことをされたのかと、それだけはお聞きしたいと思います。

#### ○ 議 長

町長。

#### ○ 町 長

先ほども申し上げたかも知れませんが、今現在、町民の皆さんには固定資産税の超過税率をお願いし、職員にもこれまでずっと無理を言ってきて、ことは管理職に協力をお願いしているという状況でございます。そのことは、議員の皆さんも十分御承知のことということでございます。議会で可決されて、反対・賛成はございましたけども、議会としての判断としてそういうことがなされてきたと。また、先ほどもどなたか議員が述べられましたように、他の非常勤特別職の皆さん方も、議会の議決を経て20%削減を今現在もしておるわけでございます。中には、50%削減もございます。そういったオール平群で、平群町のために皆さん頑張っている中で、議会議員だけが関係ないということは、それはないだろうということで、私自身も本当に6月議会の否決につきま

しては残念に思いまして、私の思いとして、やはりここはオール平群を実現するためには、やはり民意といえる報酬審議会の委員の皆さんの意見を聞いて、9月議会に上程したいという私の思いでございます。そういう思いでございますので、確かに本来なら議会の議員自ら考えるべきことでございますが、ここは差し出がましいことになりましたけども、私としては民意である報酬審議会に諮らせていただいたということでございます。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。井戸君。

○3番

では、反対の立場で討論させていただきます。

今聞いてましても、議員報酬の数字が世間一般にもね、勘違いで数字が一人歩きをしています。いろんなビラに基づいて、もらってもない金額を提示されております。問題として、仕事を一生懸命する議員は、先ほど申し上げましたように、報酬の25%以上を政務活動費に使います。答申が妥当とする20%をカットすれば、実質45%カット、行政提案の15%カットだと実質40%カットになります。具体的な手取りで月13万円ほどですね。もちろん制度上、社会保障もなく、社会保険も入れず、議員年金も廃止しました。働けば働くほど貧困になり、仕事をサボれば生活が楽になるという制度自体が実際欠陥であります。この制度そのものから実際に議論をして、カット割合も含めて本当は考えるべきだと私は思っております。このままでは真面目に頑張る若い人材、若い議員が撲滅しかねない恐れがあると思います。

ただ、オール平群という言葉ももちろん頷けます。ただ、職員との間の中で給与カットが現在話し合われている中で、この労使交渉がまとまった場合は、職員だけのカットではいけないので、私もそういう意味では議員として決断をしなければいけないなどは思っております。そもそも、カット自身は反対ではございません。労使交渉の結果をきちんと見て、町側がきちんと考えた数字を提案された場合は賛成もしたいと、こういう言葉を付して反対の討論とさせていただきます。

○議長

山本君。

○ 1 番

私は6月議会から本日まで、私を支持してくださいましたたくさんの町民の方の意見を聞きましたが、実際に報酬カットについては、やはり強く求められてきましたことは事実でございます。現在、町民の皆様には固定資産税の超過税率を御理解していただいております、また、役場の皆様にもそれぞれ役職において給料カットをお願いしている以上、私たち議員だけが現状というのは、到底町民の方には納得していただけることではないかと思っております。よって、平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例には、私は賛成いたします。

○ 議 長

山田君。

○ 8 番

議案第50号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、反対の立場で討論します。

今回の議案については、提案までの手順についても何か違和感を感じずにはいられません。まず、報酬審議会の傍聴要望はお断りになり、秘密会として進められました。町長はそもそも、公言とされているガラス張り、オープンな町政からはほど遠いものであります。また、8月31日午前の議会運営委員会において、午後から開催される予定の報酬審議会の結果が決まっていたように上程する旨を報告されるという不可解な状況であり、減額率については別として、予定どおり、町長の思惑どおりに進められた、上程されたように感じてしまいます。

答申の中身を見てみますと、減額の必要性が示されておらず、「議員に広く理解を得るためには」とありますが、何を理解すればよいのかも理解がし難い内容です。なぜなら、私もこれまで過去2回の報酬減額については、基本的に賛成の態度を示してきました。19年6月議会の議員発議の提案説明の中では、夕張市や九州赤池町のように財政再建団体に陥り、住民に非常な負担をかける事態を招かないためにも、議会として、議員としてどうすればよいかという思いで報酬減額の提案がされ、当時賛成をいたしました。23年6月議会でも報酬減額には一定の理解を示し、反対ではないが、提案者が過半数を占めていたこともあり、減額期間については2年をめどに見直すべきとの意見を申し上げ、反対の意思を示させていただきました。

12年前とは大きく政府や社会情勢も変わっています。三位一体の改革により全国的に地方財政が苦しい状況に追い込まれた時代から、地方創生が声を大

きく叫ばれ、地方に優しい、地方財政を支援する施策も数々打ち出される状況になっています。

一方、町財政は、財政状況が厳しいと言いながら、絶対にしないと言っていた個人給付的事業や、平群小学校の大規模改修工事においては、私が不要だと指摘した仮設ハウス設置等の約8,000万円の財政負担に、深く精査検討した経緯も見えず、平成25年度の予定外の4億円に引き続き、27年も交付税等で約2億円近くの予想外の歳入増が明らかになりました。本当にそろそろ一旦慢性的な職員給与カットも取りやめ、他の自治体に比べ、多い臨時職員数の見直し等のスリム化に取り組み、固定資産税の超過税率も取りやめ、その上で下水道事業や道路整備等にも財政出動が必要ならば、改めて目的税である都市計画税の徴収検討に取り組むのも必要ではないかと考えます。

私は、議員報酬の減額が固定資産税の超過税率の継続や、職員給与カットの足かせになるためのものに思えてなりません。岩崎町長は、議員報酬の減額を可決し、そのことをネタに一般職職員給与カットの交渉、成立、固定資産税の超過税率の継続により財政調整基金の積み立て等に充当し、町長公約の文化センター建設構想を実現する目的が1番の考えのようにさえ感じてしまいます。

また、町長が議員給与カットを提出することは、議員活動の抑制であり、議員活動そのものを否定することにつながる行為であると言えます。

以上のことから、私はこの議案に対しては反対の意思を表明させていただきます。

○議 長

窪君。

○10番

議案第50号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論させていただきます。

6月議会では、私も議員報酬20%の減額を提案をさせていただいた1人ですが、否決され、大変残念でありました。

8月31日開催されました平群町特別職報酬等審議会の答申で、「過去の議員報酬の減額に関する経緯を見ると、20%減額が妥当と考えるが、議員に広く理解を得るためには15%減額が望ましい」とされました。6月議会でも申し上げましたが、町長、副町長、教育長におかれましては、既に40%、30%、20%の削減が恒久化され、管理職では課長8%、主幹6%の減額をされています。また、各審議会の委員の皆様も減額をいただいております。さらに、町民の皆様にはいまだ固定資産税の超過税率で御負担をいただいている中、議員が報酬を削減するのは当然であると考えます。

20%減額が私は妥当と考えますが、報酬等審議会では慎重な審議をしていただき、結論を出していただきましたので、その御意見を尊重させていただき、この議案には賛成をさせていただきます。

○議長

山口君。

○7番

本条例案には、反対をいたします。

6月議会に議員提出の議員歳費2割カットの議案が審議されましたけれども、そのときも指摘いたしました。町財政の健全化、また、町の発展を目指すその基本にあるのは、住民の命と暮らしを守る、福祉を増進する、そういうことだと考えています。住民への行政サービスを下げたり、職員の給料をカットしたり、そういうやり方は財政健全化からいっても、また、平群町の発展からいっても本末転倒です。誰のための町政かということになります。

また、先ほどもありましたけれども、町財政が厳しくなったのはですね、もうこの間何回も言ってますけれども、平成16年からの小泉内閣による三位一体改革、こういうものがですね、特に地方交付税を大きく削減したこと、そのことが大きく影響しています。その後、徐々に戻ってきています。きょうはそのこともほかの議案のときも言いましたけれども、平群町でも平成22年度から実質収支が黒字になりました。その後、でこぼこはあるものの、黒字財政が続いています。今議会の補正予算でも人口減少や自治体への大幅な交付税の増額、平群町では1億9,000万円もの増額がされました。この間の国の財政力の弱い自治体を応援する流れ、また、今回の人口減少自治体への交付税の大幅増額、これを最大限に活用して、人口減や税収減の要因になっている固定資産税の超過税率や行政サービスの引き下げ、こういった住民負担増を元に戻す、そのことが基本だと考えます。

また、自治体の本来の使命である住民福祉の増進を進めるために、マンパワーが必要です。そのためにも職員給与の削減は、それに逆行するものであり、今すぐにもやめるべきです。議員も同じだと考えます。自治体間競争の激しい中、議員の役割は行政の不正や無駄をチェックする、そしてまちづくりの提言をする、この役割がますます重要になります。そのためにも、ある程度の議員報酬は必要です。少なければいいというものではありません。

もう一つ、議員の報酬をめぐってもう1点紹介させていただきますと、全国町村議長会が一昨年に発表した町村議会議員の活動実態と意識、こういう報告書があります。ここで、この議員報酬についても見解を載せています。それによると、町村議会議員の姿という項で、町村議会議員の職務に伴い支給される



議員報酬等の額は、民間給与所得者の給与額に比べて低く、議員報酬等が低い水準に置かれていることは、町村議会議員に地方社会のさまざまな階層の人々が選出されることに対する障害となっているのではないかと考えられる、このように指摘しています。この指摘の地域社会のさまざまな階層とは、若い現役世代のことです。報酬の低いことが、現役世代が町村議会議員を目指す障害になっていると指摘しているのです。このことは、町村議会議員と市議会議員の年齢による議員数の割合からも裏付けられます。まず、市議会議員の現役世代の割合は、昨年8月の全国市議会議長会が調査した市議会議員の属性に関する調べ、これの数字で60歳未満、要するに50代までですけれども、全体の43.7%です。それに対して、町村議会議員は、全国町村議長会調べで50代までは26.7%、町村議員のほうが市議会議員よりも17ポイントも低くなっています。これは明らかに報酬の違いからくるものです。議員の仕事は自治体の規模でそんなに大きく変わるものではありませんから、住民の暮らしを守ることや、自治体行政事務をチェックする仕事をするためには議員自身の通常の生活を営める収入が必要なことです。

次に、議員は非常勤という点についても一言述べます。これも先ほどの全国町村議長会の報告書ですが、これからの町村議会議員の項で、実際の活動からすれば、議員は専門ではないものの、かつての名誉職議員よりも社会生活上の多くの時間を議会活動に割かなければならなくなっていると指摘し、町村議会議員自身の意識も議会活動を奉仕やボランティアという意識より、職業的な性格を強く意識するものとなっていると指摘しています。このように地方議員は、都道府県議会であろうと、また市議会であろうと、町村議会であろうと、行政のあらゆる分野についてチェックや提言など、幅広い専門性を求められます。これらの仕事は、議会の会期以外でも必要なことです。このように見ていくと、議員に常勤していないから報酬は少なければ少ないほうがいいという議論は成り立ちません。また、平群町の職員の給料を見ても、今カットされている管理職の皆さんの給料を見ても、45歳主幹で640万から650万円の年収となっています。それから見ても、平群町の議員の報酬が高いと言えないことは明らかではないかと思えます。そういう中で、そのことはですね、議員の各位はもちろん、町長を初め、理事者の皆さんもよく御存じのことと思えます。さらにきょうの補正予算でも4億3,000万円もの歳入超過が出ている。こういうことも考えてみるならば、いつまでもね。

ほんで、平群町の議員の給料が、さっきからの議論では下げるのが当たり前だというような議論をされていますが、私も50万60万の議員歳費が出ているというのであれば当然ですけれども、平群町の場合はそのように、どこの市町

村も同じですけれども、決して高い歳費とは言えないものであります。

以上から、本議案に対しては反対をいたします。

以上です。

○議長

城内君。

○2番

この議案に対して、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

まず、この6月議会でも賛成をしましたので、賛成の理由は大して変わりはないんですが、山本議員もおっしゃってたように、私も経験がないもので後でいろんな人に聞いて回ったら、とにかくやっぱり議員も率先して下げなあかんでという意見が圧倒的だったもので、確かに井戸さんのおっしゃるようにえらい給料もうてるように思っている人が多いんでね、ちょっと意外やったんですけども、そういう意味で調べましたら、奈良県で32万もらっている田原本の町会議員が最高で、その次が平群町29万だったんで、へえと思ったんですけども、まあそういうことがあるとして、とりあえず皆さんに苦しい思いしてもらってんねから我々も一緒にせないかんということが、変な正義感ではないですけども、そう思います。それで、何やったかな、もう1つ言わないかん思ってたんやけど。まあそういうことで、とにかくあれしたいと思います。

それで、ただ、条件としてですね、今全国的に不心得なやつがおって、政務調査費が変なやり玉に上がってます。そういう中で、我々やっぱり政務調査費、少なくとも自分で調べに行って、それが認められればそれを代弁してもらえんということを考えてもらえるようにこれから努力していきたいと思って、そういう付帯的な条件ではありませんけども、具体的な考えをもって賛成意見とさせていただきます。

○議長

ほか、ございませんか。馬本君。

○12番

この議案についてはね、高幣さんが提出者であって、私賛成者で6月議会出させていただいて、6対5で惜しくも否決されたわけでございますが、僕ね、いろいろ議論聞いているとね、まあ住民にいろいろお話も聞きます。私たち議会議員は住民の信託を受けて、議員となって4年間を託されたと私は思っております。

よって、住民のいろんな御意見あります。報酬についても意見あります。しかし、今の住民の年金生活、いろいろな方もたくさんおいでになります。まして、高齢化社会で平群町でございます。馬本さん、よう言うてくれたなという人

が多いのか、いやいや、議員報酬はきちっとして削減しやんでもいいよと、いろいろちょっと聞いて回りました。やっぱり、最初言ったほうが多かったというのが事実でございます。

私は住民の信託を受けてこの4年間を頑張ろうと思って頑張らせていただいております。住民の声が私は真実だと思います。その代表して、報酬審議会の委員さん、各会長さんでございました。これこそ僕は民意だと思います。その答申について、民意が15%ということで答申されたという資料が付いております。

よって、民意の気持ちということをとって、この条例、15%改正するこの議案については、賛成をさせていただきます。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより、議案第50号について採決を行います。

本案について、原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手少数

○議長

挙手少数であります。よって、議案第50号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については否決されました。

ここで時間延長、午後7時までといたします。

午後5時まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 4時38分)

再 開 (午後 5時00分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

日程第14 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求める  
ことについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは、朗読いたします。

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推せんしたいので、人権擁護委員法  
第6条第3項の規定によって、議会の意見を求める。

平成27年9月9日提出

平群町長 岩崎万勉

記

住 所 奈良県生駒郡平群町緑ヶ丘6丁目3番4号

氏 名 野口幸子

生年月日 昭和21年11月30日

以上でございます。

○議 長

町長の説明を求めます。はい、町長。

○町 長

人権擁護委員候補者の推せんについて、御説明申し上げます。

人権擁護委員の皆さんには、人権侵犯の事件の調査、被害者の救済、人権相談活動並びに人権啓発活動、人権尊重思想のより一層の普及、高揚を図るなど、さまざまな活動を行っていただいております。

野口幸子氏は、平成21年10月より人権擁護委員として、地域社会の福祉向上のため御活躍いただいておりますが、引き続き人権擁護委員として適任であると考えますので、法務大臣に推薦するに当たり、各議員の御意見をいただきますようお願い申し上げまして説明とさせていただきます。

○議 長

お諮りをします。

本件は適任であるとの意見を付して答申したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて、適任であると答申することに決定をいたしました。

日程第15 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは、朗読いたします。

諮問第3号

人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推せんしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって、議会の意見を求める。

平成27年9月9日提出

平群町長 岩崎 万 勉

記

住 所 奈良県生駒郡平群町緑ヶ丘5丁目3番25号

氏 名 山 本 公 一

生年月日 昭和24年6月20日

以上でございます。

○議 長

町長の説明を求めます。はい、町長。

○町 長

人権擁護委員候補者の推せんについて、御説明申し上げます。

人権擁護委員の皆さんには、人権侵犯の事件の調査、被害者の救済、人権相談活動並びに人権啓発活動、人権尊重思想のより一層の普及、高揚を図るなど、さまざまな活動を行っていただいております。

山本公一氏は、平成24年10月より人権擁護委員として、地域社会の福祉向上のため御活躍いただいておりますが、引き続き人権擁護委員として適任であると考えますので、法務大臣に推薦するに当たり、各議員の御意見をいただきますようお願い申し上げます。

○議 長

お諮りをします。

本件は適任であるとの意見を付して答申したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて、適任であると答申することに決定をいたしました。

続きまして

- |       |        |                                       |
|-------|--------|---------------------------------------|
| 日程第16 | 認定第1号  | 平成26年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について            |
| 日程第17 | 認定第2号  | 平成26年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第18 | 認定第3号  | 平成26年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について      |
| 日程第19 | 認定第4号  | 平成26年度平群町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について       |
| 日程第20 | 認定第5号  | 平成26年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第21 | 認定第6号  | 平成26年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について       |
| 日程第22 | 認定第7号  | 平成26年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について        |
| 日程第23 | 認定第8号  | 平成26年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第24 | 認定第9号  | 平成26年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について     |
| 日程第25 | 認定第10号 | 平成26年度平群町水道事業会計決算の認定について              |

以上10件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。認定第1号から認定第9号まで提案理由の説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者

認定第1号 認定第2号 認定第3号 認定第4号 認定第5号 認定第6号  
認定第7号 認定第8号 認定第9号 提案理由説明

○議長

御苦労さまです。

続きまして、認定第10号の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

認定第10号 提案理由説明

○議長

続きまして監査委員から、監査結果の意見を求めます。監査委員、馬本君。

○監査委員（馬本隆夫）

それでは、平成26年度一般会計並びに特別会計決算審査意見書、議会選出の監査委員報告をさせていただきます。

一般会計及び特別会計決算審査結果の報告を申し上げます。

平成26年度の平群町一般会計及び特別会計並びに基金の運用状況等について、本年8月4日から8月26日まで審査を行い、町長に対して意見として提出させていただきました。

決算審査意見書については、既に皆さんのお手元に議案と一緒に配付していただいておりますので、概要につきまして簡略に御報告させていただきます。

審査方法につきましては、各決算書及び決算附属書類などが関係法令に準拠して作成されているか、関係諸帳簿及び証拠書類等と照合、確認などの手続を実施いたしました。

審査の結果ですが、審査に付されました各会計の決算は、いずれも諸規定に準じて適法に作成され、計数は適正に処理されていることが認められました。

なお、各会計の予算の執行及び事務処理等についての審査は、毎月実施しております例月出納検査などの結果を参考に審査を行いました。

決算審査意見書の1ページから33ページまでは、決算の概要、一般会計及び特別会計の歳入歳出状況の年度別・項目別明細並びに基金の運用状況等について記載をしております。

次に、34ページから35ページには結びとして、監査委員の意見を述べさせていただきます。

それでは、結びといたしまして、平成26年度の決算審査をする中で、近年の決算状況を見ますと、一般会計と住宅新築資金等貸付事業特別会計、学校給食費特別会計、奨学資金貸付事業特別会計、また、平成25年度までの用地先行取得事業特別会計を加えた普通会計ベースで申し上げますが、平成16年度より6年連続して赤字決算であったが、平成22年度決算では実に7年ぶりに

黒字に至ったところであります。以降、5年連続して黒字決算となっておりますが、単年度収支を見れば、平成23年、25年度においては赤字となっております。安定した財政基盤の確立に至っているとは言いがたい状況にある。なお、平成26年度決算における単年度収支は黒字となっているところであります。

その要因といたしまして、歳入面では当初予算と比較して、国の経済対策による臨時交付金、がんばる地域交付金の交付や、地方交付税、配当割交付金、株式譲渡割交付金が増加しており、当初予算における財源不足を補っている。また、歳出面では、継続した経常的経費の削減の取り組みや、普通会計ベースで公債費や特別会計繰出金が減少した結果と判断されます。当初予算で相当の未確定財源を計上した平成26年度予算であったが、国の経済対策による臨時的な交付金といった収入増に加え、歳出面では効率的・効果性を重視し、予算執行に努められた決算であるものと思われま。

今後も第2次平群町行財政改革大綱に基づき、財政健全化に向けた取り組みを確実に実施しながら、限られた財源の中で最大限の行政効果が得られるよう、各種事務事業の効率的な執行に努められ、ひいては財政健全化に向け、引き続き取り組まれます。

まとめといたしまして、平群町においては、本格的な少子高齢化が進む中、医療や福祉といった分野における行政需要が高まる反面、税収等の確保は困難な状況であります。このような状況を踏まえ、安定的な財政運営を行うため、今後、公共施設の整備等については、優先順位を厳しく選択し、効果的な事業執行を行うこととあわせて、平群駅周辺整備事業の推進、学校施設の改修や防災施設を初めとする公共施設の整備、補助金、起債の償還等の財源確保が必要なことを見据え、計画的な行財政執行がより一層求められています。

財政の健全化を維持していく上では、常に費用対効果を意識し、更なる経費の削減を図り、効率性や有効性に配慮し、予算執行に努めることが求められるところであります。

また、税収の確保については、第5次総合計画の基本戦略による施策となっている人口対策として、住宅の流通や定住化の促進、雇用・労働・産業の場の創出等の各種対策を実施し、より一層の努力が期待されます。

今後も、本町を取り巻く財政状況はますます厳しい状態が続くと思われますが、早期健全化基準に該当することのないように、予算執行に意を払い、町財政運営に鋭意努力されることを要望するところであります。

また、36ページ以降につきましては、決算審査の資料をつけさせていただいておりますので、御参考にさせていただければと思ひます。



以上、監査委員からの決算審査結果の報告とさせていただきます。

続きまして、平成26年度平群町水道事業会計決算審査の報告をさせていただきます。

それでは、監査委員の水道事業会計決算審査結果の報告を申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、水道管理者から審査に付された平成26年度平群町水道事業会計決算の審査結果につきまして、御報告をさせていただきます。

審査の意見書につきましては、議案と同時に皆さん方に配付させていただいております。

審査の概要は、その中の1ページに書かせていただいておりますように、平成27年6月19日から7月15日までの期間、審査に当たりました。また、水道庁舎において、所要の実地審査も行いました。さらに、毎月実施しております例月出納検査の検査事項も参考にしながら、審査をいたしましたことをあわせて御報告させていただきます。

審査の結果につきましては、地方公営企業法、水道法、平群町水道事業給水条例等の規定に基づき、おおむね適正かつ正当に処理されていることが認められました。

なお、監査委員からの個別意見につきましては、10ページに結びとして記載をいたしております。

次に、決算審査内容の概要につきまして、簡潔に御報告を申し上げます。

平成26年度の給水人口は1万9,404人と、前年度と比較して89人減少となっており、給水件数は7,751件で、前年度と比較して73件の増加となりました。

また、年間総配水量は221万1,641立方メートルで、前年度に比べ4万9,878立方メートルの減少、有収水量は195万8,676立方メートルで、前年度に比べ6万4,747立方メートル減少となっており、有収率は88.6%と、前年度と比較して0.9ポイントの低下となっています。

給水収益は、4億721万471円と、前年度と比較すると1,521万5,214円の減少となりました。さらに、営業外収益や営業外費用、特別損失をそれぞれ計上した結果、912万480円の当年度純利益が計上されています。

前年度繰越欠損金1億1,654万6,927円及び平成26年度会計制度の改正による移行処理に伴う未処分利益剰余金として3億4,177万5,432円を計上し、2億3,434万8,985円を翌年度への未処分利益剰余金として処理されています。

よって、平成26年度の決算は、912万480円の純利益となり、今年度

は黒字決算となりました。

その主な要因は、営業外収益で給水工事負担金が増加し、平成26年度会計制度の改正により長期前受金戻入を収益計上したこと等が考えられます。

このように、平成26年度決算は、おおむね健全な経営がなされていると評価できるが、今後、水道施設の老朽化に伴い、施設の維持管理費用がさらに必要となることから、現在の自己水供給に係る維持経費と施設管理上のあり方について、公営企業としての経営改善が強く求められることを指摘します。

次に、決算審査に当たった結果、以下の点について、改善を図るように要望いたします。

まず、水道料金の未収金問題については、従前から町水道料金等滞納整理事務取扱要綱を遵守し、事務を執行するよう指摘してきたところであり、徐々にではあるが給水停止の執行等、改善に向けて努力されているが、今後は、今まで以上に迅速に対応することが求められています。また、平成26年度の過年度分・現年度分を合わせた未収金は、913万8,160円を計上しておりますが、平成25年度決算時における未収金は、1,038万9,739円であり、125万1,579円を解消している。水道事業者は、誠実な水道利用者との負担の公平性という視点を忘れてはなりません。

最後に、平成26年度会計においては、槻原浄水場の水源である藤城池のカビ臭の発生により、浄水処理を約4カ月間にわたり停止し、また、深井戸を水源とする梨本浄水・西宮浄水場では取水能力が年々低下していることなど、稼働率が非常に低い状況であります。これらの浄水場を存続する場合、現有施設の更新費用に加えて、水質レベルアップや防犯対策の費用が必要となるため、原水浄水単価がさらに高額となることが予想され、奈良県営水道の受水費が値下げされた現在においては、浄水原価が受水単価をより一層上回るようになってくると思います。よって、3浄水場については、藤城池の水利権契約期間が終了する平成29年度をめぐり、休止・廃止を予定し、奈良県営水道からの受水を100%にするよう求めます。

また、本町が高度成長期に布設した多くの水道管や、受水・配水施設が耐用年数を迎え、老朽化しつつある状況であり、さらに、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されていることから、地震発生に備えてライフラインである水道施設の耐震化も重要な課題となっている。そのため、中長期的な経営計画に基づき、更新事業を実施することを要望いたしまして、監査委員の決算審査報告とさせていただきます。

以上であります。

○議 長

午後 6 時 4 5 分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午後 6 時 2 7 分)

再 開 (午後 6 時 4 5 分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

上下水道課長より発言の申し出がありますので、これを許可します。上下水道課長。

○上下水道課長

貴重なお時間拝借いたしまして、申しわけございません。

決算書でミスプリントがございましたので、訂正お願いいたします。12 ページの一番上なんですけど、平成 2 5 年度の水道決算の認定の日付を間違っております。平成 2 6 年 9 月 5 日となっておりますが、これ、上程の日でございます。認定の日は、最終日の 2 2 日でございます。9 月 2 2 日と御訂正お願いしたいと思います。おわび申し上げます。

○議 長

よろしいですか。

それでは、これより本案 1 0 件に対する質疑に入ります。

まず初めに、認定第 1 号 平成 2 6 年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定に対する質疑に入ります。山口君。

○7 番

まず、全般についてお伺いしますが、昨年度の一般会計の決算はですね、単年度実質収支が 1 億 3, 6 8 2 万 5, 0 0 0 円ということで、財政調整基金に 1 億円積み込むということで、この時点での、この時点というのは今年、平成 2 7 年 3 月 3 1 日時点でのですね、一般会計の剰余金、まあ何ていう言い方するのが一番正しいのかわかりませんが、財政調整基金と年度末の実質収支を足したものが大体残っている金だということになると思うんですね。それが 3 億 5, 5 3 1 万 8, 0 0 0 円ということになると思うんですが、それでよろしいでしょうか。

○議 長

答弁の前に時間延長、午後 8 時までといたします。

政策推進課長。

○政策推進課長

すみません。ちょっと細かい資料が手元にないものでございますが、今、山口議員述べられた、今年度は1億円財調基金に積まさせていただくということも含めて、今現在、手元にある現金の勘定の仕方ということで、財調基金の減額と、今積んだ額ということで、おおむねそのぐらいの金額にはなるのかなということなんですけれども、ちょっと詳しい金額、手持ちの資料、今ございませんので、また改めて御報告させていただきます。

○議 長

山口君。

○7 番

決算審査するのに、そんな基本的なとこ持ってないってどういうことやの。決算審査するのに赤字で困ってますって言うて、ずっと、ここ何年もそんな話しててやね。ここ数年ないぐらいお金積んでるわけでしょう。残ってる金幾らやっていう話ですわ。そんなん、いつも持っとかんとやね。金ない、金ない言うて、職員の皆さんには給料カットしてて、課長もちろんカットされてるわけでしょう。うれしいはずないでしょう。当然、今の金額でいいです。持ってないって、あるんでしょ。答えてください。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

本年度、26年度の決算の中でございますが、今27年度末見込みの財調基金と、また、26年度の決算でございますので、財調基金の残高が1億7,899万9,000円ということで、今の段階で財調基金に積み立てをしておるところでございます。それとあとあわせまして、27年度に積み立てる額ございますので、1億7,633万2,000円足しますと、積立額といたしまして、今ある現金といたしまして、3億5,000万の積み立て並びに金額があるということでございます。

○議 長

山口君。

○7 番

26年度については、当初予算では、未確定財源が2億7,216万4,000円。先ほど言いましたように、決算の結果は1億3,682万5,000円、単年度で黒字ということですから、その差額、乖離が4億1,000万ほどあるんですね。そうですね。4億1,000万ほどある。この要因は何です

か。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

山口議員、申しわけございません。ちょっと一部、御質問聞き逃したところございますので、もう一度、申しわけございませんが、お願いいたします。

○議 長

山口君。

○7 番

いや、だから、平成26年度当初予算の未確定財源が、2億7,216万4,000円あったわけですよ。決算の結果は、これ、未確定財源やから、要するに予算上は赤字の予算になってるわけです。それが、決算では1億円3,682万5,000円の黒字になったと。この差、4億900万円ほどになりますけれども、この要因は何ですかということです。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

答弁、申しわけございませんでした。

26年度の決算の概要の部分でございます。御指摘のとおり、平成26年度におきましては、未確定財源、土地売り払いも含めまして、2億8,500万何がしの予算を計上しております。それが、今回の決算結果に至ったところでございますが、その中で、一番大きな要因と申しますのは、今回の当初予算と比べ増額したものでございますが、地方交付税の増額ということで、金額で申し上げましたら約1億9,000万、臨財債の増額ということで約2,000万、国の経済対策、いわゆるがんばる交付金ということで6億5,000万ということで、実質約2億7,000万程度の財源が確保できたというところがございます。それとあわせまして、いまの決算の中身も含めて、それが吸収できた一つの大きな要因であるかなというふうには分析をしているところでございます。

○議 長

山口君。

○7 番

がんばる地域交付金は、6億じゃなくて6,542万円ですからね。

そういうことで、結局、この間、交付税がさっきもほかの議案でも言いましたけれども、相当下がってきたのが、平成19年度を起点にすると数億円もです

ね。毎年、平群町の場合ふえてきているということで、予算よりもそれだけ実際は多く来た。喜ぶかどうかは別にして、それがあると。それから、交付金がある。毎年出る不用額も含めてですね、本当はもうちょっと、私はきちんと精査していただきたかった。

なぜかという、この間、5月の臨時議会、それから6月の定例会、これら一般会計の補正予算の中で、前年度の収支はどうかということで質問すると、5月31日の出納閉鎖終わったばかりの6月議会であってもですね、きちんと答弁しない。それまでは答弁したのが、結局大きい乖離がたまにあったことがあってですね、ちゃんと答えない。じゃあ、9月の決算のときにはきちんとその辺分析したものを当然財政当局としては出すべきで、そうでないとね、財政が大変だというシミュレーションはいっぱい出てくるけれども、決算としてこのように黒字になったときには、どのような分析するのかって、全然してないじゃないですか。

だから、今そこを聞こうと思ったら、今みたいなそんな大まかなね、交付税が1億9,000万、臨財債2,000万、2億1,000万、それに交付金6,500万、これだけじゃ不十分でしょう。4億円の乖離あるわけですから。そこをね、何ていうんですかね、これもまた言いたくないですけども、本来ならこの前の8月29日でしたか、政策検証の常任委員会2つやりましたけれども、そういうときにね、本当は議会のほうにそういう説明もなされるべきだというふうに思うんですよ。そうでないと、金がないから、削れ削れと。それも人の生活にまで入ってきて、削れということですからね。職員の皆さんとかやったらね。そんなこと、ちゃんと分析してないから、そうなるんじゃないですか。

で、分析の資料ってないんですか、今。すぐ出せるものはあるんですか。来週の月曜日、決算委員会ですから、なぜそうなったかという分析の資料出していただけますか。資料として出していただけますか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

決算の特徴及び分析ということで、一定、非常に議員いわく大まかという部分でございますが、それぞれ、例えば収入未済であるとか、不用額等についても当然の数字としてまとめたものございますので、なかなか、何千単位、細かいところまでというわけにはいかないかもわかりませんが、一定、平成26年度の決算の特徴並びに分析ということで、もちろんペーパーでまとめたものもございますので、資料としてお出しさせていただきます。

○議 長

山口君。

○7 番

それはそれで、よろしく申し上げます。

それから、平成26年度というのは、4月1日、年度当初から消費税が5%から8%に上がりました。そのときの26年度の当初予算のときも質問しましたが、消費税が8%になって、要するに町の会計にとってもですね、当然いろんな物品を買ったり、工事をしたりすれば消費税かかってくるわけですから、どの程度ふえるのかという質問したところ、6,100万円程度、大ざっぱな数字ということでしたから、そういう説明だったんですけども、実際の支出というのはどれくらいになったんですか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

26年度の決算でございます。26年度の決算におきまして、消費税対象の経費という部分で、ちょっとざっくりですけど、拾い出しをさせていただきましたら、約31億2,000万程度が消費税課税の金額、いわゆる対象金額かなということでございます。

今、議員お述べになられてましたように、26年度から消費税の税率が3%上がったということで、いわゆる増税の影響額ということで試算をいたしますと、約8,640万程度が増税の額でございます。よろしいですか。

○議 長

山口君。

○7 番

これは当然、きちっとした数字が出るということで、ここの部分については大体きちっとした数字出ますよね。

あと、社会保障関連とか、当然、そういう部分についてもですね、消費税分の負担がふえる部分があると思うのと、それから歳入のほうで、当然、消費税、地方分も1%から1.7%にふえてるわけですから、その部分、これは歳入の地方消費税分を見ればわかるわけですけども、そこも含めてね、この消費税増税によって、平群町の財政、一般会計のところだけでいいですけども、実際どれだけ負担がふえたのか。幾らふえたのかを説明していただけますか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

山口議員の御質問にお答えさせていただきます。

今おっしゃられました地方消費税の交付金ということで、5%から8%へということで、交付金の額も当然ふえてございます。増税による交付金の増ということで、25年度と比較いたしましたら、3,066万5,000円ということで増額をしております。

非常に単純な差し引きでございますが、先ほど申し上げました消費税の増税分ということで、8,640万から3,066万5,000円でございますが、引いたら約5,500万程度、いわゆる消費税の増税によりまして、増額になっておるといところでございます。

○議長

山口君。

○7番

去年の消費税の入ってくる歳入のほうの説明では、消費税は2月分までしか入らないということでしたよね。10カ月分って言ったよね、たしか。4月から上がっても、実際に入ってくるのは、26年度について、消費税の国から来る金は10カ月分ということでしたよね。当然、だから6分の1は減るわけですから、じゃあ、それ満額入ったとしても、しかし、今の差だったら、持ち出しのほうが多いということになりますけど、それで間違いはないですか。

例えば、27年度、もちろんまだ出ませんが、ことしも一緒、でも、ことしは12カ月分もらえるわけですから、1年分もらえるわけですから、当然、収入はふえると思うんですね。出ていく金は、事業にもよるから一概には言えないですけども、ぱっと今の説明だけ聞くと、消費税の増税は地方自治体にとっても持ち出しのほうが多いということになるんですけれども、大体そういうことでよろしいですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

今議員述べられたように、今回消費税の増税が4月からということでございますが、地方消費税の交付金につきましては、入る時期と消費税の課税の時期の違いで、おっしゃられたように8%分で歳入として受けれるのは10カ月、2月分、3月分につきましては、5%のままということでございますので、10カ月分について、満額8%分での交付ということに制度上はなります。それで申し上げた金額が、先ほど申し上げました3,066万5,000円の決算額ということでございます。



実際、俗にいう入ってくるお金と、地方自治体が消費税増税に伴う支出額ということでございますが、先ほど申し上げましたように、支出額につきましては、8,640万ほどの支出でございますので、やはり、消費税の増税につきましては、何分執行経費の多い自治体にはやはり負担になるのかなというのは、数字上あらわれておるところでございます。

○議 長

山口君。

○7 番

ということは、住民が大変になるわ、自治体は大変になるわ、もうかるのは輸出大企業と国だけですか。という感じですけども、ちょっとね、27年度については満額もらえるということなので大分変わってきますが、消費税の影響というのは、そのほかには全くいかないですか。例えば、地方交付税に影響するとか、そういうことはないんですか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいまの御質問でございますが、交付税の場合は、それぞれ個別算定につきまして算定費目等が定められておりますので、間接的には、どこまで間接的に物を申していくかというのはあるんですけども、特に今、直接的に消費税の増税なりがかかってくる部分につきましては、このいわゆる入ってくるお金、交付金としていただくお金と執行経費の支出というのが一番大きなものかなというふうには理解をしているところでございます。

○議 長

山口君。

○7 番

さっき出た、がんばる地域交付金ですけども、これはもう全く、平群町としては自由に使えるお金というふうに理解してよろしいですか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいまの御質問でございますが、基本的にどこまで自治体の今の事業執行の中で、フリーハンドでという部分でございますが、一定の目的といたしましては、がんばる地域交付金の中身といたしまして、いわゆる地域の活性化であるとか、効果実感、いわゆるこういう事業をやった一定の効果が見込めるよというふうな事業というのが、基本的にこの事業のメニューでございます。そう

いう意味じゃ、ある程度、使用用途の間口というのは広いのかなというふうに考えております。

ちなみに今年度でございますが、配分の事業といたしましては、なかなか事業費に対して全てというわけではございませんが、事業の種目といたしましては、幼保一体化施設の建設事業、また、清掃センターの維持補修工事の一部、また、平群駅周辺整備事業費の一部ということで充当しておるところでございます。

○議 長

山口君。

○7 番

まあまあ、でも、大体奈良県全体で見ると、もらってないところもあるみたいですから、もちろんメニューを出してそれを認めてもらってということはわかるんですが、今おっしゃった事業についてはこの金額では全然足りませんから、当然その中の一部に充当するということだというふうに思うんですが、それはそれでわかりました。

あと、ちょっと個別の問題で、資料を中心に質問させていただきますが、全体で言うと、土地借上料が26年度からですね、各部署に分散されてるものですから、全くまとまった数字で出てこないの、これについては資料出してくださいね。

同時にですね、これはもう決算ですから付託されるのは間違いないと思いますが、私、決算委員会に入っていないものですから、その説明のときにですね、資料出してもらうのと同時に説明のときに、この間ずっと言ってる、どういう交渉をしたのかというのもきちっと説明してくださいね。ほとんど金額下がってないというふうには聞いてますけども、もちろん相手のあることだから、何が何でもということにはならないでしょうけどもね。町としては、どういうことをどういう努力をしたのかというのは、きちんとわかるようにしていただきたいというのが一つ。これは、資料出していただけますか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいまの御質問でございます。土地の借り上げ料につきましては、ここ数回、予算・決算の折に何度かお出しをさせていただいております。今年度につきましても、当然、資料という形でお出しはさせていただきます。

また、それぞれ所管のほうでいろいろとこの間、特に27年度、ちょっと決算とは相違する話でございますが、27年度の契約等につきましても、かなり

各課のほうでも交渉を詰めていただいておりますので、その辺もあわせて御報告できたらというふうに考えております。

○議長

山口君。

○7番

あと、総務の防犯対策費で、防犯灯のLED化を3年計画でやるということで、ずっとやられてます。

これ、いろんなところに資料出てきて、きょうもこの決算のさっきの会計責任者から報告してもらった防犯灯の数とですね、この前の29日の委員会のときの数とですね、違うんですよね。もちろん、1つの防犯灯で幾つかついている、二股になってる場合もありますし、そんなんもあってもわかんないですけど、数字がきちっと合わない。

LED化、この間の実績とですね、あと3カ年計画ですから、あと、ことし、来年までだと思いうんでね、町管理とそれから自治会管理ときちんと数字としてわかるような資料を出してほしいのと、それと同時にね、LED化をするのはなぜかというたら、長持ちするということと電気代の負担が少なくなるということで、この間の説明では、これまで1灯270円ぐらいかかっていた電気代がですね、百二、三十円になるということやったんですね。それも、今こうなってますと、全部ついてないからきちっと出ませんけども、ついたところはこうなってますというのは、やっぱり、それも一緒に資料として出していただきたいということ。

それからですね、この事業の取りかえ単価、要するに、もちろんさっき言ったように二股と1灯しかついてないのとは金額違うと思いますが、以前聞いたときは、大体1灯1万8,000円、工事費、取りかえの単価ですね、LEDに取りかえるのに1万8,000円ぐらいかかるということやったんですが、実際この事業やっててそれがどれぐらいかかっているのか。もちろん、全部一緒の金額ではないと思います。それも資料で出していただけますか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

資料請求ありましたLED化の実績と、それから、28年度までですので、次の予定、町分と自治会分の内訳ということで、それから、電気代の実績ですね、どれぐらいかかっているのか、それから、取りかえ単価はどれぐらいかかっているのかということにつきまして、資料として提出させていただきます。

○議長

山口君。

○ 7 番

それからですね、徴税費のペイジー導入準備に伴う共同利用センターの負担金ということで出てるんですが、ここで聞きたいのはね、きょうもちょっとほかで質問あったと思うんですが、これの導入で、要するに人件費削減できるというのが売りだったですよ。実際に、今年度から始まっているわけです。既に平群町のそれぞれの徴収のもんで言えば、7月に国保税の納付書が送られて、これでもう基本的に、これ全部始まってますから、1名削減できたのでしょうか。

○ 議 長

総務防災課長。

○ 総務防災課長

人件費につきましても、先ほどちょっとふれさせてもらったと思いますが、ペイジーの収納のシステム、いわゆる徴税の収納システムを新たに電子化をしているということも含めまして、28年度からですね、来年度から国保税と、それから税と徴収を一元化するというので、健康保険課の人員については、1名減をして、税務課で徴収を担うということ、それから、消し込みについてもあわせて、国保税の消し込む業務を税務課に移行していくというふうに現在考えております。

○ 議 長

山口君。

○ 7 番

わかりました。来年から1人、要するにほかで仕事ができるということですね。

それから、今度、福祉医療費のことでお聞きしますけども、去年の10月から精神障がい者の福祉医療ということで、それまで精神疾患でしか助成してなかったわけですが、それを、この手帳お持ちの方については新しくほかの病気についても助成するという事になって、決算で見るとね、9月の補正で1,006万3,000円計上されたんですが、実際の決算はそこまでいってないわけですがけれども、相当乖離があるというふうに思うんですよね。170万程度しか当初予算からふえてないんですけれども、これは何か原因があるんでしょうか。

「そしたら、後で。急ぐから後でしましょう。議長」の声あり

○議 長

今の答弁よろしいですか。

○7 番

いやいや、後で。時間かかりそうやから。

○議 長

山口君、続いて。

○7 番

89ページの衛生費の塵芥処理費の不燃物処理委託料、これ、ことしから町のほうは直接やるということに変わったんで、大分大きく変わってるんですが、これについてはね、今年度と、制度というか、委託でなくなるので大きく変わるんでね、実際、今年度まだ途中ですけれども、どれぐらいの経費が新しく町の清掃センターのほうでですね、直営で行うことになって、ランニングコストについてね、もちろん人件費も含めてですけれども、どれぐらいかかるのか、それは、資料で出していただけますか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

今年度分ということですね。27年度分ということで。はい、ちょっと今の段階でどこまでできるかあれなんですけれども、一応資料として出せる範囲になりますけれども、出させていただきます。

○議 長

山口君。

○7 番

それから、89ページのし尿運搬・処理委託料、当初予算より相当量が減ったわけなんですけれども、9,370トンの予算で、結局、途中で補正あったかもわかりませんが、7,390トンになったんですね。当初予算のときの説明では、コミプラの若葉台とローズタウン、それから椿台、ほんで残ってた光ヶ丘、これら全てを入れるということで9,370トンで、通常分は6,170トンということだったんですが、それが実際は7,390トン、若葉台やローズタウン、椿台の分は全部処理されたのかどうか。それも含めてこの量なのか。

同時に、その数はまたでいいですけれども、通常分は幾らなのか。下水が普及して行ってますから、どんどん減っていくはずなんです、通常分については。そこの数字は幾らかというのはすぐ出ますか。出なかったら、それらも含めて月曜日資料で出していただけますか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

先ほどの件ですけれども、全量といたしまして7,390キロリッターということで、内訳といたしまして、し尿分で1,086キロリッターですね。それから、浄化槽汚泥分で6,304キロリッター、内訳といたしまして、通常分4,587キロリッター、それから臨時分が1,717キロリッターということでございます。

それから、椿台、若葉台、ローズタウンの内訳なんですけれども、椿台といたしまして624キロリッター、若葉台といたしまして715キロリッター、ローズタウン若葉台といたしまして378キロリッターでございます。

○議 長

山口君。

○7 番

わかりました。通常分4,587やったら、これもう相当減ってきてますよね。大きい団地、あと緑ヶ丘は残ってますけれども、大きいところはこれで大体つながったわけですから、今後平群町のし尿運搬・処理としては、大体4,500まで通常分減っているということは、これよりだんだんまだ下がっていくわけ。今後、そう大きくは下がらないでしょうけど、大体これぐらいの量で見るということでよろしいですか。そこだけ確認ですわ。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

すみません。どれぐらいで見積もっているということですか。

○議 長

山口君。

○7 番

5,000以下やね。4,500まで減ってるわけ。通常分4,587とおっしゃったでしょう。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長。

今のところ、来年度につきましては、約5,500で一応見積もっております。ちょっと今のところ、その他、それ以降の数字というのは、今持ち合わせておりませんので、今のところ、ちょっとそれで御勘弁をお願いしたいというふうに思います。

○議 長

山口君。

○7 番

89ページの廃棄物減量推進事業費、これは有料ごみ袋の件ですけれども、これはもう相当ね、金額が、要するに歳入に見合った歳出じゃないわけですよ。要するに、袋ようけつくってるということだと思っんです。もちろん。ほんで、その袋の量ね、つくってる量についてはやっぱり資料で、これだったらほとんど、歳出が1,929万1,000円ですよ。これ事業費ね。で、収入が1,400何ぼになるのかな。何かとにかく相当袋ようけつくって、実際はそれだけ売れてないと。まあ売れてないほうがいいんですけど、それだけ減量されてるんだというふうに思っんですけどね。これについても、この袋の量について、これ事業始まったのおととしの10月ですから、この決算の段階では1年半になるんですけど、それについてもやっぱり資料をね、ちょっと、どういう状況になってるのか出していただけますか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

ごみ袋の作成の状況と、それから出ている状況というんですか、それにつきまして、資料として提出させていただきます。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

先ほどの山口議員から質問を受けました、精神障害者医療費の関係でございます。当初予算が203万5,000円に対して、決算額としては376万5,055円になりますが、その170万の乖離、なぜこうなっているのかという御質問をいただきました。

「違うで」の声あり

○議 長

山口君。

○7 番

9月の補正で、10月から精神障がい者の福祉医療にですね、それまで一般的な疾患は入らなかったのを新しく県がやるようになって、平群町も10月から実施しますと、大変やけどしますということで、実際にレセプト出てくるの

はもっと後になるわけですがけれども、やるということで9月で補正予算1,000万組んでるじゃないですか。1,006万3,000円。それ組まれて、しかし実際は、当初予算よりそんだけ行ってないでしょう。決算は376万5,000円やから、9月の補正も入れれば予算上は1,209万8,000円になるわけです。

しかし、376万5,000円しか使っていないから、見込んだより少ないのはわかるんですけど、余りにも金額が開きあるんで、どのような理由でこういうことになってるのですかという質問です。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

補正をさせていただいた経緯がございますが、これはですね、制度拡充に伴って必要な経費については、県のほうから一定の試算の数字が参っております。県のほうから頂戴しました試算に基づいて、手帳の保持者数をもとに積算をし、1級29、2級70ということで、その数字に基づいて補正をさせていただいた経緯がございます。

しかし、実数が、今の段階では1年分の精算のうちの半分しか精算されていないということがございますし、また、県の試算のほうがちよっと過大になっていたという傾向も含めてございましたので、大きく現状が違っているということになっております。

○議長

山口君。

○7番

もちろんわかりますけど、半分って、10月から始まるわけやから、初めから半分しか組んでないはずなんですよ、半年分しか。ほんで、県の数字がって言ったって、あまりにも違い過ぎるんでね。ちよっと今後は、もうちよっと精査してやっていただきたいなと思います。まあ、それで結構です。

それからですね、あと、幼保一体化が昨年度で全部事業が終わって、もともと何年かの事業ですから、全ての事業の経費をまとめたものとね、それから、もともと議会に示していた金額と相当いろいろ差があると思うんです。もちろん途中で変更とかなってますから、そんなんがですね、せっかく決算の機会ですから、全部終わった時点になるので、ちよっとその数字全部、もともとの予定と変わった点、実際のこれまで使った金額全部ですね。ほんで、その財源、もちろん国や県から補助金のあるものとか、起債とかあると思うんで、それもわかるような資料を出していただけますでしょうか。



○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

幼保のこども園の建設費に係ります、全体、各年度の経費とその財源ということだと思いますけれども、それについて資料作成して、また、お示しさせてもらいたいと思います。あわせて、当初の計画との変化もわかるようなものをとということですけれども、その辺につきましても、ちょっと可能な限り資料にさせていただきますしたいと思います。

○議 長

山口君。

○7 番

117ページの小学校の管理費で、南小学校の防災基盤整備事業改良工事、整備工事とこうあるわけですけれども、これね、決算で見ると努力したけどあかんかったのかなと思うんですが、100%起債で交付税算入もある緊急防災対策事業になるよう県と協議中という説明を、去年の6月の補正予算だったかなと思うんですが、結局そうならなかった。決算ではそうになっていないから、結局、努力したけどそうならなかったということですか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

かなり緊急防災の事業にはしてもらったので、財源的には国からの補助金とか、それから、あわせて目には見えませんが、起債の償還に対する交付税算入とかありましたので、全体としては一般財源が4分の1ぐらいやったんじゃないかというふうに考えていますけど。

○議 長

山口君。

○7 番

決算書で見ると、財源は学校施設整備事業債1,100万、これは整備事業が1,111万3,000円で、改良工事が633万5,000円になってますから、この両方あわせた事業だというふうに私は思ったんですが、そうじゃないのかな。

もともと6月の補正予算では、1,897万4,000円の事業総額で、財源としては、起債が1,420万、一般財源477万4,000円、これとあんまり変わらんとか、これよりも、僕は全体の工事では一般財源の持ち出しのほうが多いのかなと、ここだけ見れば思うんですが、いまの課長の話だっ

たら、いや頑張って一般財源は減ったということなんですか。僕の見方が間違っているのだったら、これもそのことがわかる資料を出していただけますか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

ちょっと今さっき、手元に資料がないのであれなんですけども、正確ではないので、改めて資料にして、財源とそれぞれの工事についての内容について、示したいと思います。

○議長

山口君。

○7番

ただ、最初に聞いた100%起債で、交付税算入もある緊急防災対策事業にはならなかったんですね。そこだけ、イエスかノーかで教えてください。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それも含めてお示しさせてもらいたいと思いますけども、基本的には起債が1,100万で交付税100%充当ってということで、一般財源については704万というふうな、そういう内容になっておりますけど。

○議長

山口君。

○7番

歳入のほうで聞きますが。これもだから、ようけあるな。資料なかったら、全部資料で出していただいて結構ですから。

一つは、個人住民税の現年調定額、課税対象人数、これは均等割以上、均等割も払っている人も含めて、課税対象人数は何人か。

それからですね、個人住民税がどんどんどんどん減っていったんですけども、調定額は書いてますから9億8,571万円ということなんですけど、これは落ち込んだ理由とかも聞きたいけど、まあいいです。とりあえずその数字、人数ですね。今わかれば答えてもらって結構ですけど、いいですか。

○議長

税務課長。

○税務課長

納税義務者数なんですけども、全体で115人減となっております。26年度が9,054人あって、25年度は9,164人となっております。

内訳としては、均等割を納める者については、26名の増加となっております。  
所特割と均等割を納める者が141名の減となっております。

以上でございます。

○議長

山口君。

○7番

9,054人ということは、去年聞いたときは9,210人、25年度ね。  
ということは、160人以上減っているということになるんですが、納税者が減るっていうのは、まあまあ、もちろん人口の減少、特に現役世代が減っているという状況もあるのかもわからないですけども、その辺は、分析はされていますか。

○議長

税務課長。

○税務課長

まず、納税者1人当たりの総所得金額なんですけれども、住民税1人当たりについては、26年度は307万2,478円、25年度が309万4,873円、差し引きで2万2,395円減っております。納税者1人当たりで、2万2,395円減っております。

住民1人当たりになおしますと、128万6,194円、これが26年度です。25年度が129万5,948円、差し引きで9,754円の落ち込みということなんです。

1世帯当たりになおしますと、323万4,416円、これが26年度です。25年度が330万9,409円、1世帯当たりでも7万4,993円の落ち込みということになっております。

以上でございます。

○議長

山口君。

○7番

あと、歳入の滞納の全般についてお聞きしますが、この間、相当徴収努力をされて、平成21年に1億1,600万ほどあった滞納が26年度決算では4,260万まで、7,000万以上減らしてるんですね。相当厳しい取り立ても、前税務課長を中心にされたことだろうと思うんですが、まあそのことは別にして。

ちょっと気になるのは、差し押さえの件数がふえてるんじゃないかということなんです。もちろんね、払えるのに払わない人についてはそれもいいんです

が、前も言ったように商売なんかしてる人にとっては、差し押さえなんかやられると相当信用度が下がって、いろんな不都合が出るものですから、その辺、大丈夫かなというような気がするんで、26年度の差し押さえ件数と金額、これは、だから本当は国保税も入れたいんですが、一般会計ですので国保は別にして、どれぐらいになるのか。その内容も含めてですね、これは資料で出していただけますか。

それと、差し押さえについては、鳥取県の問題で最高裁の判例が出てですね、国税徴収法や地方税法に基づいて、差し押さえ禁止財産とかですね、そういうことがあって、例えば、児童手当とか、そういうものに入ったお金については差し押さえしてはならないとか、いろいろあるわけですね。この間、判例が、それまでは、もう一旦通帳に入れば何でも取っていいみたいなことでやってたのが、それはだめだということになったと思うんですね。

平群町も、もちろんその辺はきちんとされてるんだと思うんですが、そのことは今すぐでなくて結構ですけれども、とにかくさっき言った資料と、同時に、その説明のときに、そういうことは一切ないのなら、ないということをおね、説明としてしていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○議 長

税務課長。

○税務課長

滞納処分の差し押さえ件数と金額について、資料として出させていただきます。

また、差し押さえの禁止財産のことについての有無についても、そのときに説明をさせていただきますと思います。

○議 長

森田君。

○4 番

ちょっと私は、基本的には質問できない立場でございますので、資料請求も含めて質問させていただきます。

65ページの高令者文化・スポーツクラブ補助金ですけれども、おのおの文化とスポーツと区分できるのであれば、金額を教えてくださいませんか。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

文化・スポーツクラブ補助金でございます。スポーツクラブでは、26年度、

長寿会加盟のスポーツクラブが5、未加盟が14、合わせて19クラブです。それと、文化クラブについては、長寿会加盟が33クラブ、未加盟が10クラブ、合わせて43クラブということになっております。

○議 長

森田君。

○4 番

私聞いているのは、そのおのおのの金額ですね。高齢者の文化部門で幾らで、スポーツ部門で幾らかという、その人数は結構なんですけど、わかれば。きょうわからなければもう結構ですけど、資料出してもらったら結構ですけども。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

文化あるいはスポーツ、どちらも差をつけてはおりません。どちらも一律で4,800円ということで給付……

「計算したら出るやんか、そんなん」の声あり

○福祉課長

総計ですか。

「総計言うてるやん」の声あり

○福祉課長

1クラブに対して4,800円ということで、合計出させていただいたらいんですか。

「はい」の声あり

○福祉課長

ちょっと計算せんなんあきません。

はい、すみません。スポーツクラブで9万1,200円、文化クラブで20万6,400円でございます。

○議 長

森田君。

○4 番

資料請求のほうでお願いしたいんですけども、人件費と賃金ですね、この推移がわかるように、予算のときもお願いしたと思うんですけども、人件費で幾ら、決算金額がですね。賃金で幾ら、予算時も請求してると思いますので、その資料はいただけますでしょうか。

あわせてですね、部門ごとの超勤手当、非常にバラつきがあると思うんですけどね、超勤手当ということは、人が不足してるから、御手当をお出ししているというふうに理解できるわけなんですけれども、それは資料としていただけますでしょうか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

人件費、あるいは賃金等について、何年度以降。26年度決算について、それによります人員も含めて、26年度決算について、提出させていただきます。

あわせてですね、超勤の各目ごとの超勤の支出額を提出させていただきます。

○議長

森田君。

○4番

人件費幾ら予算より削減になったかということも、あわせてお願いしておきます。

それとですね、建物ごとにですね、部門ごとでなくて建物ごとの光熱水費ですね。これは悪いんですけども、ほかの委託料も含めて、わかるのであれば資料をお出しいただけませんかでしょうか。例えば、浄化槽の清掃管理費とか、点検とかですね、消防設備とか、警備保障とか、デマンド監視業務とかですね、そういうのが出るでしょうか。

それとあわせてですね、先ほどの補正のときも申し上げたんですけども、これは、指定管理に出してる施設もあわせて電気とかですね、水道とか、もう込み込みで出しているものについては、わかる範囲で出していただけませんかでしょうか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

町有施設ごとのものでですね、光熱費、水道、電気、ガス、これをあわせて、個別というより、光熱費については水道、電気、ガスを合算して提出させていただきたいというように思っています。

それから、あと建物の管理、保守管理、清掃、検査、浄化槽の清掃管理も含

めて、可能な範囲、精査しまして提出させていただきたいと思います。

○議 長

森田君。

○4 番

よろしく申し上げます。特に電気はですね、きっちり、予算のときも請求してたと思うんですけども、これは、いま関電が値上げをすとかいう問題もございしますので、これは、前年度も含めてお出しただけませんか。それは、できると思いますので。

それと、あわせてですね、社有車ですね。リースも含めて、走行距離と管理部門ですね。リースとか社有の区分も含めて、これ以前も1回お出しいただいたと思うんですけども、それはお出しいただけますでしょうか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

町所有のいわゆる車、町有車のいわゆる所有の車でございますが、リース区分も含めて走行距離、それから管理部門等の一覧表ですね、提出させていただきたいと思います。

走行距離については26年度、いわゆる26年度分に係る走行距離でよろしいか、もう一回、再確認をお願いしたいと思います。

○議 長

森田君。

○4 番

それは、それで結構ですけども、往々にして、私は民間の経験しかないんですけども、走行距離が短い車が保有していることは多々あるので、それは26年度で結構です。

それとですね、地方債の償還ですね。残高と償還、26年度分はちょっとお書きいただいていると思うんですけども、過去の推移とこれからの見込み、そういうものは出ますでしょうか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいま森田議員の御質問でございますが、公債費につきましては、当該年度につきましては決算書ベースで、過去の分については、決算書の金額をそのまま押しなべるということと、ほんで、あと償還見通しについても、普通会計ベースで一定資料として御用意させていただくことはできますので、お出しさ

させていただきます。

○議 長

森田君。

○4 番

よろしく願いいたします。

それとですね、私、先般高山市にちょっと研修に行きました折にですね、非常に問題になっていたのは、建設業者がおらなくなって、災害が起こったときに困るという話が出ておりました。高山の場合、雪の除雪の作業があるので余計だと思うんですけども、町内業者の発注状況が、まあ町内外、どれぐらいの金額になっているのか。そういう資料は出ますでしょうか。トータル的に。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

町発注の工事に係るですね、町内業者、町内・町外の一覧表、前年度分も含めて提出させていただきたいというふうに思います。

○議 長

森田君。

○4 番

よろしく願いいたします。

それとですね、国の補助金を使ってですね、いろいろ調査とか、長寿命化とかですね、いろいろやっておられるんですけど、なかなか、成果品が出ておらなかったと思うんです、議会のほうにですね。それはやはりですね、それに基づいて修繕計画をするとか、今回それが実施されているのかということが出てこようかと思しますので、実施分だけでも結構なんですけれども、そういうものは出ますでしょうか。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

ただいまの長寿命化の関係でございまして、毎年ですね、過年度からずっと継続してやっておりますけども、今のその御質問は26年度決算分という、そういう認識でよろしいですかね。

であればですね、橋梁の点検が26年度実施しておりますので、そちらのほうの概要をお示しさせていただきます。

○議 長

森田君。



○ 4 番

ありがとうございます。

建物もそういうものがあつたんじゃないかというふうに思うんですけど、予算をつけて補助金を使って、建物全部調査したというふうなことがあつたと思うんですけど、それがもしかあれば、なければ結構ですけど、お出しいただけませんかでしょうか。

それとですね、補正予算でも奈良モデルとかいろいろ出てたんですけども、電算処理の委託費一覧表、これ 27 年度予算で資料請求したんですけども、これに 26 年度分の決算状況、それと、それに書き加えたいのは、奈良モデルのときもありましたが、業者名を記載いただきたい。そういうことは、できるでしょうか。

○ 議 長

政策推進課長。

○ 政策推進課長

森田議員の電算経費の御質問でございます。電算経費の一覧表につきまして、予算のときに同じようなものをお出しさせていただいたかなというふうに記憶をしております、26 年度の決算ベースで置きかえさせていただいて、提出をさせていただきます。

業者名につきましても、町の受託業者でございますので、業者名も含めて資料のほうに折り込みたいというふうに考えております。

○ 議 長

森田君。

○ 4 番

それとですね、駅周関係ですけれども、非常に透明性が、私、欠けるんじゃないかと。過去の資料見ますとですね、24 年度に駅周の駅前広場ができるというようなことが、私の手元資料にありますんですけども、25 年 3 月までにですね。いまだかつて、駅周の駅前広場はできてない。いろいろ状況はあると思うんですけども。

それと関連してですね、西線、これがなければ接道ができないという、まあ、代替でやるというふうに聞いておりましたんですけども、その大まかなスケジュールですね。どういうスケジュールで、駅前はまだできてない、駅前広場ができてないというのは、これはもう事実ですし、主な事業の、大体 29 年度末、30 年の 3 月までに完成するという目途で進んでるんですけども、それもあわせてスケジュールをお出しいただけますでしょうか。

○ 議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

駅西土地区画整理事業のスケジュールについては、お示しをできるというふうに思います。

ただ、西線につきましては、現在まだ事業決定ですね、要するに具体的な事業スケジュールというのにはできておりませんので、今の時点ではまだ、未定であるということで、ちょっとお示しできかねるということで御理解いただけますように。

○議 長

森田君。

○4 番

そなん、29年3月末までできるんですかね、それで。私は、不思議ですね。これから計画して、設計してですね、土地買収して工事するわけでしょう。それは出ないというのは、私、不思議ですけど、それは別として、まあ出してください。

それとですね、今年度、奈良モデルでペイジー、生駒市とやったということなんですけども、今年度ですか、生駒市と斎場とか、し尿の推進することになってるんですけど、斎場の今の生駒市からの受け入れ状況がわかるような資料が出ますでしょうか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

生駒市からの受け入れ状況につきましての資料、提出させていただきます。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

すみません。1点確認だけお願いしたいんですけども、人件費と賃金の資料の何年度からの資料が必要なのかということ、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○議 長

森田君。

○4 番

できる範囲、過去を追っていただきたいんですけど、過去を追うことによって推移がわかりますし、毎年毎年定昇はやっておると思うんですけども、あわせて職員が多いという一般市民からの話ですね。役場に来て全然、人が減

ってる減ってる」と町長は言われてるんですけども、座ってる人間は変わらない。その原因は、臨時職員が張りついているのではないかと思うので、それはできる範囲、過去わかる範囲、私の記憶では20年度ぐらいからかなと理解してるんですけど、わかる範囲、御提示ください。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

そしたら、大体平成20年ぐらいをめどに資料を提出させていただきます。

○議長

ほか、ございませんか。植田君。

○6番

資料請求をお願いしたいんですが、一つは、41ページの町有バスの運行関係ですね。26年度の稼働状況、それから、それを利用した団体、それと、ここでは業務委託をしてますから、業務委託と直で行った分がどういう状況になっているのか、そこら辺の状況がわかる分を出していただきたいというふうに思います。

それと、65ページのところで、子どもの医療費の関係です。これの資料を去年も出してもらってると思うんですが、26年度についても出していただきたい。26年度については、それぞれ予算のときに一定の数字を積み上げて全体でやってますので、乳幼児とか、それから子ども、小学生、中学生、それから、今高1までかな、26年やったら高1まで入ってたと思うんですが、その予算、26年度だけで結構ですので、予算とそれから決算状況がそれぞれどうなっているのかというのを出していただきたい。もし、その途中で補正が入っているならば、それもちょっと入れ込んで出していただきたいと思っています。

それと、精神障がい者の医療費の分についても、26年度の予算、それから先ほどちょっと山口議員からありましたが、補正で1,000万ほど入っているということで、それが一つは精神障害の部分でのかかった医療費がどれぐらい出てるのか、それ以外も対象になりましたから、それで26年度はどれぐらい出てるのか。あるいは、手帳の保持者の数がどう変化してきているのか。それまで余り精神障がいの手帳保持者というのは少なかったと思うんですが、これ、精神障がい疾患以外にもかかるということで、手帳保持が一定の申請がふえてくると思うのが、そこら辺の状況がわかるものをお願いしたいと思います。

あと、がん検診の受診状況が各、わかるものですね。

それと、防災備蓄品の在庫状況。防災備蓄のほうは多分総務の関係やと思う

んですけども。

それと、あと、斎場の使用状況が、これも昨年度出てますが、これに足して26年度の状況、先ほど森田議員のほうから27年度の分の今現在わかっている分という資料請求だったと思うんです。

「生駒市」の声あり

○6 番

全体じゃなくて、生駒市だけですか。だから、27年度の請求があったと思うんですが、26年度の決算状況の中でそれがわかるような、去年の資料に足し込みするような資料で結構ですので、お出しいただけますか。

○議 長

はい、順次答弁願います。総務防災課長。

○総務防災課長

まず1点が、町バスの運行状況、委託関係、あわせて利用団体もですか。

「それも含めて」の声あり

○総務防災課長

わかりました。そしたら、運行状況、ほんで利用団体、委託関係をあわせて提出させていただきます。

もう1点、すみません。総務防災課のほうではですね、防災備蓄品の在庫状況、あわせて提出させていただきます。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

2点資料請求を指摘いただきました。子ども医療費の関係が1点ともう一つは精神障がい者医療の関係、2点の資料請求をいただきました。これも準備をさせていただきます。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

がん検診の受診状況ですけども、何年から何年とかございますでしょうか。

○議 長

はい、植田君。

○ 6 番

あのね、これ去年も出てるんです。去年が 21 年度から 25 年度まで出しますので、ことし、26 年度の決算に当たっての状況というのを、わかるようなものをいただけたらと思います。

○ 議 長

健康保険課長。

○ 健康保険課長

そしたら、21 から 26 ということでつくらせてもらってよろしいでしょうかね。わかりました。つくらせていただきます。

○ 議 長

住民生活課長。

○ 住民生活課長

昨年もしましたように、3 カ年分ということでよろしいですかね。

それから、森田議員と植田議員に確認なんですけども、その資料の中に生駒市の利用のものを入れるという形でよろしいですかね。合体さすという形で。

○ 議 長

植田君。

○ 6 番

森田議員、それでよろしいですか。

「結構です」の声あり

○ 6 番

はい。ほんだらそういう形で。それで、27 年度については、生駒市が全体的に施設の相互利用が始まってますから、その数を別個にわかるようにしていただけたらなというふうに思います。

○ 議 長

午後 9 時まで時間延長いたします。

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、認定第 1 号について質疑を終わります。

続いて、認定第 2 号 平成 26 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計

歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第2号について質疑を終わります。

続いて、認定第3号 平成26年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。山口君。

○7 番

これ、6月議会で決算のときには出してくださいとお願いしていた、償還金も加味した単年度収支、これ平成20年、制度変わったのが平成20年ですから、そこから後のやつは、担当課長が研究するということでしたけど、ぜひ出していただきたいので、出していただけますでしょうか。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

はい、つくらせていただきます。提出させていただきます。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第3号について質疑を終わります。

続きまして、認定第4号 平成26年度平群町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第4号について質疑を終わります。

続いて、認定第5号 平成26年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第5号について質疑を終わります。

続いて、認定第6号 平成26年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第6号について質疑を終わります。

続きまして、認定第7号 平成26年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。山口君。

○7 番

第5期がちょうど26年度で終わった、その決算の年ですので、第5期のまとめをやっぱりきちっとする必要があると思うんです。もともとの計画と実際の3年間の第5期の事業はどうだったのか。きょう午前中もちょっと言いましたけれども、3年間で6,000万赤字になる予定、赤字っていうのは、要するに6,000万は基金を6,000万取り崩して、1号被保険者の保険料を引き下げるという計画やったわけですね。第5期は。しかし、実際は3年トータルでは黒字になってるわけです。1,000万もいってませんから、100万単位ですけども、199万の黒字になっているんです。それは、なぜそうなったかというのは、ここで答えてもらうより、決算委員会のときに詳しく報告してもらったほうがいいので、ちょっとさっき言った事業計画とそれから実際の決算、数字でどのように違うかったのか。それは出ますか。介護保険の策定委員会では膨大な資料を出してもらうんですけども、それをあとまとめたものというのは出てこないんですよ。この前の運営協議会でも、それはなかったように思います。

で、計画はどうだったのか。今、ここ何回か同じコンサルに頼んでやってもらってますけども、その人たちの仕事の検証の意味もあると僕は思うんですよ。もちろん職員の皆さんが、やっぱりきちんとコンサル以上に事業内容をよく知ってもらった上で、計画を立てていただきたいという思いもありますので、ちょっとこれ、作業どうかわかりませんが、3年間、年度ごとに出さなくて結構です。3年トータルで、いや計画も年度ごとに出してるから、計画と決算と対比した数字。で、まとめとして、なぜこの差が出たのか。当然、わかるやつ、はっきりわかりますよね。施設については、もともと24年度に予定していた

のが1年遅れたとか、2年遅れたとかで当然その分が支出が減ったというのがありますから、そういうわかる分もあるんでね。ちょっとその辺、きちんと検証したいという思いもあるので、まあ来週の火曜日のことですので、時間は十分あると思うので、よろしくお願いします。よろしいですか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

計画と決算ということで、3年間総括をするということでございますので、その資料についてまとめさせていただきたいというふうに思います。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、認定第7号について質疑を終わります。

続いて、認定第8号 平成26年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、認定第8号について質疑を終わります。

続いて、認定第9号 平成26年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、認定第9号について質疑を終わります。

続いて、認定第10号 平成26年度平群町水道事業会計決算の認定について質疑に入ります。森田君。

○4番

ちょっと過去気づかなかったんですけども、15ページの備品保有状況が書かれております。これは備品に該当するかどうか、私は疑問に感じるものがある



るんですけども、普通10万以上が備品の扱いになるというのが一般的だというふうに思うんで、一時15万に上がったという記憶があるんですけども、それです、この35ページとか、あとの表のところに出ております28万4,635円、当初増加額と書かれてるんですけども、これ工具とか器具は項目は書かれているんですけど、実際はないんですね。

「議長、もう一度いいですか」の声あり

○議長

森田君。

○4番

悪いんですけども、15ページの表にはですね、これだけ備品がありますよと。工具とか器具があれば、当然そういうものが記載されてあるべきだと思うんですけども、それが無いわけですね。この一覧表に出てない。それは、総括を見ますと減価償却の当期が28万何がしが出てるわけですね。これは、備品だけでしょうか。それとも、工具とか器具も含めての金額ですか。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

備品というのは、こういった15ページに書かれているようなもので、工具というのは、例えば、単純に言えば金づちみたいなものとか、のこぎりみたいなもので、そういうのはもう備品には入っておりません。計上しておりません。いわゆる一般的な、手持ちの工具的なものについては、ここには書かれておりません。

○議長

森田君。

○4番

ちょっと私の説明の仕方が悪かったと思うんですけども、ここで償却資産になる工具とか器具はないということでしょうねということをお尋ねしてるわけです。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

ございません。

○議長

ほか、ございませんか。山口君。

○ 7 番

これ、26年度から企業会計のやり方変わったよね。去年まで赤字や言うてたのが、黒字に突然変わってやね。より企業会計に近いものになったのかなと思うんやけど、これちょっと俺覚えてないねんけど、こういうふうに変わりますという説明会みたいなのがあったかな。ちょっと覚えてないねんけど。やりますか。何かちょっと余り記憶ないねんけど。

ほんでこれ、黒字になってるねんね。今まで赤字やと言うてたのが黒字になってんやね。1億何ぼ全部消し込んで、なおかつ2億金、まあ手持ちであるということじゃもちろんなくて、土地とか建物とかの資産があるから、それも含めてやけど。その辺は、この会計のやり方が変わって黒字になったということですね。

○ 議 長

上下水道課長。

○ 上下水道課長

企業会計制度の変更につきましては、平成25年度に、一旦資本制度の改正がありました。今、御質問の件につきましては、その資本制度の変更に伴うもので、それに対して独自の説明会ということにはなかったとは思いますが、資本制度が変わりますという話は、何かの機会ですせてもらったように思っております。

山口議員言われるように、いわゆる現金が動くというわけではなくてですね、資本の仕分けが変わったということでございます。資本のほうが減ってですね、資本剰余金のほうが減って、あるいは資本金が減って、利益剰余金のほうに仕分けが移ったということでございます。経理上、こういった制度改正によって変わったということでございます。

○ 議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

はい。ないようでしたら、認定第10号について質疑を終わります。

以上、本案10件に対する質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本案10件については、6人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を

設置し、これに付託した上、審査することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については、6人の委員を持って構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。決算審査特別委員会の名簿を配付いたします。

名簿配付

○議 長

静かにしてください。

お諮りをいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、議会運営委員会で内定しております。お手元に配付いたしました名簿のとおり、6名を選任したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、ただいま申し述べましたとおり決定をいたしました。なお、委員長には森田君、副委員長には井戸君をお願いしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。御多忙のところ恐縮ではございますが、9月14、15日の決算審査特別委員会、よろしく願いをいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 8時08分)